

岡山県立記録資料館  
紀要

第14号

【巻頭随想】	
歴史家は夢を見ることが出来るか…	佐藤 勝巳……………1
【特集】平成三十年七月豪雨災害への対応 特集にあたり	……………6
災害対応の概要	
記録資料館の活動	前田 能成……………17
被災文書の処置	山下 香織……………25
【調査報告】	
「法要記録」に見る坂本金弥	坂本 昇……………29
近世の美作久米北条郡桑下村の年貢分析	水島 宜彦……………39
【ゼミナル報告】	
カバヤ児童文庫 ―戦後岡山の生んだ文化遺産―	岡 長平……………51
【研究ノート】	
幕末維新期における岡山藩国学の死生観と祭祀 ―「小山敬容日記」分析(その三)―	近藤 萌美……………61
【企画展関連報告】	
倉敷市歴史資料整備室所蔵「霞仮橋設計書」から完成図を復元する	高祖 伸幸……………69
昭和九年九月室戸台風により被災した橋の再建写真	岡崎 雅彦……………75

## 歴史家は夢を見ることができるか…

佐藤 勝巳

### 「記録」としての公文書

「記録」とはなんなのか、「記録」する意味はなんなのか。今年（二〇一八年）も「記録」が話題をよんだ年であった。毎日のように公文書（公文書も行政の「記録」である）の取り扱いが話題に上り、それに関連した書物も書店の書棚に並び、それなりの購買数もあったようだ<sup>①</sup>。

昨年から、新聞紙上に、森友問題に端を発した「公文書」や「記録」などの文字が躍っている。「森友文書」が初めて報じられたのは昨年（二〇一七年）二月九日、朝日新聞紙上であった<sup>②</sup>。この問題は様々な波紋を呼び、大きな社会問題となった。特に「記録」としての「公文書」の在り方について、多くの問題点が指摘され、「公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）」<sup>③</sup>に関する信頼性を大きく揺るがすこととなったことは周知のとおり。この間、法律の不備を問う声も大きく、それに対する政府のお粗末な対応<sup>④</sup>、そして何よりも公文書に対する信頼性への疑義が広まってしまった罪は大きい。

財務省や文科省の当事者たちは、記録としての意味を持つ公文書への理解はあったのだろうか。否としか思えない<sup>⑤</sup>。公務員は仕事に付く際に際して、最初に二つの原則をたたき込まれる。「法治主義」と「文書主義」である。何事も法律の範囲、法律に従って業務を行うこと、そして総ての業務は文書によってなされること。業務があればそこには必ず「文書（公文書）」が存在する。そのために文書（公文書）の厳格な取り扱いが、国はもちろ

ん各自治体によって条例や規則、規程によって決められている。この原則が崩れると「行政」そのものが成り立たないことになる。それほど、公文書の持つ意味は大きいのである。努々おろそかには出来ないはずである。公文書には、現在の業務への責任だけでなく、将来に亘って業務完遂結果への責任もある。そのための「記録」である。

公文書の管理については、司法に関わる弁護士界からも懸念の声があがっている。過日、公文書は知る権利や情報公開とあいまって「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であること、さらには「公文書管理は民主主義の基盤である。」（当日の挨拶文）こと等に着目したシンポジウムが開催された<sup>⑥</sup>。このシンポジウムに先立ち、関東弁護士会連合会では全国の自治体を対象にした大がかりなアンケート調査を実施、問題点を洗い出し、詳細な報告書を作成、公表している<sup>⑦</sup>。その中では「公文書管理条例の制定及び改正の促進、公文書の電子文書化の促進及びデジタル・アーカイブの拡充、公文書管理法を実効的に支える物的・人的・組織的な基盤の整備」を提言している。さらに基盤整備の中で、特にアーキビスト等の専門人材の配置・要請にふれ、「公文書館法附則二条」の廃止を訴えている。そこで「未来への記録を引き継ぐ専門職の人材育成」を提言している事は、まさに時節を得たものと意を強くした（二一三頁・提言）。



## 歴史研究者の眼

歴史を学ぶ者は、史実を記録から読み取る。過去からのメッセージを記録から受け取る努力をする。記録の断片を丁寧に再構成して、時代を、社会を再構成していく。そのために「記録」が必要になる。それが「今」を、そして「未来」を見通す指針、コンパスとなる。そのためには「記録」が持つ力を信じなければならぬ。記録は単なるオボエ(覚)でもビボウロク(備忘録)でもなく、「記録」として唯一無二なモノである。記録の持つ意味を十分理解しなければならぬ。今、巷には使い捨ての情報があふれている。瞬時、瞬間に消え去り、何ら意味を持たない情報にややもすれば踊らされてしまう。しかし、消えゆく情報を固定化し、評価し、後世に伝える役割も必要になる。

情報の量は、世の中の仕組みと比例し、複雑化すればする程多くなる。現在の複雑化した「行政」では膨大な量の情報が飛び交い、日々大量の文書が生み出されている。その中より本当の意味で「記録」に値する情報を選び出し、後世に伝える事が益々重要になってきている。その役割を担う「アーキビスト」こそ時代の寵児とならねばならない。

今までの歴史の中で、今ほど文書が残りにくい時代はないかもしれない。何もしなければ今の時代の記録だけでなく、先祖代々伝えられてきた記録まで失いかねない。天災や人災による記録の消失は、先の東日本大震災や今年の数多くの天災により経験したところである。一方、危機感に後押しされて、多くの心ある人々によりその危機を脱した経験もしてきた。<sup>8)</sup>

大震災以来、水損資料や被災資料の救出技術は、多くの経験を経て共有化され、進展してきた。しかし、天災よりも人災による記録の消失にはなす術がない。形式的な対応や認識の低さから失われる資料も残念ながら後を絶たない。<sup>9)</sup>先に発覚した気象庁が廃棄した「カンテラ日誌」は、富士山山頂における貴重な六八年分の記録資料、歴史資料だった。その廃棄につ

いて新聞社の取材に対して、気象庁総務課の担当者は「文書整理の一環」、「個人的に書き留めたもの、職務ではなく行政文書に当たらない」、「庁舎内のスペースは有限で、必要ないものを無尽蔵に保管出来ない」と説明したと報道されている(毎日新聞二〇一八年八月一〇日)。ここには、行政文書(公文書)という意味の誤解、不理解、歴史的な意味を理解出来ない近視眼的な見方だけの誤った価値判断があったとされても仕方が無い。そもそも同記録を「必要ないもの」という認識が理解出来ない。「無尽蔵に保管出来ない」とは言い訳に過ぎない。一度失われたものは二度と戻らない(カンテラ日誌は、規則どおり「溶解処分」にされた。同報道)。同日誌の一部は「ちくま少年図書館」の一冊として刊行されているものである(『カンテラ日記―富士山測候所の五〇年』中島博・一九八五年・筑摩書房)。この本を読んだ子どもたちに、大人たちは何と説明したら良いのだろうか。このような記録の貴重性は誰でも理解出来るのではないか。廃棄には悪意すら感じ、憤りを禁じ得ない、とするのは言い過ぎだろうか。

### 記録の持つ力、そしてアーキビストの眼力

近世において、徳川将軍家を始め、大名家は大概「家」の活動記録を克明に残している。<sup>10)</sup>その目的は、ざっくり言えば殿様の行動を通して「家」の存続に有益な証拠を残す事にあつたと思う。その一つに筆者の住む埼玉県にあつた旧川越藩ゆかりの松平大和守家に伝わる大部な記録がある。現在は群馬県前橋市の市立図書館に保存されているものである。<sup>11)</sup>松平大和守家の藩政記録は、領地毎に残されており、奥州白川(元禄十一年(一六九八)〜)、播磨姫路(寛保二年(一七四二)〜)、そして上野前橋、武蔵川越、さらに異国船警備のために陣屋をおいた相州三浦やお台場警護のための高輪陣屋、そして江戸藩邸のもの等があり、それぞれ詳細な記録となっている。

松平大和守は、前橋から川越に移城(転封)した明和四年(一七六七)

以後、再度前橋に移城（慶応二年（一八六六））するまで、百年に亘って川越藩主となっていた（川越記録は九〇年分二一七冊が現存）。松平大和守家では、領地支配は陣屋をおいて行っていた。その時の様々な出来事が家日記として、川越記録・前橋記録、陣屋の記録として残されているのである。そこには殿様の時々の行動を通して、各時代の世相が読み取れ、幕末には藩主松平直克が「政事総裁職」に任じられた事により、幕末の緊迫した世情などが読み取れる。<sup>12</sup>

もちろん家日記は公文書であり、記録の作成責任者は、毎月朔日に当該箇所「御用番」として名前を記している。役職は「年寄」であるという。<sup>13</sup>書番が江戸や在所からの情報を元に克明に記しており、家に代々大切に伝来したものである。幸い先人の努力によって戦災等からも免れて今、当時の様子を目の当たりに展開してくれている。

これも「日誌」・「日記」が持つ力であり、記録資料の力である。記録資料は、唯あるだけでも十分存在意義があると思うが、さらに歴史学という眼を通して命を吹き込まれ大きな存在となる。そのためにも歴史的な眼力を備えた能力が必要になる。そして、それが記録資料を残す事につながる。大事な能力でもある。歴史を見通す眼があれば、何を残さねばならないか、何が必要であるか、容易に判断が付くだろう。アーキビストの能力として必須なものひとつと考えられる。

公文書管理法は、行政の基本である国の行政文書の管理についての基本ルールを取り決めたものであり、この法律が直に様々な課題や問題を解決するわけでもなく、今までのアーカイブズ機関がそれによって大きく変わることもないはずである。

しかし、この法律が多くの人々の努力によって成立したことは紛れもない事実であり、大きな進展であった。<sup>14</sup>そして、今回の行政文書を巡る様々な問題に対しても、「規範」となるものであったと思う。しかし、何事も運用するのは「人」である。どんなに完璧な法律があろうと、運用は人で決まる。最後は、一人一人の「思い」である。記録資料を「記録」として

命を与えるも、奪うのも「思い」であり、ちょっとした「思いやり」である。一〇〇年以上の記録を残した先人たちの思いは、今を生きる我々が、さらなる後に伝える責任がある。

### 夢を見られるか：

「記録資料」として、現在は様々な媒体による記録が可能になっている。二〇世紀になるまでは、記録として重要な位置を「紙」が占めていた。紙は今でも重要な媒体ではあるが、既に生活の中では「電子の世界」になって久しい。手紙や電話はメールやライン、スカイプへ。行政からの情報や買い物はインターネットへ、と様変わりしている。そして行政サービスもインターネットを利用したものが増え、格段に利便性が向上している。そのような中で、新たな懸念がある。電子社会における記録の保存である。

先に「今ほど文書が残りにくい時代はないかもしれない」と記したが、まさにこの状況に拍車をかけているのは電子社会かもしれない。<sup>15</sup>

行政も、既に電子政府へ大きく舵を切っている。<sup>16</sup>各自治体においても電子化を推進し、各システムを稼働させていることは周知の通り。<sup>16</sup>その中で「電子文書管理システム」、「総合文書管理システム」を稼働させている自治体も多い。ここでは「紙から電子へ」の名のもとに、急速に電子文書への切り替えが進行している。電子文書による業務遂行は能率、効率の面からは紙の文書より良いとされている。事実、電子は空間、時間を超越でき、共有化も簡単である。しかし、紙の世界と電子の世界は「世界観」までも違う。そのために、紙と同様な管理、保存は通用しない部分が多くあり、特に保存に関しては将来的に不安要素がまだまだ多い。一方、紙で克服が難しかった量的な部分において、「書庫がいっぱい」という問題解決には大いに期待が持てる。小規模自治体では年間総文書量が、電子媒体で数一〇ギガの容量であるという。<sup>17</sup>机の上のパソコンに収まるサイズである。行政文書は、アーカイブズ機関に移管されるに当たって、評価・選別を

受けて受入がなされている。年間に生み出される大量の文書を無制限に受け入れることは書庫容量から不可能である。そのために制限(評価・選別)するのである。しかし、電子文書に限れば、物理的な空間は必要としない。極端なことを言えば、全量保存も可能なのである。誤解を厭わずいえば、量的な意味だけからは、評価・選別は必要としない。

何を保存するか、何が保存に値するか、その選択は、アーキビストの永遠の大きな命題であり、そのための模索は今後も続くだろう。しかし、今我々が行う評価・選別は「今の我々の価値判断」である。将来への価値についての「完璧」はあり得ない。記録資料に対峙して、天国か(保存か)、地獄か(廃棄か)の最終判断を下すアーキビストは、時として未来の歴史の破壊者となりかねないのかもしれない(ごめんさい、自分への戒めです)。

電子文書はそんな思いを解決してくれるかもしれない。そして、空間超越の性質を利用した「危険分散」、大規模災害への備えも可能かも・・・そんな期待を抱いてしまう。一方、技術的な面での保存の難しさに大きな懸念があり、将来「記録消滅の時代」と言われる怖さも同時にある。

いずれにしても今、紛れもなく世界は電子社会で成り立っており、後退は出来ない所にいる。これからのアーキビストは、電子社会における記録保存について大きな力を裂かねばならなくなるだろう。技術面も含めて、このような状況下で、未来の歴史家は過去への夢を見ることが出来るだろうか?大きな夢を見るためには、それなりの記録保存が必要であるのだから。

## 声を大にして・・・

今年の全史料協における全国大会は、三度目の沖縄での開催であった。今年「アーカイブズ再考―その価値と活用―」をテーマに全国から会員等が参集して研鑽、親交を深めた。そして、今回初めて、会長(岡山県立

記録資料館長 定兼 学氏)の提案を受けて、「大会宣言」を大会最終日に採択した。それは沖縄という地で記念すべきものとなった。

大会宣言では、「アーカイブズは、唯一無二であり、「アーカイブズを扱う専門職(アーキビストが必要)」、そして「アーカイブズは国民の権利を守る」ことを高らかに宣して、幕を閉じた。今この時だからこそ声を大にして訴えていかなければならないとの思いから発した宣言として、会場に参集したアーカイブズに関わる者は、重く受け止めたはずである。アーカイブズの持つ意味、力を再認識しながら、そして・・・「未来の歴史家が、おおきな夢を見ることが出来ますように・・・」努力を続けよう。

## 〈注〉

- (1) 新書だけに限っても、瀬畑 源氏の『国家と秘密―隠される公文書』、『公文書問題―日本の「闇」の核心』(いずれも集英社新書)、松岡資明氏の『アーカイブズが社会を変える―公文書管理法と情報革命』、『公文書問題と日本の病理』(いずれも平凡社新書)、また、最新刊(二〇一八年一月一〇日)として情報公開を通してみた公文書管理の問題を鋭く指摘した日下部聡氏『武器としての情報公開―権力の「手の内」を見抜く』(ちくま新書)などが挙げられる。なお、雑誌『現代思想』(二〇一八年六月号・青土社)において「公文書とリアル」と題した特集が組まれている。
- (2) 朝日新聞二〇一七年二月九日付け(前掲『現代思想』所載の望月衣塑子「怒りを伝える報道―森友・加計問題から何が暴かれたのか―」を参照)
- (3) 公文書管理法の成立等については、小川千代子氏「公文書管理法―公文書館法から三〇年―」(『岡山県立記録資料館 紀要』第一三号 二〇一八年三月)、佐藤 勝巳「公文書管理法からみえるもの」(『歴史学研究』No.九五四 二〇一七年二月 青木書店)を参照。
- (4) 例えば、問題となった省庁の管理法への理解不足の露呈や、小手先の対応とも思えるような行政文書「取り扱いのガイドライン」の見直し(二〇一七年一月二日)など。
- (5) 森友関連の文書の在り方について、疑義を持ち、改竄等への責任感から自ら

命を絶ってしまった近畿財務局職員の方がいたことに思いを馳せると、公文書がいかに重大なものであるか、問うまでもない。

(6) 二〇一八年九月二八日に開催された関東弁護士会連合会主催のシンポジウム「未来への提言―自治体の公文書管理の現場から」

(7) 『未来への記録―自治体の公文書の現場から』（関東弁護士会連合会刊）、シンポジウムの席上配布されたもので、本編・資料編と併せて四〇〇ページを超える大部なもの。資料編には視察先の公文書館等九館の報告もある。

(8) 被災資料のレスキューは、ここ岡山でも先の水害時における倉敷において、記録資料館を中心に行われている（『岡山県立記録資料館だより』第一二四号、二〇一八年九月）。

(9) 行政内でも規程、規則を形骸的に適応して、本質を見ない対応が行われた結果、歴史的な記録が失われている（千葉県における戦争関連文書の誤廃棄（二〇一七年四月二〇日産経新聞・同年四月二〇日毎日新聞）、気象庁における富士山頂カンテラ日誌の廃棄（二〇一八年八月一〇日毎日新聞）などの報道。

(10) 徳川家の記録として編纂された『朝野旧聞叢藁』（内閣文庫）や『徳川実記』が著名。

(11) 前橋市立図書館所蔵 群馬県指定重要文化財「前橋藩松平大和守家記録」（四〇五冊）、この文書群全部の複写本を、埼玉県立文書館が作成・公開している（前橋市立図書館所蔵松平大和守家文書（川越藩日記））。なお、川越市立図書館でも写真版を公開している。また、群馬県立文書館においても全冊の写真版を公開している。

(12) 松平大和守家の記録については、『前橋藩松平家記録』（全四〇巻・前橋市）、『川越藩松平大和守家記録』（三巻・継続中・川越市立博物館）として翻刻されている。なお、川越市立博物館が刊行した第一巻（二〇一六年三月）の巻頭に、元埼玉県立文書館 重田正夫氏による詳細な解説があり、参照させて頂いた。

(13) 前掲（12）解説による。

(14) 前掲 註（3）参照。

(15) 本格的に始動したのは二〇〇一年「高度情報化通信ネットワーク社会形成基本法」が施行、同年内閣「戦略本部「e-Japan戦略」、その後二〇〇三年「e-Japan戦略Ⅱ」、同年「電子自治体推進指針」（総務省）を策定。二〇一四年「電子自治体の取組を加速するための一〇の指針」を発表。

(16) 内閣府では、二〇〇九年度から「地方自治情報管理概要」を毎年公表している。

(17) 筆者が以前勤務していた戸田市の例による。戸田市では二〇〇四年度から「総合文書管理システム」を本格的に稼働。二〇一七年度で文書の電子化率は約九九パーセント。行政文書は総て電子化されている。二〇一七年度の保存容量はハードディスクで三二ギガバイト（二〇一六年度は二六・一ギガバイト、いずれも戸田市アーカイブズ・センター調べ）。戸田市では、電子文書は当初より暫定的に総て廃棄（消去）せずにアーカイブズ・センターのサーバーに「全量保存」をしている。

(18) 第四四回全史料協全国（沖縄）大会 二〇一八年二月八日・九日開催 於：那覇市

（さとう かつみ 全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）副会長）



## 平成三十年七月豪雨災害への対応

### 特集にあたり

平成三十年七月五日、テレビで記録的な降雨があるので警戒するようにと報道がありました。夕方は小康状態でしたので翌六日に開催予定の古文書解読講座は、事前に通知した「開催当日の午前七時の時点で、県内全域に暴風警報または特別警報が発令されている場合は、講座は休講とします」にあわせることにし、六日午前の講座を開催しました。豪雨の予測から開催有無を質問する電話も朝から一七本ありましたが、講座には四三人が出席されました。交通機関が断続的に遮断している様子でしたので、午後から職員には適宜帰宅するようにしましたが、岡山商科大学主催の博物館講座生の受入と一般利用者の受付はしました。

六日晩には相次いで降雨・避難情報等が入ってきたので特別休館を決め、七日午前五時三〇分になると班長にその指示をし、可能な正規職員のみの出勤としました。当日私は倉敷へ行く予定でしたが中止して、館の施設点検と職員の安否を確認しました。自宅周辺が冠水して出られない職員もいました。翌日午後には開催予定の「さくる岡山ゼミナール」についても、先の講座と同じ扱いにしました。講師が香川県高松市在住でしたので、交通手段が心配でしたが、災害情報が続々と届く中、まずは館運営のことに腐心しました。

警報が解除された八日午前は瀬戸大橋線が不通でしたので、船便で来られる講師を宇野港まで公用車で迎えに行きました。天候は回

復していたのですが午後から開催した講座への受講者はわずか二五人でした。

この豪雨の前後に二つの講座を開催したことが果たしてよかったのか反省する間もなく、気になったのは県内のアーカイブズです。必ず被災しているはずだから、それにどのように対応するかが頭をもたげました。

方法手段は何にしても、まずは「アーカイブズを救出することは、わが館の業務である」ことを館長として宣言しました。館の通常業務との兼ね合いをどうするかについては、そのとき考えるとして、行動をしなくてはなりません。被災アーカイブズは復旧の前に廃棄されてしまいます。わが館には、正規・非正規・臨時等、勤務条件が異なる職員がいますが、ここは職員一同、覚悟を持って対処してもらいました。

今回の災害対応では、多くの困難に直面し、様々な面で限界を感じながら、十二月までできるだけのことをしました。まだ、倉敷市や岡山史料ネットによる水損資料の処置作業は続いていますので、多角的な視点から課題を整理するには、もう少し時間を経た方がよいと思います。まずは三十年十二月まで当館が取り組んだ豪雨災害への対応の一部を報告いたします。

(定兼)

# 災害対応の概要

平成30年12月

災害対応の概要

## はじめに

- 平成30年7月豪雨では、岡山県内で公共施設も被災し、数多くの公文書や行政資料が水没しました。
- これらの資料は、行政の運営に必要なものであり、地域の復旧・復興に欠くことができないものが多くあります。
- 岡山県の災害対応の一環として、岡山県立記録資料館では、発災直後から、県内公共施設の資料被災状況の把握に努め、水損資料の保全処置方法を助言するなど被災した機関を支援してきました。
- 倉敷市立真備図書館の要請により、当館職員が現地で水損資料をレスキューして当館へ持ち帰り、保全処置を行いました。
- 当館は、被災した資料の保全処置を通じて、復旧・復興を支援しています。
- 7月の発災から12月末までの主な活動は次のとおりです。

## 記録資料館の主な活動

(ページ数はスライド右下数字による)

### I 主な活動経過 . . . . . P3

### II 被災施設に対する支援活動

- 1 県立倉敷まきび支援学校 P6
- 2 倉敷市立真備図書館 P8
- 3 倉敷市 . . . . . P10

### III 倉敷市立真備図書館の水損資料の保全処置

- 1 搬入・事前処理 . . . . . P14
- 2 冷凍保存 . . . . . P15
- 3 書類の乾燥 . . . . . P16
- 4 写真の洗浄・乾燥 . . . . . P18



## I 主な活動経過

日付	内容
7月6-7日	豪雨災害発生
10日	県施設・市町村に対して資料の被災状況調査(第1回) 電話で聴き取り 岡山史料ネット打合せ(以後、12月までに9回開催し、情報共有)
	レスキューグッズの館内在庫確認
	「被災公文書等修復マニュアル」(国立公文書館作成)を当館全職員に配付
11日	県立倉敷まきび支援学校から水損資料の保全処置方法指導の要請 HPに「水濡れの歴史資料を乾かすには」(岡山史料ネット作成チラシ)掲載
12日	倉敷まきび支援学校に対して水損資料の保全処置方法を説明 3名派遣 場所: 県立岡山南支援学校(以後、電話による相談に随時対応)
14日	県災害対策本部に当館が把握した資料被災状況と当館活動状況を報告
19日	県施設・市町村に対して資料の被災状況調査(第2回) 電話で聴き取り
22日	倉敷市立真備図書館から水損資料レスキューの要請
24日	倉敷市立真備図書館にて水損資料レスキュー(約120点持ち帰り) 3名派遣 倉敷市真備支所 現地調査
	真備図書館水損資料 当館内で保全処置開始 (以後、10月まで当館全職員と有志の協力により保全処置を実施)

3

日付	内容
7月24日	倉敷市立真備陵南高校から水損資料の保全処置について電話相談
25日	真備図書館水損資料 当館内保全処置作業の協議(体制、作業方法等) 倉敷市教育委員会、高梁市文化財課から水損資料の保全処置について電話相談
26日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、国立歴史民俗博物館に対して倉敷市水損資料保全処置について今後の協力を要請
27日	倉敷市から水損資料の保全処置方法指導の要請
31日	倉敷市真備支所にて水損資料の当面の保全処置方法を説明 3名派遣 真備図書館から写真帳4冊を追加搬入(写真約3,300点)
8月 7日	県文化財課から当館冷凍庫の使用について相談
8日	倉敷市文化振興課から水損資料の保全処置について電話相談
10日	倉敷市4名来館 今後の大規模保全処置の体制づくり等について相談
29日	真備図書館の要望により冷凍した水損資料(約60点)を返却 ⇒ 倉敷市が手配した冷凍庫へ移動
9月26日	岡山史料ネットに対して水損資料の保全処置方法を説明 1名対応
10月10日	倉敷市歴史資料整備室を訪問 水損資料の対応状況を聴き取り 2名派遣
12日	真備図書館の要望により保全処置が完了した文書・地図45点を返却

4

日付	内容
10月13日	真備図書館水損資料 保全処置完了（以後、返却のための整理を実施）
11月21日	倉敷市3名来館 水損資料の保全処置について相談
27日	倉敷まきび支援学校を訪問 水損資料保全処置状況視察 2名派遣
29日	倉敷市から全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、国立公文書館、国文学研究資料館、岡山県に対して水損行政文書保全処置に対する支援の要請
12月 5日	真備図書館水損資料 保全処置完了により残りすべてを返却
7日	倉敷市からの要請により市立真備中学校体育館にて水損資料の状況確認と保全処置作業工程打合せ 3名派遣
11日	倉敷市からの要請により真備中学校体育館にて水損資料の保全処置方法について説明 3名派遣
15日	倉敷市に乾燥用段ボール(エアストリーム用に切断済)提供

## II 被災施設に対する支援活動

### 1 県立倉敷まきび支援学校

- ・ 7月12日、倉敷まきび支援学校の職員が、水損資料の一部を岡山南支援学校へ搬入しました。
- ・ 当館職員3名が岡山南支援学校へ出向いて、倉敷まきび支援学校の職員に対して水損資料の保全処置方法を説明しました。



- ・ その後、倉敷まきび支援学校の職員が、水損資料の保全処置を行いました。

- 11月27日 当館職員2名が倉敷まきび支援学校を訪問し、水損資料の保全処置状況を視察しました。



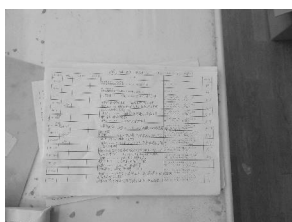
支援学校プレハブ校舎



元作業場所(大会議室)



収納状況(2階教室)



公文書のリスト



整理番号をつけて管理



シリカゲルを入れている

#### 《聴取り概要》

- 作業は、おおむねスムーズに終わった。
- 乾燥途中に場所移動が必要になり、段ボール箱に詰めたため、カビが生えた資料がある。
- 保全処置を行った資料は約600冊、段ボール箱約100箱になる。
- 今後は、保全処置した文書の保管場所などが課題になる。

7

## II 被災施設に対する支援活動

### 2 倉敷市立真備図書館

- 7月24日、倉敷市立真備図書館にて、当館職員3名が水損資料をレスキューしました。
- 段ボール箱10箱、約120点の水損資料を当館へ持ち帰り、保全処置しました。



図書館内部

8

### 図書館でのレスキュー作業



※ 持ち帰った水損資料の保全処置については後述

## II 被災施設に対する支援活動

### 3 倉敷市

- 7月24日、真備図書館の水損資料レスキュー作業終了後、倉敷市真備支所の現地を調査しました。

7月24日 倉敷市真備支所1階





災害対応の概要

- 7月31日、倉敷市真備支所にて、当館職員3名が水損資料の保全処置方法を説明しました。



11

岡山県立記録資料館

災害対応の概要

- 12月7日、倉敷市立真備中学校体育館にて、当館職員3名が水損資料の今後の保全処置について相談を受けました。



12

岡山県立記録資料館

- 12月11日、真備中学校体育館にて、当館職員3名が、水損資料の保全処置方法を説明し、実演しました。



13

岡山県立記録資料館

### Ⅲ 倉敷市立真備図書館の水損資料の保全処置

#### 1 搬入・事前処理

7月24日 記録資料館へ搬入



7月24日 管理台帳作成



14

岡山県立記録資料館



### Ⅲ 倉敷市立真備図書館の水損資料の保全処置

#### 2 冷凍保存

- すぐに作業できない資料や大型図面、傷みの激しい資料は、冷凍保存しました。

##### ①簿冊の解体(7月24日～)



##### ②洗浄



##### ③パッキング



##### ④冷凍



- 冷凍保存した資料のうち約60点は、8月29日に図書館に返却し、市が手配した冷凍庫に保管されました。

岡山県立記録資料館

### Ⅲ 倉敷市立真備図書館の水損資料の保全処置

#### 3 書類の乾燥

##### ①自然乾燥(7月24日～)



##### ②自然乾燥である程度乾いた書類は、ファイルから外し、キッチンペーパーを挟んで乾燥させました。(7月27日～)



##### ③さらに乾燥が進むと、資料とキッチンペーパーを交互に挟み、扇風機の風を当てて乾燥を進めました。(8月7日～)



- ④乾燥の最終段階では、資料を1枚ずつキッチンペーパーと段ボールで挟み、扇風機の風を当てて乾燥しました。(エアストリーム法) (8月12日～)



岡山県立記録資料館

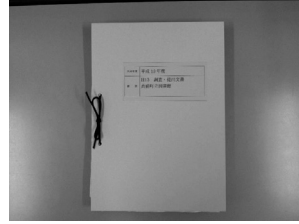
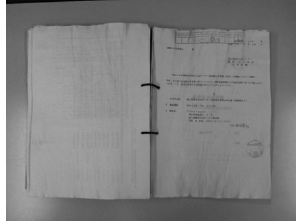
⑤タワシや消しゴム等で汚れを落としました。  
(8月14日～)



⑥破れたページは裏紙をあて補修しました。(8月14日～)



⑦綴り直して、表紙を付けました。(8月14日～)



⑧カビの痕跡がある  
簿冊は乾燥剤と  
ともにビニール袋に  
詰めて、12月5日に  
写真などと一緒に  
返却しました。



### Ⅲ 倉敷市立真備図書館の水損資料の保全処置

#### 4 写真の洗浄・乾燥

①持ち帰った写真帳は、全ページ写真撮影し記録を残してから作業に取り掛かりました。(7月24日～)



②大量の写真の小分けして、  
冷凍しました。



③凍結した写真帳を水に漬けて解凍して一枚ずつ取り出す人、  
写真を洗浄する人、水分を拭き取って吊るす人。  
3人1組で行いました。(7月24日～)



- ④ある程度乾いたら床に並べて、さらに乾燥させました。 ⑤乾燥できたら取り込みました。(8月7日～)



- ⑥写真と間紙を交互に挟んで、写真同士がくっつかないようにしました。



- ⑦封筒に写真の内容を記入しました。カビの痕跡がある写真は、乾燥剤とともに別の袋に入れました。



## おわりに

- 水損資料の保全処置には、岡山大学、ノートルダム清心女子大学の先生や県立美術館の職員にも参加いただきました。
- 岡山市立オリエント美術館からは、除湿器を貸与いただきました。
- 作業期間中には、多くの機関から来館視察があり、数多くの助言をいただきました。
- 試行錯誤を繰り返しながら保全処置を行い、一定のノウハウを得ることができました。
- 一方で、場所の確保や体制づくりなどの課題も再認識しました。
- 関係機関とノウハウや課題を共有し、今後の対応力の向上に努めてまいります。



【特集】平成三十年七月豪雨災害への対応

記録資料館の活動

はじめに

平成三十年七月豪雨では、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し、死者数が二〇〇人を超える甚大な被害となった。

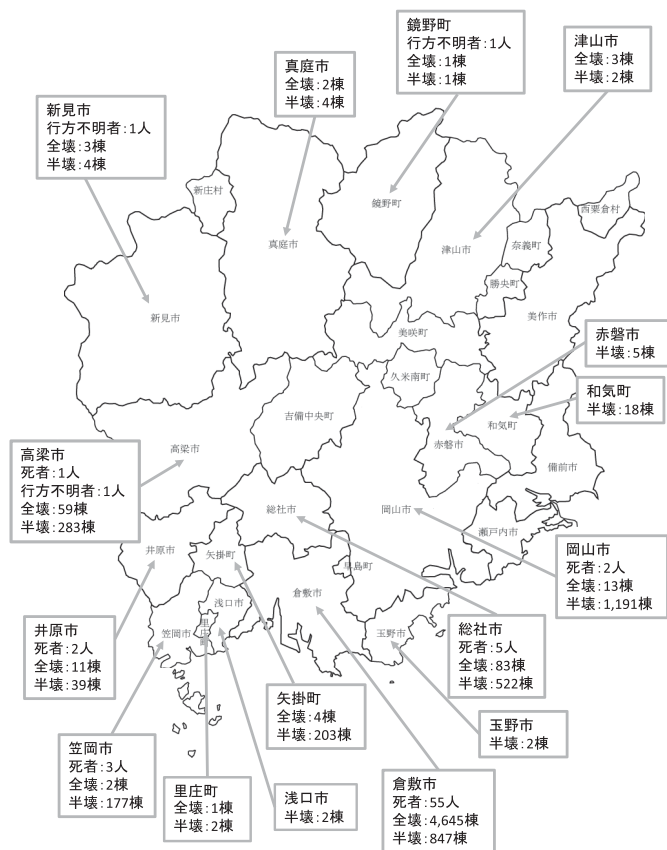


図 県内の被害状況 (H31. 1.4現在)  
岡山県HPより作成

前田能成

岡山県でも河川の氾濫や堤防の決壊による浸水、土砂災害が相次ぎ、全半壊した家屋は八一三〇棟(平成三十一年一月四日現在)に上り、風水害による被害としては戦後最悪となった<sup>1)</sup>。倉敷市、高梁市、総社市、岡山市は公共施設や文化財等も大きな被害をうけ、倉敷市真備支所では一階が完全に水没し多くの公文書が被災した。

当館では主に公文書について、発災直後から県内の公共施設等の被害状況を調査するとともに、水損資料の保全処置についての指導助言、真備図書館公文書の被災資料レスキュー及び保全処置を実施した。

この報告では当館の災害対応に触れ、様々な事態に対してどのように判断し活動してきたかを検証し、課題を明らかにする。関係者及び懸命に災害対応にあたった館の職員には大変申し訳ない内容となるが、今回の活動を通じて得られた経験を今後に生かすためにも、あえて厳しい意見を述べること、県のアーカイブズ機関としての責務とは何か、そのために何をすべきかを考えてみたい。

一 発災直後の対応

(1) 被災状況の把握

七月十日、県施設(知事部局出先機関)および県内の市町村へ公文書等の被災状況について電話で照会を行った。県施設では被災が想定された七

箇所、書庫の浸水、文書の水濡れについて確認を行い、「被害なし」との回答を得た。

市町村については倉敷市を除く二六市町村に連絡を行った。倉敷市については報道されている状況から直接連絡することは控えたほうがよいであろうと判断し、倉敷市のアーカイブズ機関である倉敷市歴史資料整備室<sup>2</sup>から情報収集することとした。

この段階で把握できた被災状況は、倉敷市真備支所及び倉敷市真備地区の学校・公共施設の多くが水没したこと、総社市の出張所が水没しているが詳しいことは不明であること、新見市の支局の一部でロッカーが濡れたこと、矢掛町の一部の小学校が水没したことのみであった。また「不明」「被害なし」と回答した自治体に対しては、今後の支援・協力を伝え、新しい情報があれば連絡をしてもらうよう伝えた。その後、当日開催した岡山史料ネット<sup>3</sup>との打合せや、県文化財課からの情報を集約し被害状況を一覧表にまとめた。

七月十九日、公文書等の被災が判明、及び前回の調査で「不明」と回答した市町村に改めて被災状況等について確認を行った。十日の段階で「不明」と回答した自治体のほとんどからは「被害なし」との回答を得た。

しかし出張所が水没した総社市は、被災した公文書（領収書・申請書等処分しても問題のないもの※市担当者より）を廃棄していた。また矢掛町では小学校・公民館・保育園が浸水被害を受け、公民館では『公民館だより』のバックナンバーが水損したため復旧を考えていることも判明した。倉敷市については当館職員の家族に倉敷市歴史資料整備室の職員がおり、適宜情報は入手することはできていた。市職員は被災者支援が最優先で、公文書等の被災状況の把握やレスキュー<sup>4</sup>を行える状況ではないということであった。

発災直後は「とにかく動かかなければならない」という思いから、早い段階で被災状況の確認を行ったが、各市町村の電話番号を調べるところから始めるというお粗末な状況であった。また「本庁は大丈夫」「支所か

らも特に聞いていない」という回答から市町村全体を「被害なし」と判断したが、総務関係の部署に連絡したため、教育委員会管轄の施設（学校園・社会教育施設等）の被災状況を把握することができなかった。これらについては、七月六日からの岡山県災害対策本部会議の資料<sup>4</sup>に載る「平成三十年七月豪雨による文教施設等の被害状況（速報）」<sup>5</sup>に頼るほかなく、その情報から多くの施設が被災していることが判明した。

このような状況に陥った原因は各市町村内での被害状況把握が不十分であることがその要因ではなく、我々の認識の甘さと準備不足に他ならない。平常時の縦割り組織による情報の流れを意識できなかった。また被災状況の調査そのものも、悪く言えばパフォーマンスに終わってしまった感がある。事実、連絡した自治体からの支援要請はなく、被災した文書等が存在することが分かっているが何の手立ても出来なかったものや、廃棄されたケースもあった。情報収集の在り方とその情報を支援活動にどう生かしていくか課題が残った。

## （2）対応状況

七月十日は館長不在であったが、電話で各機関との連絡調整と情報収集にあたるよう指示があった。市町村への電話連絡と並行し当館が保有しているレスキュー<sup>4</sup>資材の在庫確認及び今後の予想される水損資料の保全処置に備えるために「被災公文書等修復マニュアル」（国立公文書館作成）を全職員に配付した。

十一日には「被災状況連絡票」（被災状況についての連絡または支援依頼を受けた場合）、「調査記録票」（被災地に調査・支援に赴いた場合）を整備し、全職員に記入例と合わせて回覧することで、災害対応の情報の共有化とアーカイブズ化を図ることとした。被災状況などの連絡が次々と入ってくる中で、統一の記録用紙を早い段階で整備できたことは良かったと感じている。また今後必要と考えられるレスキュー<sup>4</sup>等の資材を近隣のホーム

センターで購入した。さらに災害の全体概要と県の動きを把握するため、岡山県災害対策本部会議の資料と議事録をプリントアウトし、被害状況の把握に努めることとした。同日、県立倉敷まきび支援学校より支援要請があり、翌十二日に岡山南支援学校に搬出された水損資料の確認に赴くこととなった。

具体的な活動が始まる中で、館としてどのような立場で災害対応をしていくかについて方針を決めねばならなかった。発災から時間が経過し資料の被災状況が明らかになってくるにつれ、一刻も早く現地に赴き救出しなければならぬという思いを強く持つ者もいた。しかし県災害対策本部が被災地支援を総括しており、水損資料レスキュー・保全処置といった活動も、当然この支援活動の一つであることが求められた。そこで今後の活動は、支援要請を受けて活動すること、当館の主管課である総務学事課と連絡を密にすることを確認した。

このことは思いが先行し空回りしかけていた館の雰囲気落ち着かせることにつながったが「県の災害対応の文脈の中の活動」ということは、独自の判断で活動することを制限することにつながる。アーカイブズ機関として、その専門性を生かした活動をするためには、県の災害対応の中に公文書等の保全が示され、記録資料館がその任に当たるということが明示される必要がある。また「文書のことですら困ったことがあれば記録資料館に相談する」という市町村との信頼関係を構築しておかなければならない。定期的な研修会の開催や資料貸借、問い合わせ対応等日頃から連携をとっていたつもりであったが、県及び市町村への公文書等の保全の重要性や記録資料館の役割を理解してもらうため、さらなる啓発活動に取り組んでいかねばならない。

今回の豪雨災害では広島県立文書館では地域資料も含め数多くの被災資料のレスキュー活動を実践している。資料保全処置については勿論であるが、県の組織としての活動がどのように行われたのかについて参考とした。

## 二 他の機関との関わり

### (1) 岡山史料ネット

岡山史料ネットとの会合は発災直後の七月から十二月まで九回を数える。七月十日に代表の今津氏から情報交換を行いたいという連絡があり、第一回会合を当館で開催した。その後も被災地の現状や民間資料・公文書等の被災状況、レスキューの取り組みなど、それぞれが把握している情報を共有化し、今後の対応について協議を重ねた。

岡山史料ネットは水損資料の応急処置を伝えるチラシの作成、避難所でのチラシ配布、さらに被災地での現地調査・レスキューなどいち早く活動を開始し、館の職員もボランティアという形で参加した。また神戸や宮城の史料ネットなど、これまで資料レスキューを経験した全国の史料ネットとのネットワークが構築されており、資料の復旧に関する多くの情報をもっていた。会合では支援要請への対応や保全処置に必要な機材の選定などそれぞれの活動の悩みも含め、ざっくばらんに話し合わせ、互いに知恵を出し合いながら解決策を模索していった。

また会合以外でもSNS等を利用して迅速な情報の共有化をはかった。さらに岡山大学、県立美術館、ノートルダム清心女子大学で行われた史料ネット

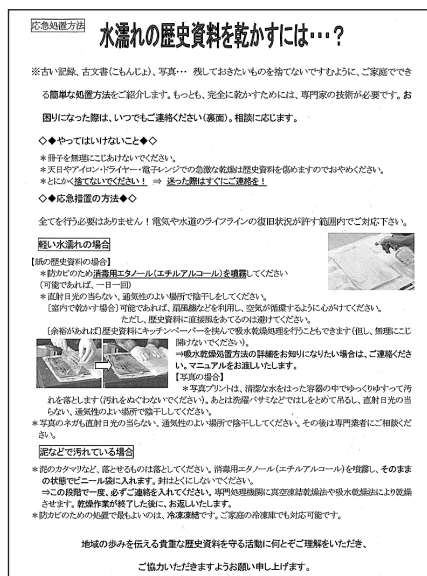


写真1 史料ネットが作成したチラシ



トの活動にも館の職員が参加した。ともに活動する中で保全処置の技術の伝達や必要な機材を互いに融通するといった協力もできた。

今回、岡山史料ネットとの連携は上手くいったよう感じている。もともと館の業務として史料ネットとの連携があったことに加え、日頃の人的交流がその要因であろう。また史料ネットの活動は公文書などの行政資料を対象にすることが難しい場面もあり、公文書は記録資料館、民間資料は史料ネットという形が自然に形成された。民間資料は古文書のみならず、写真やアルバムなど幅広い分野に対応せねばならない。史料ネットはボランティア団体であるため、作業人員の確保も難しいことがあったとき。岡山県の記録を伝える資料を守る同じ仲間として、民間資料を任せきりになってしまったことを反省せねばならない。

## (2) 県文化財課

岡山県文化財等救済ネットワーク（事務局：岡山県教育庁文化財課）は大規模災害発生時に文化財等被災情報の収集、救済にあたる組織である。構成団体は岡山県・市町村・大学・県博物館協議会・岡山県建築士会などの各種法人で構成されており、当館は博物館協議会（事務局は県立美術館）の一会員である。当初、我々はこの組織が今回の災害対応の中心となるであろうと考えていた。しかし事務局である文化財課からは情報提供と物資の支援、支援要請の連絡はあったが、ネットワークとして大規模に災害対応にあたるなどの組織としての対応はみられなかった。また文化財課は被災文化財の調査や支援を実施していたようであるが、その他の民間資料や公文書については支援要請を各機関へ取り次ぐことが中心であったように思う。今回の災害に際しては様々な情報が県内の各機関や団体に寄せられていた。幸いにして当館は前述の岡山史料ネットとの会合で多くの情報を互いに共有することができていたが、把握しきれない情報も数多くあった。情報収集・共有化も含め、こうした災害に対し文化財救済ネットワー

クとして組織的な対応ができるよう体制の見直しを図るべきであると考え

## (3) 全史料協

資料保存機関の全国組織である全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会<sup>8</sup>）については、当館が被災県の機関会員であると同時に協議会の会長事務局であるということから重い責任を意識して務めた。協議会では調査・研究委員会が大規模災害対応に当たることになっていくが、全国各地の被災状況報告や支援要請対応についての相談が多数あり、その対応も行った。

調査・研究委員会へは情報収集と支援体制の構築等の対応を指示したが、人員の派遣や支援物資の提供などで費用が生じるものについて、初期の段階では認識のずれがあった。

七月二十三日には愛媛県西予市教育委員会から、現地における被災文書救援の技術指導要請が会長事務局と調査・研究委員会事務局に入った。指導経験豊富な人材として、林貴史氏（常総市行政文書保全指導員）と青木睦氏（国文学研究資料館准教授）が八月七日～九日に現地を訪問し、これまでの保全処置作業に対する評価並びに具体的な技術指導を行うとともに、今後の体制づくりやボランティアの活用について助言を行った。またこれに先立ち会長（当館館長）が西予市に入り被災状況の確認を行った。青木氏には八月九日に当館の真備図書館からレスキューした水損資料の保全処置作業の指導・助言のため来館いただいた。



写真2 青木氏による指導の様子

こうしたなか、八月八日付けで内閣総理大臣、八月十五日付けで総務大臣・文科科学大臣あてに「平成三十年七月豪雨災害地における公文書等の保全・保存に関する要望書」を提出し国の支援を要請した。

当館が会長事務局であったということはやはり負担が大きかった。県内のことが気にかかりながらも、全国組織の事務局として連絡事務に比重がかかっていたように思う。今回の災害対応にあたって広島県や愛媛県はいち早く活動を始めており、岡山県は特に目立った活動ができていない状況であった。目に見える活動をしなければという思いは少なからず館の活動や姿勢にも影響を与えたと考える。後に述べる倉敷市真備地区の水損公文書の対応にあたった倉敷市歴史資料整備室に負担をかけてしまうような場面もあったことを支援する立場として反省せねばならない。

### 三 被災施設への支援

#### (1) 県立倉敷まきび支援学校

七月十一日、県立倉敷まきび支援学校の公文書レスキュー依頼が県文化財課を通じてあった。その後、支援学校の事務長と連絡をとり、岡山南支援学校に水損公文書を送っていること、校内にまだ多くの公文書が残されていること、机の引き出しのまま持ち出していると伝えられた。翌十二日、岡山南支援学校に赴き被災資料の現状確認と保全処置の技術指導を行った。これは館として初めて具体的な支援活動であった。

被災資料は引き出し八個分の文書とと



写真3 技術指導の様子

もに、パソコン等の機器類もあり、宿泊訓練棟の廊下に仮置きされていた。文書の多くはコピー用紙の綴が多く、チューブファイルまたは紙製フラットファイルであったが、クリアファイルも少量みられた。個別の文書にカビは発生していなかったが、表紙から綴込みの内部まで浸水している状態で紙同士が固着しており、紙破れやインクにじみが起きていた。また綴が泥水で膨らみ、かなりの厚みと重量になっていた。

処置指導については手順を実演で紹介するとともに、処置を要する資料は今後さらに増加すると予想されたため、自然乾燥を主とした作業を提案した。合わせてキッチンペーパーでの乾燥やパッキング法による乾燥も紹介した。今後の対策として教育委員会なども情報共有、連携して対策にあたるよう助言した。

被災資料は支援学校の職員で搬出作業を行い南支援学校で作業をするということであったため、その後も定期的に電話・メール等で助言を行った。幸いなことに支援学校の中に古文書等の資料整理経験がある職員がいたため、比較的順調に作業を進めることができたようであった。資料は片付けの終了したまきび支援学校の二階へ移され、十一月二十七日に現状確認のため現地を訪問した。保全処置を行った資料は六〇〇冊程度、段ボールにして約一〇〇箱程であった。今後は被災資料の保管場所の確保が課題であるとのことであった。

比較的早い段階での水損資料の保全処置に取り掛かれたこと、作業場所が確保できたこと、被災した施設の職員が処置作業にあられたことなどが順調に作業を進めることができた要因であろう。相談に対する訪問指導やメール、電話連絡での回答・助言という支援方法は、当館の限られた人員を考えると、多くの被災施設を支援する場合有効な方法であると考えられる。今回は一名の職員が中心となったが、今後の複数の施設に対応するためにも保全処置の専門知識をもつ人材を育成しておく必要があるだろう。

#### (2) 倉敷市立真備図書館

倉敷市立真備図書館の水損資料を当館で受け入れた経緯は以下のとおりである。

七月二十一日、岡山史料ネットにより被災した古文書のレスキュー作業が行われた。その際、同じ敷地にある図書館の公文書の被災も確認したが、大量であったため搬出を断念した。この日ボランティアで現地入りしていた筆者も現場で被災公文書を確認したが、真備図書館の職員が撤収していたため写真を撮影したのみであった。

七月二十二日、真備図書館の現状を館長に報告するとともに被災公文書の今後の扱いについて協議を行った。その結果、公文書の保全処置作業を当館で実施可能であることを真備図書館館長へ伝えることとした。館長からは是非レスキューをお願いしたいと回答があった。また公文書は市教育委員会から必要なものとして残しておくよう指示があったもので、現在ナイロン袋に入れて運び出している状況であること、開館当時の写真アルバムもあり、貴重な資料であることも告げられた。分量はナイロン袋大二袋＋αとのことであった。

七月二十四日、真備図書館にて被災公文書の搬出作業を真備図書館館長立会いのもと三名で実施した。公文書は泥のついた状態でナイロン袋五袋に入っていた。簿冊の状態を確認しながら梱包作業を行った。また追加で館内に残されていた公文書、図面類、工事写真、航空写真なども救出してもらいたいと頼まれ、あわせて持ち帰ることとした。二時間程度で搬出作業を終了、持ち帰った資料は段ボール一〇箱＋α、約一二〇点であった。

このように水損公文書を偶然見かけたことがレスキューに結び付いたのだが、当時図書館では約十二万冊の図書の廃棄作業中で、こちらから連絡



写真4 搬出の様子

しなければ廃棄図書とともに処分された可能性がある。また残しておいたとしても長期間適切な処置をせぬまま放置することになっていたであろう。今回のケースのように被災現場が混乱している中で被災状況の把握や支援活動を行うためには、ただ連絡を待つだけでなく現地へ赴き調査をする必要であると感じた。

その後館内での保全処置作業に取り組むことになるのであるが、受け入れ態勢の整わぬままスタートした感は否めない。資材の準備不足は勿論のこと、作業人員、作業場所、保全処置の方針など十分に話し合われる間もなく作業に突入した。また通常業務をこなす中での作業であったため職員に過度の負担を強いることとなった。筆者自身、当初は使命感に燃え熱意をもって作業に取り組んでいたが、先の見えない活動と単調な作業はその意欲をすぐに充分であり、資材不足と劣悪な作業環境もあいまって館内に不協和音が生まれた。

こうした事態に陥らないために災害時の支援活動を館の業務として明確に位置付け、職員の共通理解のもと取り組んでいくことが必要である。場合によっては業務の見直しも検討する必要がある。なお水損資料の保全処置の具体的な活動については当紀要の山下香織(当館職員)の報告を参照されたい。

### (3) 倉敷市

発災直後から倉敷市歴史資料整備室と連絡をとり、倉敷市真備支所の被災状況については早い段階から把握していた。しかし歴史資料整備室、支所の職員は被災者対応に追われ、水損公文書の救出は後回しにせざるを得ない状況であった。また支所以外にも前述の真備図書館などの社会教育施設や学校園などが水没し、多くの公文書が被災している状況であった。当館では今後大規模な水損資料のレスキュー及び保全処置作業が始まることになる予想し、その際は全面的に協力する旨を倉敷市歴史資料整備室へ



伝えていた。

七月二十五日には倉敷市が真備支所・教育委員会管轄施設の水損公文書を一括してレスキューに取り組み方向で考えているが、場所の確保に時間を要するとの連絡があった。その後調整に手間取り、実際に作業場所が確保され、保全処置作業が開始されたのは十一月半ばを過ぎてからであった。この間、倉敷市真備支所の二階へ運び出された公文書等の応急処置指導、今後の方針についてなどについて助言を行った。

現在も保全処置作業は真備中学校体育館で続いている。十一月二十一日倉敷市から歴史資料整備室・総務部・教育企画総務課の担当者が来館し、具体的な保全処置作業の打ち合わせを行った。また他機関への協力を求めるよう助言し、倉敷市から正式に国立公文書館・国文学研究資料館・全史料協・当館へ協力要請が出された。

倉敷市からの要請を受け十二月七日、被災資料の状況確認と作業工程の打ち合わせを実施、十一日、市職員等への技術指導を実施した。真備中学校体育館はボランティアによって清掃されブルーシートの上にそれぞれの組織が保管していた被災資料が並べられていた。発災から五か月以上経過していたため、カビが進行しているものや固着しているものも多く、困難な作業が強いられることが推測された。市の担当者からはここに至るまでに多くの資料が廃棄されたとの話も伺った。

実際には運びこまれたものの何十倍もの文書が被災してはいたはずである。例えば我々が早い段階で現地に入り、被災状況を把握し岡山史料ネットや全史料協、国立公文書館など関係機関に連絡し、今後の対応を市の担当者との協議することもできたのではないか。市の職員は避難所の運営や被災した市民への対応などで業務が混乱する中、水



写真5 市職員への技術指導の様子

損した公文書をどうするかなど考えも及ばないはずである。倉敷市が要請できる環境を整えるなどの積極的な行動が多くの被災文書の救出につながっていたかもしれない。

大規模レスキューを意識するあまり、倉敷市歴史資料整備室や市の教育委員会から相談を受けた際、「広い作業場所の確保が必要」であることを強調しすぎた感がある。事実、作業開始が遅れたのも場所の確保が二転三転したためで、これまでの全国で行われた事例をあまりにもイメージしすぎていた。前述のまきび支援学校のように、それぞれの施設で取り組むよう助言し、個別に支援をすることもできたのではないか。被災自治体の体制や被害状況に応じ、柔軟な考え方ができなかったことは反省せねばならない。被災資料のレスキュー活動においてその方法は一律ではないことを肝に銘じたい。

## おわりに

ここでは当館の災害対応を検証しそこから見えてきた課題をいくつか述べてきた。担当として「できるだけのことはやった」という思いは勿論あり、館の職員が大変な作業に根気強く取り組んでくれたことへ感謝と敬意を表したい。しかし「良くやった」で終わってしまったのでは今後災害が発生した際、同様の失敗を繰り返すことになりかねない。何が駄目であったのか、どう動けばよかったのかを検証することが必要である。

今回の災害では館の被害はなく知事部局の公文書も無事であり、本来であれば余裕をもって事態に対応できたはずであった。しかしこれまで述べてきたように、現実には混乱と試行錯誤の連続で、状況に応じた適切な判断ができていたとは言えない。こうした事態を招いた要因の第一は、災害対策をレスキューグッズの備蓄としかとらえていなかった我々の認識の甘さにならぬ。

災害が発生した際どんなことが起きるのか、何が問題となるのか、その

解決するための手立てはどうかのかなど様々な事態を想定した具体的なシミュレーションに基づいて、非常時の体制や行動計画を策定することこそ災害対策と言えるのではないか。もちろん想定通りに対応できるわけではないが、少なくとも初動には大きな違いが出てくのは間違いない。

また国立公文書館や全史料協などの専門機関とパイプを持っていながら、有効に活用できなかった。被災地と専門機関をどのように結びつけていくかを、県のアーカイブズ機関として探っていく必要がある。災害対応にあたっては、実際に作業をする者のほか、作業をするための物資を揃える者、連絡調整を行う者、組織の体制を整える者など後方支援も含め多くの者が携わることとなる。こうした救出体制の構築には、その関係機関のみならず広く言えばアーカイブズ保全意識が国民全体に広がっていることが必要である。

今回の報告が近年頻発する大規模災害へのアーカイブズ機関として求められる役割と、その期待に応える取り組みを考える一助となれば幸いである。

最後に今回の災害にあたり、まさに体を張って資料を守る活動に取り組んだ倉敷市歴史資料整備室の山本氏、岡山史料ネット代表の今津氏、県博物館協議会事務局の福富氏、その他多くの関係者の皆様に感謝の意を申し上げる。

#### 〈注〉

(1) これまでは昭和二十年(一九四五)九月の枕崎台風による全半壊家屋一八三七棟が最多。

(2) 総務課市史編さんが平成十八年度改称し誕生。歴史公文書や古文書の利活用とその保全を目的として活動。総務局総務部総務課の課内室であるが、事務所は真備支所の庁舎内にある。

(3) 「予防ネット」として平成十七年(二〇〇五)に設立。代表は今津勝紀岡山

大学教授、岡山大学文学部日本史研究室内に事務局設置。

(4) 災害対策本部会議は七月六日から八月三十日まで三十六回開催。資料や議事録には被害等の状況、被災者支援の取組状況、今後の対応方針が報告され、県庁各課が集約した具体的な被害状況も載る。

(5) 県立学校施設被害状況、市町村立学校施設市街状況、社会教育施設市街状況、文化財被害状況でそれぞれの施設名並びに「校舎床上浸水」、「グラウンド法面土砂崩れ」など具体的な様子が載る。

(6) 土砂崩れにより被災した神社の文書や水没被害を受けた小学校の文書、災害ゴミから回収された屏風、旧山陽道沿いの旧家文書など多くの資料を受け入れている。

(7) 大規模災害発生時に県内の文化財などを守るため、大学や自治体などが連携して活動することを目的に、平成二十六年(二〇一四)三月に設立。

(8) 全史料協の発足は昭和五十一年(一九七六)、会員相互の連絡と連携をはかり、研究協議を通じてアーカイブズの保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。全国の公文書館等を中心とする機関会員と個人会員で構成される。

(まえだ よしのり 岡山県立記録資料館)

## 被災文書の処置

山下 香織

### はじめに

今回当館で処置した公文書は、倉敷市立真備図書館の職員が被災した図書館の事務室から「これだけは」という強い思いで救出した文書一一七点である。真備から搬送してきた直後は異臭がただよい、泥水の汚れで膨らみ重量が増していた。大ポリ袋二つ程度という事前の情報だったが、実際のところダンボール〇箱程度の分量であった。

搬入にあたり館長の指示があった。当館で処置する公文書は真備図書館のものとはいえず、館業務として行うこと、全てを処置できるかどうかは分からないが全部預かり作業すること、館の通常業務になるべく支障を及ぼさないようにすること、バックヤードの荷解室と階段室で作業すること、であった。真備図書館は平成十二年（二〇〇〇）開館した比較的新しい図書館で、文書もそれ以降のものがほとんどだという。特に平成合併前の真備町時代の図書館の活動が分かる文書を救出したいという話だった<sup>1)</sup>。以下に当館での処置作業の概要をまとめ、特に留意した点を中心に紹介しておく。

### 一 処置の概要

豪雨発生から二週間以上経過して、紙はかなりふやけてたが、幸いにも文書にカビは発生していなかった。しかし文書は塊と化していて、どれも表紙か、どこまでがひとまとまりかさえ分らないくらい汚損していた。

そして一般的なA4サイズの簿冊以外にも大型図面や写真台帳らしいものが多く含まれていた。作業を開始するにあたって、泥汚れを簡単に落としながら、注意を要する文書（写真等の紙以外の資料、図面、汚損のひどいもの等）を選別した。

【表】乾燥作業の工程

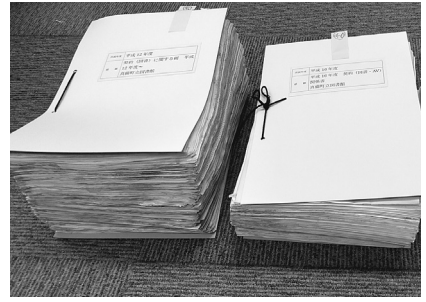
作業期間	処置内容
7/24	乾燥場所の準備。文書の濡れ、汚れの状況確認。文書名を記録し、管理台帳を作成。表紙等を外す。文書にメモを付ける。
7/24 ～8/31	キッチンペーパーをはさみ適宜交換・追加。水分計で乾燥状態を測定。乾燥未了分は全頁にキッチンペーパーとダンボールをはさみ、業務用扇風機をかける。
8/30 ～9/4	乾燥完了後に白表紙に綴じ直し。カビの有無を目視で確認。
9/4 ～10/12	集塵機を使用しタワシ等で泥汚れを適宜落とす。乾燥剤（シリカゲル）を文書収納箱に同梱。

まず一般的な普通紙の文書全三五点は乾燥作業で処置を進めた。乾燥作

業の主な工程は【表】の通りである。契約関係の一〇〇〇頁以上にあたる簿冊が多かったため、作業は手間だったが、八月末には乾燥作業はほぼ終了した。

塊状になった文書は、スノコ上に新聞紙を敷き、立てることができるとして乾燥させ、ファイル表紙の文書名等を確認し、管理台帳を作成した。そして表紙を取り除き、文書に番号等のメモを付けた。開くことができる箇所を確認しながら、キッチンペーパーをはさんでいった。その後は乾燥状況を確認しながら適宜交換・追





【写真1】綴じ直した文書

加した。ある程度キッチンペーパーを入替したところで、水分計で乾燥具合を確認した。まだ湿りが残っているものは文書一枚ごとにキッチンペーパーとダンボールをはさんで通風を良くし、業務用扇風機を一日以上かけて乾燥させた。一点あたりのページ数のある簿冊が多かったため、適宜分冊をしながら作業を進めた。また、ホッチキス部分はサビが出ていたり、湿りが残ったりしているため、留を外した。最終的に水分計の測定値が通常のコピー用紙とほぼ同じになったところで乾燥完了とした。

乾燥後は白表紙に綴じ直し、一枚づつ目視でカビの有無、乾き具合などを確認した【写真1】。泥汚れがはげしい文書にはドライクリーニングの作業を追加した。その際は粉塵の舞い上がりを防ぐため、できるだけ集塵機を利用した。しかし乾燥泥はなかなか落ちず、悪戦苦闘の末、タワシで削り落とすような感覚でクリーニングを施した。念のためクリーニング跡をデジタル顕微鏡で確認したが、紙質に目立った異常はなかった。なお、乾燥途中で文書三点にカビの痕跡を発見した。作業者の安全と他の文書への被害を防ぐために、該当文書は作業を中止し、冷凍保管とした。

次に、大型地図や写真等（全二六六枚）は、乾燥の前に洗浄の処置を追加した。写真はポケットアルバム型の台帳が多く、建設中、施工完了、開館式典や記念行事、他館の視察など内容は多岐にわたっており、合計で三三〇〇枚余あった。

残念ながら洗浄により画像の一部が消えたものもあるが、大部分は残すことができた。すぐに処置できない写真は、作業できる分量で分冊して冷凍保管し、作業時に水中で解凍して洗浄した。作業前に記録写真を撮り、洗浄の処置を追加した。二〜三人組で解凍・アルバム解体↓洗浄↓乾燥という流れで行った【写真2】。吊るし乾燥の後に平置きして反りを直した。



【写真2】荷解室での写真洗浄

【写真2】荷解室での写真洗浄  
以上のように、今回は乾燥作業を主としたが、当館で処置しにくい大型の文書やカビ等の被害の大きい文書等は当面の間は作業を見送り、冷凍保管することにした。今回冷凍した文書は、①大型図面（簡易製本）、②カビや汚損が

ひどい文書、③緊急に使用する予定のない文書を対象にした。また、開館行事に関する文書など図書館の沿革に関わる文書についても、より丁寧な処置を後で検討した方がよいと判断し、冷凍処置とした。  
冷凍処置は、保管中の作業の進行状況や「真空凍結乾燥」の導入等の事態にも対応できるように処置をしている。例えば建設工事関係の文書は、簿冊内に図面袋やカタログ等の様々な形態の文書が綴じられていた。そこで文書の順番が分かるように、形態や大きさ、厚みが一定になるように分冊して冷凍した【写真3】。当館で冷凍処置した文書全五六六点は、八月末から倉敷市が主導する水損公文書復旧事業に引き継がれ、現在は真空凍結乾燥の処置を待っている状態である。

## 二 作業の安全

まず作業場所の確保という問題があった。当館は面積が一万七五四六㎡と狭く、整理作業のためのスペースも決して十分とはいえない。今回はバックヤードの荷解室と階段室、職員用廊下を主たる作業



【写真3】簿冊内の図面袋



【写真4】職員用廊下での乾燥

もないたため換気が不可能で、キッチンペーパー入替等の作業はしにくい。そのためやむなく職員用廊下を主たる作業場として使用し、乾燥後の文書は撮影室で保管した【写真4】。

作業では安全を第一とし、従事者の体調管理には特に注意した。独特の臭気がただよう中での作業だったため、作業場所では空調と空気清浄機を稼働させ、室温三〇度以下・湿度四〇％程度となるように設定した。乾燥場所と作業場所は毎回清掃を行った。作業にあたっては、防護のためのマスクと手袋を常備し、必要に応じてゴーグルやヘアキャップ等を装着した。しかし手袋を付けての作業は紙がめくりにくく、徹底しにくい場合もあった。

作業は週四日程度行い、一日あたり二時間以内とした。作業は一人一時間とし、毎回五〜七名が交代して各作業に従事した【写真5】。目ヤニや喉の違和感を訴えた職員もいたが、幸いなことに大事には至らなかった。とはいえず、決して良い環境とはいえない中でキッチンペーパーの入替やダ

場所としたが、作業場所の確保は当館の今後の課題である。

荷解室は通常は収集した文書を仮置きする場所として使用している。ここは空調もあり温湿度の調整がしやすく、水道が使用できる。冷凍庫と集塵機も設置しているため、ここで冷凍と洗浄処置を行った。しかし狭いため、ここでは乾燥作業はできなかった。当初予定した階段室は、通常は職員もほとんど使用しない場所だが、狭く空調も窓

氏名	行先	船舶時間
定兼		22日:24日
岡崎		写A:写A
池田	出張	写A:写A
岡本	出張	写A:写A
田中		写B:写B
前田		写B:写B
岡	週休	写B:-
山下		冷:冷
上井	15:00~	写A:-
近藤	週休	写B:-
花谷		写A:写A
片岡	出張	写B:-
菅谷		写B:写B
高祖		写A:写A
岸本	週休	写A:-

【写真5】作業当番表

ンボールの裁断、清掃、消耗品の買い出し等、連日にわたる単調な作業に懸命に取り組んだその努力は図りしれない。この結果、無事作業を完了することができた。

### 三 被災資料と作業の記録

被災した資料を被災前の状態にもどすことは、現状では不可能である。当館で行った処置も再利用できる状態に復旧させたにすぎない。作業の進めるにつれて、処置方法に悩むことも多くあった。往々にして、文書の元の姿から形状を変更することを余儀なくされたからである。そのため今回の処置においては、被災の現状を記録する、そして復旧の記録をとることを重視した。特に写真の洗浄では、資料が壊れる瞬間を目の当たりにした。

写真を慎重にアルバムから取り出そうとすると、ポケット内に入り込んだ水とインクが混ざり合い、端から画像が消えていく。ポケットを切り裂いて写真を取り出し、真水で洗浄してみても、汚れとともにあざやかな色が溶けていった。洗浄せずに乾燥させてからドライクリーニングという方法も試してみたが、汚れが落ちず強烈な臭いに悩まされた。また預かった写真のほとんどは施工写真で、同じような内容、構図の写真が多く、順番確認に手間取った。

そのためアルバムの全員の記録写真を撮ることにした【写真6】。処置で万が一画像が消えたとしても、記録写真のデータから複製を作ることができる。また同時にアルバムに注記された文字記録も残すことができる。冷凍処置においても、必要に応じて簿冊を分冊したり、図面入袋を解体したりせざ



【写真6】被災写真の現状記録



るを得なかったため、現状を記録し簡単な調査をとった。これらの記録は、貴重な災害対応の記録として保存するだけでなく、今後の防災・減災のための普及啓発事業にも生かしていきたいと考えている。

また今回のような処置事業は、当館では初めてのことであったため、綿密な処置計画を立て、作業の記録も残すよう努めた。搬入前に大まかな方針を立てた後、一週間程度作業を進めながら、各地の事例を参考に全体の処置計画を練った。当初からある程度の期間がかかることは想定していたが、通常業務との兼ね合いから、できるだけ短期間にある程度までの処置を完了したいと考えた。その後館内で協議し、長期間にわたり作業を続けることはできないという判断が下され、八月中に主な処置が完了できるように工程を検討した。そのために業務用扇風機や除湿器、水分計などの機材を入手し、担当職員を増やして館職員全員で取り組むことにした。また使用する道具も十分吟味し、作業の安全と省力化に努めた。大型の除湿器は岡山市立オリエント美術館から借用した。その後は、処置の進捗状況を確認しながら、作業の段取りを調整し、毎週工程表を作成した。作業のない日も温湿度管理、乾燥状態はできるだけ毎日確認した。

なお毎回作業日誌をつけて、作業の内容と引継事項、感想等を記入したことは有益だった。作業担当は固定化していなかったため、日誌や工程表は回覧して館内で情報を共有化できるようにした。加えて従事者の率直な感想は、作業の段取りや環境改善等に生かすことができた。また、被災資料の処置に関する相談を受けた際や視察、取材等の対応にも役に立った。

## おわりに

延べ二六日間一六六名が作業に従事し、十月中に全ての処置を完了した。年内には真備図書館に文書を無事返却できた。図書館の職員の方々にも忙しい合間をぬって作業に参加していただいた。しかし、今回行った作業は当面の処置で、長期保存できるような処置ではない。今後の保管状態によっ

ては処置した文書にカビが発生する可能性が十分にあるため、保管上の注意点や重要な文書については早めに複製を取っておく必要性をお伝えした。図書館の方からは今回の経験を今後の文書管理に生かしたいとかがい、当館としても一つの使命を果たすことができた。ただ、このような被災後の処置も重要ではあるが、日常の予防が第一であることはいうまでもない。当館は被災を免れたが、今後の災害に対応できるように一層の対策を進め、普及啓発活動に積極的に取り組んでいきたい。

今回の処置にあたっては、岡山史料ネット、岡山県立美術館、岡山市立オリエント美術館をはじめ、県内外の関係機関から多くの皆様にご支援をいただいた。また、国文学研究資料館の青木睦氏、尼崎市立地域研究史料館の河野未央氏、長崎歴史文化博物館の富川敦子氏、奈良文化財研究所、文化財保存修復学会等の専門機関の方々にはご助言と温かい励ましをいただいた。処置にあたった当館の職員も当初はこんな汚れた文書がどうなるのかという不安があったが、この文書が復興につながることを信じて作業を行った。職員をはじめ、多くの関係者の協力なくしてはこれだけの処置はできなかったことは何をおいても明らかである。改めてお礼を申し上げる。

## 〈注〉

- (1) この話を受けて当館では、倉敷市立図書館のホームページで公開されていた真備図書館の年報等を参考に、現在入手しにくいと思われる文書や手書きの文書等を優先的に処置した。
- (2) 文書中に写真が綴られているものもあったため、写真のみ別置して処置し、処置後に元の文書にもどしたものもある。写真は洗浄した後乾燥させた。
- (3) マイナス二三度で一週間から二ヶ月間程度冷凍したが、表面上の劣化は見られなかった。
- (4) 天草市立天草アーカイブズ『平成18年豪雨災害における水損被害公文書対応報告書』（平成二十二年）、ほか。

（やましたかおり 岡山県立記録資料館）

# 「法要記録」に見る坂本金弥

坂本 昇

## はじめに

明治・大正の二代にわたり実業家・新聞人・代議士として多方面で活躍した岡山市出身の坂本金弥（以下「金弥」、写真1）については、これまで本記録資料館の紀要で金弥の評伝を「実業家編」（第一一号）と「新聞人編」（第二一号）に分け、それぞれ考察を試みてきた。ところが業績調べをする中で昨年、金弥没後に厳修された「故坂本金弥先生 十周年法要記録」（以下「記録」）の資料が東京在住、金弥子孫宅に遺されていることが分かったのである。



写真1 坂本金弥（個人蔵）

この資料に目を通すと、法要の様子や併せて営まれた追悼座談会の内容などが綴られている。しかも、座談会の参加者は金弥と直接交わった人物があまり日を経ず、金弥動向やその人物像を語っているという点では、まさに一級の資料といえよう。現時点で金弥の足跡がここまで知れる資料はない。

そこで本稿は、「記録」からひも解くことのできた金弥創刊の「中国民報」（以下「中民」）発刊前後の経緯や彼の人柄に関する事項を中心にして取り上げ、考察を

試みようとしたものである。

これまで金弥の考察は実業家編と新聞人編に加え、「政治家編」の三構成と構っていたが、政治家編の前に急ぎよ、本稿を挟むことにした。このため、以前述べた事柄と重複する内容も出てくるが、あらかじめお断りしておきたい。未知な部分の多い金弥という人間の実像を垣間見ること在今后、金弥研究の一助になるのではないかと期待している。

## 一 政治に目覚めた金弥

座談会で語られた金弥の半生を見ていく前に今一度、簡単に彼の経歴を振り返っておこう。

慶応元年（一八六五）二月十六日生まれの金弥は、一六歳で岡山商法講習所（所長・箕浦勝人）一期生として入所した。その講習所時代、講師陣の影響もあって「民権」に目覚め、政治思想を涵養されたと考えて差し支えなからう。講習所を修えようと、法律を学びに大阪へ出ていた金弥は代言人を志し、一端の壮士気取りであったのか。この関西遊学中、公安の内債が張り付き、警察に呼ばれて取り調べを受けることになったようだ。ちょうど岡山出身の女性運動家・景山（福田）英子や小林樟雄ら関わった大阪事件が起きる前年の明治十七年（一八八四）の出来事である。この一件は安否を気遣う父・弥七郎宛てに大晦日付で投函した金弥の手紙（写し）<sup>1</sup>で知れる。





写真2 岡山市東区犬島の犬島製錬所跡（筆者撮影）

その後、金弥は家業の質屋兼古物商を継ぐため岡山へ呼び戻されたが、なお政治への思いは冷めることがなかった。二〇歳の頃、政治活動をする様子は県特高資料のメモ書きの中に記述がある。

また、そうした活動の傍ら単身帯江銅山（倉敷市中庄一带）の経営に乗り出して苦闘の末、やがてその産額を増やした。精錬所を帯江から瀬戸内海に浮かぶ犬島（岡山市東区犬島、写真2）に移転したのが明治四十二年とされる。さらに事業の拡大を図るなど、西日本有数の鋳山王となっている。

帯江で財を成した金弥は、第五回衆院選（明治三十一年三月）で県議からくくら替えし、見事に初陣を飾った。岡山第一、七両区で珍しいダブル当選を果たし、世間の耳目を大いに集めたことは、当時の新聞紙面からもうかがえる。以来、中央・地方政界で犬養毅（号・木堂）らと行動を共にし、通算七期、都合一四年余りの代議士生活を送った人物というのが大体のプロファイルである。

## 二 十周年法要

さて見つかった資料は、B四判原稿用紙三八枚袋綴じ（写真3）である。五九歳で一期を閉じた金弥が没したのは、関東大震災発生直後の大正十二年（一九二三）十月二十二日。従って十周年の忌日は昭和八年十月二十二日に迎えたことになる。

「記録」に

綴られた内容によると、法要は当日午前一〇時から岡山市山崎町（現・野田屋町）、本行寺（写真4）で営まれ、未亡人・定当主・新、弟・坂本義夫（以下「義夫」）夫妻、

金弥の妹婿・権三郎、令弟・鑿四郎ら遺族をはじめ、会葬者八〇余人が参列している。

導師である能仁事一師の読経とともに開式され、遺族や親族、一般来会者の焼香があった後、多年金弥と親しかった岡本佐市が發起人代表で一場の挨拶をした。この後、「中民」社員の総代として専務取締役・大森実が霊前に立ち追悼の辞を述べている。以下、その大略を記す。

「先生は（略）少小、四方の志を懐き政界に投じ実業界に入り風雅に遊び、岡山の坂本”は”中国の坂本”となり、日本の坂本”として名を成されました」。後進の者として感謝するのは金弥が新聞事業に着目し、「中民」の「社長として中国の人文啓導に尽くされました功績であります」（「記録」）などと述べている。

この後、祭文や弔電の披露があって、午前中に法要を終えた。昼餐はさみ、午後からは仏前で追悼座談会が行われた。やはり岡本が座長を務め、二時間半にわたり、「生前坂本氏に親炙した諸氏」（「記録」）という西村丹

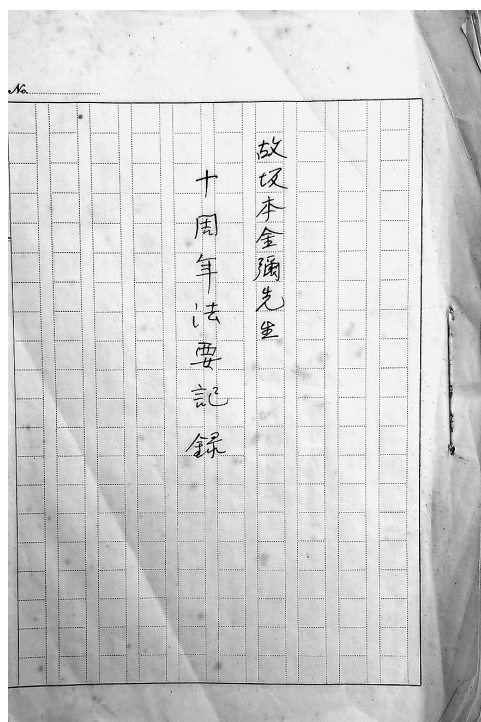


写真3 「十周年法要記録」表紙（個人蔵）



写真4 本行寺（筆者撮影）

治郎、佐々木志賀二、柿原政一郎、山根林太郎、今井比羅之助、武藤與作、原澄治、家本為一、鹽見保太郎、義夫と岡本を含めた一人が追悼談を話し、故人を偲んだ。最後に文責は西村繁次郎抄記とある。

郷里に帰る前にこゝで一夕泊つて坂本先生に会つて岡本君の紹介状を出したと思ふ、坂本君に会つて色々政治上の話を聴いた、成程これは余程面白い人であるといふ第一印象が残つてをる

西村の郷里は備中だ。金弥のことだから岡山の料亭でも対面が実現したのか。西村も「余程面白い人」と印象を語っているように、互いに意気に感じた者同士が金弥の周囲に参集していったのだろう。ここに名前の挙がった岡本や梶谷、西村といった連中こそ大隈重信の「築地梁山泊」にならば、「金弥梁山泊」とでも称すべき面々である。いずれも後年、政客や名士となった。

補足しておくくと金弥経営「中民」が経営難に陥り、大正二年三月、倉敷・大原家へ身売りする橋渡し役をしたのは岡本だ。以後も「中民」と「山陽新報」（以下「新報」）両社の合併を推進し、「山陽中国合同新聞」発足時には初代社長に就くなど新聞界と関わる一方で、各界に多くの功績を残している。

#### 四 「中民」誕生話

先程紹介した略歴で理解できると思うが、金弥半生の出発点は帯江銅山があればこそである。莫大な益金を基に政治活動はもちろんのこと、多くの事業に資金を注ぎ込み、実業家になさしめた。新聞界へも食手を動かしている。ここでは、その新聞事業において見逃せないポイントだけに絞り、動向を拾ってみよう。

時代としては明治二十四、五年前後の出来事になる。新聞人として金弥が最初に関わったのが自由党系機関紙「岡山日報」のオーナーとしてであった。しかし、同紙編集幹部らの内紛でオーナーを辞し、経営を離れると金弥が次に取った行動は政治団体「備作同好倶楽部」の立ち上げだった。そして、その機関雑誌である月刊『進歩』<sup>10</sup>発行・終刊を経て、「中民」創刊

### 三 「金弥梁山泊」の面々

座談会で口火を切っているのは岡本だ。岡山で第一号の公認弁護士でもあった彼は金弥と同年であり、明治二十七年（一八九四）に岡山市で弁護士を開業する以前、すでに知り合いであった。「中民」の所に法律学校を拵えてゐた」（「記録」）時分からといい、その岡本が金弥の人物について、こう断じている。

坂本君は政治方面なり文学方面に興味を有つてをられて、面白い人間であればその人を引立てた、そういう各方面の人が集つて梁山伯みたやうなものであつた

この点については、やはり西村も同様の感想を持ったようである。本人自らが金弥に処遇を得たのは明治二十三年初秋の頃だが、そのきっかけは友人の梶谷藤衛が東京で知り合いであった岡本から、金弥と一度会つてみると良いと勧められたという。「記録」に記すところでは――

へと段階を踏んでいくのが金弥の大まかな足取り（「新聞人編」参照のこと）だが、この「記録」の確認によって、より詳細な事実が浮き彫りになってきた。

二十五年二月になると第二回衆議院選挙があり、歴史上よく知られた品川弥二郎による選挙大干渉<sup>(1)</sup>が起きた。実はこの事件が「中民」創刊の大きな理由となっていることがうかがわれる。

当時、『進歩』は「治安を妨害するもの」とされ、たまたま当局から発行禁止処分中<sup>(2)</sup>であった。全国各地で死傷者多数を出す騒動へと発展したこの選挙干渉は大変な社会問題となったが、県下の「作州では選挙に人を殺したといふ騒ぎで殺気漲つた」（「記録」）というデマが飛ぶ有様。西村は語っている。

斯ういふ風な乱暴狼藉のことをやつてはいかん、雑誌位では言ふことがいへぬ、更に新聞を始めやうといふ考へで、その第一回の相談を春三月か四月頃と思ふ、その時分先生は奥さんと帯江銅山の事務所（写真5）で寝泊まりが出来てゐた、大勢が二日位御厄介になつたでせう、愈々新聞をやらう

これに対して金弥は

極力新聞の方をやれ、いかんところは私が引受ける、機関新聞発行の使命に向つて邁進せよ

と答えている。

こんな様子で二十五年春に新聞のことが仲間内で話題にのぼり、およそ四ヶ月後の同年七月三十日に誕生したのが「中民」である。社長は金弥、名義人は鷹取田一郎。しかしながら、こうした日刊紙創刊話は当然、他紙も情報を掴み、金弥らの動きをマークしていたはずである。「中民」初号

発行までの間、読売新聞（以下「読売」）や地元の老舗紙「新報」は、相次ぎ記事に取り上げた。

「読売」の同年六月二十日付は「◎中国民報 同民報は社会主義に依り自由改進黨の合同を期し来月五日岡山県岡山市に発売する由」。片や「新報」の方は同年七月二、三日付と連日に及んで「●中国民報の内情 坂本金弥が過日来大阪に赴き奔走し居る由にて」、「●中国民報 機械買入の約束も整ひ上阪中の坂本金弥も帰岡したれば近日発刊の運びに至るべき由」などと話題の動向を追っている。座談会で西村が話している

内容と新聞各紙が伝える情報とを重ね合わせれば、「中民」発刊までの経緯が複合的に、より明瞭となる利点もある。

これまで「中民」の創刊については『中国民報社誌』などが「金弥が大飛躍を期して」と記すくらいで、あとは当時岡山を襲った未曾有の大水害<sup>さな</sup>の最中、第一号がやっとの思いで誕生したエピソード話が中心だ。創刊へと至る意図や一連の経過などは必ずしも詳らかでなく、それだけに西村の語る回顧談は意義深い。

加えて、その頃の金弥夫婦といえば帯江の事務所で寝泊まりして詰め、



写真5 帯江銅山事務所（個人蔵）



とても岡山の自宅に安閑としておられる身分ではなかったようだ。「金弥梁山泊」の連中が帯江まで押し掛けて行き、現場事務所で「中民」発刊の段取りが最終的に決まったらしい。その使命も機関新聞として発行する——というものだったことが知れる。

## 五 「中民」の刊行作業

実際に刊行準備が動き出すと、西村本人や梶谷、犬飼源太郎らが株金募集、販売拡張のため備中や美作方面をくまなく歩いたという話も目新しい。それにつけ「先輩の方々も力を尽されたが、林醇平氏等大に力を入れられたものです」（「記録」と、「中民」側面支援に助けられ、難産の末に初号が誕生している。記念すべき第一号二面に犬養の「同志諸君に告ぐ」の寄稿論文（『山陽新聞七十年略史』など）が載り、同紙付録面（東大・明治新聞雑誌文庫所蔵）には、大隈重信をはじめ改進黨系の人たちの祝辞や祝電が次々掲載されている。金弥と木堂との密接な関係も、あるいはこの時点から始まったのか。

今後、金弥がいうところの新聞の使命とは何かや、木堂との関わりなど、さらに詰める検討課題は残されている。が、それにしても追悼座談会の中で語られている「中民」草創期の悪戦苦闘ぶりが際立ち、「記録」の記す内容は興味深いものがある。

（発行一年半くらいは）新聞を編集する人間は皆無給を原則とした、但し食ふだけ下宿賃位はやらうといふので十円位貰った人が多かったでせう

新聞の紙は一日も欠かすこと出来ぬ、一週間の紙を買って置くことも出来ず毎日買うて翌日金を送る

という自転車操業の毎日。金弥の懐具合も火の車で、借金に借金を重ね

ながら何とか急場をしのいだのが実情のようだ。

こうした窮状に対し先輩諸氏の中でも、とりわけ注目される存在感を示したのが先程名前を出ていた倉敷の重鎮・林であった。この点については「坂本金弥の支援者 林醇平」（『高梁川』第七十六号）で詳述したので、拙稿を参照されたい。

## 六 後進の育成支援

次に金弥の後進支援に移ろう。「中民」の経営が安定するのは帯江と軌を一にし、明治三十年代に入ってからだ。金弥が生きた時代は三度の戦争に遭遇し、戦時や戦後不況といった景気変動の荒波を受け、浮沈が激しいのがインフラ関連業界である銅鋳業だ。破産寸前の苦境に追い込まれたことは度々で、大正十三年発行の松枝保二著『数寄の人々』（報知新聞社出版部）の金弥の件（くだり）を読むと「日清戦後には借財山の如く、債鬼門に相つぐ有様」だったという。また、そもそも「中民」身売り自体が、当時の台所事情の不如意を物語ってよいよう。

しかし「中民」経営の間、「坂本先生が二十二年間支出された金は夥しいものである」。こう西村は座談会の中で振り返っているが、佐々木志賀二や武藤與作らに対し金弥は厚く遇した。二人はともに東京の学生時代に恩顧を受けたといい、若い後輩をも目配りして「引立てた」良い事例であり、ここに両人の話を紹介しておく。

無論書生時代の我々は金が欲しいのですから有りがたく助けて貰ふといふやうなわけで一年ばかり助けて貰うた関係がある（佐々木）学生時代から御厄介になつてをります、一番最初は東京の靈南坂のところにな大きな別荘があつた、（略）自分はそこでお目に懸つてから御厄介になつた（武藤）





写真6 武藤與作（個人蔵）

佐々木は帯江銅山の関係

で金弥と縁のあった岡山の佐々木家へ養子に入った人で、朝鮮半島在勤時代を経て帰国後、政治家として、さらに晩年になり実業界で腕を揮った。そして、武藤（写真6）といえは鑿四郎（写真7）と六高時代から

無二の親友同士であった。

六高卒後は互いに京都と東京に別れた大学生活であったが、明治三十九年七月、

東京帝国大学工科大学応用

化学科を卒業した武藤は、金弥に請われ犬島製錬所の

建設・仕事に携わった。大

正時代には金弥経営の九州・

久原炭坑株式会社などで役

員を務めた人物である。



写真7 坂本鑿四郎（個人蔵）

イとして『月刊をかやま・古里を思ふ』（昭和二十一年）に寄せている。

坂本の屋敷になつて（略）由緒のありさうな門を建て、どこからか乳鉢を持つて来て門扉に打ちつけたりしたが、扉の板は削つたばかりの新らしい色をしてゐるので、いかにも成り金が勿體をつける爲の趣向の様であつた（写真8）

（昼の時報の）あの音がする度に荒手の坂本には千圓と云ふお金が轉がり込むんぢやと古京の大人達が噂をした

“ヤマが当たつた”彼の金満家ぶりを

百閒らしい筆致でリアルに描き、金弥の

息遣いも聞こえて来そうなほどである。

確かに金弥は今でいう新興成り金の人であつた。

以上、すでに人の口にのぼつた噂話、

語り草を彼のことを知るには相応しく思

えるので書き加えた。

それにしても金弥は「常人に真似の出

来ない」（「記録」）金銭感覚の持ち主で、

金遣いも鷹揚だつたようである。そうし

た散財ぶりを物語るこんな話を佐々木も

披露している。



写真8 坂本家本邸表門（個人蔵）

この三十九年前後の頃といえは、帯江の生産が全盛時代を迎え、事業収益も大幅な伸びを示す。それだけに見方を変えれば、この当時に金弥の絶頂期であつた。こうした具体的な様子はすでに「実業家編」で「晴れの舞台」として紹介もしているので、ここでは触れない。少々余談話を続けたらと思う。

それは金弥が前年の三十八年、岡山藩家老・伊木忠澄の旧邸「荒手屋敷」（岡山市古京町）を購入し本邸とした時の逸話である。周知の如く、随筆家の内田百閒は同町出身だが、金弥のこの古京転居にまつわる話をエッセ

佐々木家に縁故のあるこの銅山も終に数百万円、恐らく数百万円坂本君の手に入つたが、その金をよく散じた、実に儲けることは儲けるが、それをうまく使ふといふことは何人も考へおよばぬ、先生は政治家をはじめあらゆる方面の人を助け、自分は政治界に実業界に活動してあれだけ散じた

実際にこのような話題は折々の新聞紙面で格好のネタとなった。「東京朝日新聞」の「黄塵録」は「阪本金弥金五百円を進歩党に寄付して親戚に実印を取上げらるポン引に掛った田舎息子と一般」と伝え、秋田魁新報は二面で「氏は進歩党の金穴で二六新報にも十五六万の資金を出し又代議士の十二三人も其の手中より撰出せられて居るそうだ」と報道しているのが目に付く。

記事中、五百円の寄付は金弥が進歩党から推薦を受け、華々しく代議士の初陣を飾った翌年の出来事であり、二六新報というのは金弥と同郷の秋山定輔（倉敷市出身）が明治二十六年、東京で創刊した新聞だ。経営難で創刊間もなく一度潰れたが、三十三年二月に再刊された。三井財閥攻撃などで紙価を高め、全盛時には十八万部の発行部数を誇ったとされる。金弥とは秋山が大学卒業後の二十三年、岡山の料亭・一富士で会食して以来すっかり意気投合した長年の盟友である。

それにしても、なぜ東北地方の一新聞にまで金弥のニュースが載っているのか。不思議な気もしないではないが、掲載日などを頼りに辿っていくと当時、金弥は秋田出身の友人で大阪・山口銀行理事だった町田忠治（のち代議士）に同行し、植村俊平と三人一緒に秋田入りしていた。秋田では政財界関係者らの歓迎会や講演会に臨み、交流の機会をもった動向が掴めたのである。そのためであろう、岡山選出代議士の来秋に際し話題のテーマとして地元紙が記事に取り上げたものと考えられる。

今となっては、もちろん金額の真偽など確かめる術はないものの、火のない所に煙は立たぬの諺通り、やはり金弥は散在を続けているのだらう。その後、進歩党から国民党に衣替えした時代も、同党の知恵袋となりながら豊富な資金を政界工作に用い、木堂とともに勢力拡大に尽くしたのは後世、人の口が語り継いでいるところである。

## 七 石井十次との出会い

ともあれ、「記録」に書き留められた参列者は、岡山市内はもとより県内一円や、遠く東京、大阪方面からの来岡者の姿もあった。それに靈前花輪などの御供をした大原孫三郎、秋山や町田、八代和平・祐太郎らの顔触れを考慮すれば、実に多士済々。金弥生前の交友範囲が如何に多彩で広範囲であったのか、驚かされるばかりである。そのような人物交流の中で、やや異色と思えなくはない人物の一人に石井十次・岡山孤児院長の名前が柿原政一郎の追悼談の中で取り上げられている。

実は柿原は石井と親戚筋に当たり、若い時から孤児院によく寝泊まりし、同院を手伝っていた。その柿原が小耳に挟んだ石井の金弥評というのを紹介しておきたい。これも先程の内田百閒と同様で金弥の実像をうかがう上で格好の材料と考えるからである。

その知れぬ人物である、正宗を荒砥にかけたやうな男

結構「冷めた目」というか、金弥の人柄をよく観察している気がする。二人が初めて逢ったのは「石井十次日誌」（以下「日誌」）によれば、明治四十年（一九〇七）九月一日のことだ。これは四十年「日誌」により確かめられるが、もっとも石井は以前に一度、明治三十年四月に金弥を訪ねている。その時は金弥が不在であったため名刺を置いて退散したそうで、それ以来ほぼ一〇年ぶりの対面というわけだ。今度ばかりは石井も慎重に事を運んでいる。

あらかじめ孤児院四本柱の一人と称された篤志家、菅之芳・県医学校長に金弥への紹介を頼み、どうやら対面が叶った。当日午後、妻子同伴で孤児院を訪れた金弥に対し、石井は「日誌」の所感の中で以下のような報告をしている。

一、氏はたしかに生ける人物なり 二、氏は本気の人なり 三、氏は未製品なり（略）

加えて坂本一家の動向をうかがう、こんな記述もあった。

一、坂本兄弟が現在やっておるつまらない「政党革新の運動」を中止し 二、事業に全力を集中して出来る丈の金もうけ 三、私共とともに伝道並理想的の政治及び社会救済の事業に全力を集中する様にして下さい（四十年「日誌」九月七日より）

また、同年十二月八日の「日誌」の項を繰ると

伎倆にゃ迷はぬ財産にゃほれぬ わたしゃ御前の意気にほれた

次年度四十一年の孤兒院評議員の委嘱を金弥に頼んだところ、快諾されたことから思わず口ずさんだ都々逸らしい。

## 八 対談者が語る金弥像

石井のこうした事例も含め、これまで『岡山市史（人物編）』<sup>18</sup>や『備作人名大辞典（乾巻）』<sup>19</sup>などが紹介している金弥評、つまり「参謀型の人」や「人となり任侠」といった世評に加え、さらに理解が深まると思われるので、併せて他の出席者が座談会中に吐露した金弥評も列挙しておこう。

「坂本君は賽の河原みたいな男」（西村が振り返る守屋此助の評価）

「艱難に遭遇して益々勇気を出す人であった」（西村）

「非常な鋭さと細かい非常に情の深いところがあった」（柿原）

「政商といふ主義は全然なかった」（武藤）

「痛快な人、腹の人」（原澄治）

「私を後援して呉れました、絵のパトロンを得た」（義夫）

などなど。

号・梅巖を名乗った義夫が若くして浦上春琴<sup>20</sup>の孫弟子に絵の手ほどきを受けたことは世上、ほとんど知られていない。新聞の記念号特集面にカット絵代わりに蟹の絵を掲載したり、時たま席上揮毫の依頼を受けて筆を運んだ。そうした依頼人の中には、義夫に内緒で人伝に絵を求める金弥の姿もあったとか。事業に、代議士活動に、と東奔西走する日々を送った金弥。晩年になると名物茶器を手に入れるなど風流三昧に親しんだが、もしかして美術の夢は弟に託していたのだろうか。東京土産で印材を買い求める弟想いの兄でもあった。

## まとめに代えて

この追悼会に出席した人物は三〇年以上に及び金弥の傍らで生活断面を観察した岡本や西村らに代表されるように、長く深い交際のあった人たちがばかりである。そして、人が人と呼んだ「金弥梁山泊」に集う人々にとっては「面白い人」、「意気に感ずる人」が交流に通底する志向だったのである。同時に、その志向は多くの仲間にも生まれ、支えられた金弥の処世術を考察する上で不可欠のキーワードとなっていると思えてならない。

これまでは明治のベストセラー作家でもあった中江兆民<sup>21</sup>が、その著書『二年有半』の中で述べた金弥の短評「坂本金弥君 年少白面軽薄才子の態有りて、内實に氣膽有り、識度も亦高遠なり、余唯一たび交語し大に敬意を發せり、是人後必らず名を成す可し」。

明治三十四年、兆民が「遺書替わり」に発行したという同書があまりにも有名で、後刊本の金弥評に影響を及ぼした観もしないではない。だが本稿では、たとえ追悼座談会という制約はあるとはいえ、対談者が語る一言一句の中には、その内容の濃さとともに多彩な金弥像の新たな一面を垣間見せてくれているのではないだろうか。

ただし、筆者の調査・研究不足からせつかくの好古の資料でありながら、眼光紙背に徹することが出来なかったのは残念である。今後とも一次資料の出現を願ひ、併せて一層の調査・研究を積み重ねていくことが課題である。その上で金弥という人物は、はたして兆民のいう「めがね」に適ったのかどうか、その答えを見つけ出したいと念願している。

最後になるが、法要の諸費収支精算書も書き留められており、必要経費を除いた残余金百壹円五十五銭は社会福祉事業などへ活用された。巻末添付の領収書によると、貧民救済のため金五十円が岡山博愛会（岡山市大字花畑）へ指定寄付され、残り五十一円五十五銭が戦病死者弔慰金として「中民」へ寄託されている。

#### 〈付記〉

本稿執筆に際し、法要記録資料の提供を受けました東京在住の坂本金弥子孫の方々をはじめ、秋田県立図書館や大阪府立中之島図書館、大阪商業大学商業史博物館、岡山県立図書館、岡山県立記録資料館、岡山在住・武藤家子孫の各関係者に記して感謝の意を表します。

#### 〈注〉

- (1) 金弥の手紙(写し)には「岡山出立後ハ警察署ニ於テ種々探偵致居候由私ニ於テハ何モ犯罪ハ無之向後トテモ罪ヲ犯ス積リハ更ニ無御座候」などと綴っている。
- (2) 「高等警察資料」(岡山県記録資料館所蔵複製資料)中の「県政党沿革大要」で金弥に関し、次のように記す。「明治二十年頃坂本金弥一青年ノ身ヲ以テ鶴鳴俱樂部ヲ起シ陰ニ進歩主義ヲ抱藏シ居リシカ、…」。
- (3) 本行寺は当時、池田輝政の外護を受けた日蓮宗妙満寺派の寺として山崎町に建てていたが、岡山大空襲(昭和二十年六月二十九日)で山門だけを残して焼失。その後、焼夷弾跡の残る山門とともに現在地の岡山市北区蕃山町に移転しており、現在は顕本法華宗の寺院である。
- (4) 岡本佐市は慶応元年(一八六五)、岡山城下下之町生まれ。東京法学校(現・法政大学)に学び明治二十一年卒業、同二十六年、弁護士試験に合格すると翌年から岡山市で開業。岡山弁護士会長や岡山市議、岡山県議など歴任。昭和九年、「中民」取締役から「山陽新報」社長となり、両社の合併に尽力した。
- (5) 岡本佐市を除く出席者一〇人の内訳は▽身内・鉱業関係で坂本義夫、今井比羅之助、武藤與作ら▽政治・新聞関係で西村丹治郎、山根根太郎、家本為一ら▽大原以後関係で柿原政一郎、原澄治ら▽家業・地元関係で佐々木志賀二、鹽見保太郎ら、と分野分けできる。
- (6) 「中国民報」が大原孫三郎の手に移ったのは大正二年三月十五日。「山陽新聞七十年略史」(山陽新聞社、一九四九)によると、譲渡金は五万円であった。大原家に移行し、社主・原澄治、主幹・筒井継男が就いた。
- (7) 「山陽新報」と「中国民報」は合同し、昭和十一年十二月一日から「山陽合同新聞」となり、新会社名は「株式会社合同新聞」と称した。その翌十二年九月には題号を「合同新聞」と改題した。現紙名の「山陽新聞」は戦後二十三年五月から。
- (8) 「岡山日報」は明治二十二年二月、岡山市で創刊された。主筆に土佐出身の植木枝盛を迎え、当初は社主に山崎弥平が就いていたが、間もなく金弥と交代した。
- (9) 備作同好倶楽部の結成は明治二十四年六月十五日。岡山市内芳春館で発会式が行われ、座長に林醇平が座り、事務員に坂本金弥のほか、佐藤嘉三郎、橋本



潤、川上定次郎、梶谷藤衛が推挙されている。

- (10) 『進歩』の創刊は明治二十四年十一月二十七日。岡山県内では岡山県立記録資料館が創刊号だけを所蔵。発行兼編集人は梶谷藤衛、印刷人は川上定次郎。ほぼ月二回のペースで刊行され、第九号で終刊となった。
- (11) 明治二十五年の選挙大干渉は内務大臣・品川弥二郎が県知事に指令して民党(野党)候補者の弾圧を行ない、岡山ではなかでも犬養毅の第三選挙区が激しかった。「県知事千坂高雅は対立候補として馬越恭平を立て、郡吏・警察官を総動員して選挙干渉に狂奔させた」(『岡山県史第二八巻 政治・社会』岡山県、一九八七)という。
- (12) 発行禁止処分は第四号(明治二十五年一月十日)が「治安を妨害するもの」とされた。当局から解停となり、第五号が出たのは三月二十五日。
- (13) 金弥の苦境時については、『数奇の人今昔の人』をはじめ、『秋山定輔は語る』(大日本雄弁会講談社、一九三八年一月)や『町田忠治翁伝』(町田忠治翁伝記刊行会、一九五〇年発行)中にも同様なエピソード話が述べられている。
- (14) 和気郡和気村の豪農の二男に生まれた佐々木志賀二は岡山市山崎町の素封家・佐々木孚一郎の養子となる。孚一郎は岡山銀行創立者(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四)で、佐々木家は山崎町一帯の大地主である。
- (15) 明治三十二年四月二十三日付紙面から引用。
- (16) 明治三十九年七月二十四日付紙面から引用。
- (17) 当時の植村俊平は九州鉄道総支配人。のち第四代大阪市長。明治十九年(一八八六)、東京大学法学部を卒業後、助教授や弁護士となった。文久三年十月十九日、現・山口県下関市生まれ。
- (18) 岡山市史編集委員会『岡山市史(人物編)』(岡山市、一九六八)一七七〜一七九頁に「参謀型の人であった」と見える。
- (19) 田中誠一編著『備作人名大辞典(乾巻)』(備作人名大事典刊行会、一九三九)三〇頁に「人となり任侠」と記す。
- (20) 浦上春琴は、江戸時代後期の文人画家。浦上玉堂の長子で備前国に生まれ、父に従って各地を遊歴した。山水・花鳥に優れた作品が多い。
- (21) 中江篤介著『一年有半』は博文館の発行。明治三十四年十月七日に八版を出している。一二七頁より引用。

(さかもと のぼる 当館利用者)

## 近世の美作久米北条郡桑下村の年貢分析

水島 宜彦

## 一 甲本家資料について

美作国久米北条郡桑下村（現岡山県津山市桑下）の支配体制<sup>1)</sup>は、森藩改易の後には、元禄十年（一六九七）から文化一二年（一八一五）まで幕府領（天領）であって（その間に短い出羽上山松平藩の時代を挟んで）、文政元年（一八一八）から慶応三年（一八六七）まで播磨龍野脇坂藩の預り領として推移した。以後は短期のうちに石見松平藩領から鶴田藩領、同県、北条県、岡山県へと移行する。この間の近世から近代に繋がる桑下村甲本家の資料群は岡山県立記録資料館に保存されて見ることが出来る。このうちには幕府領また龍野預り領として関与した全時期一七三年にわたる年貢御皆済目録の数字が残されている。また対応する年貢割付状は一六五年間分が残されている。長期間継続した詳細な記録は近隣他村にも少く、興味ある資料である。近世の桑下村年貢の残した経済学的意義を考察してみた。

## 二 桑下村の上納年貢

上納年貢の記録について述べる。毎年秋には「御年貢当免定之事（いわゆる年貢割付通知状相当）」を藩が村へ発行する。村高は五八〇石一斗四升二合、これに新田七二石九斗七升一合（以下の村高には新田を含む）が加算されて計六五三石一斗一升三合で、この額は元禄六年（一六九三）か

ら安政四年（一八五七）までの一六五年を通じて幕末まで一切変更されず終始定免である。この年貢通知状には村高（一定額）のみ記載されて、肝心の「取米」（納税額）もその内訳説明や定量的数字もない。すなわち村高確認証書の再発行に過ぎず、納税通知書にはなっていない。問題はここから発生する。

そこで御勘定皆済目録（上納書兼受取書）から年貢の実態を調べたい。年貢上納記録が保存された時期は前期と後期とに分れる。前期は元禄十一年（一六九八）から寛延二年（一七四九）まで、後期は文政元年（一八一八）より明治三年（一八七〇）までで、中間の時期を欠く。それぞれ前期は幕府領、後期は脇坂龍野預り領の時期に相当する。両者の年貢書式は同一なので課税システムは同一のようだ。なお兵庫龍野市では龍野藩年貢の関連文書を発見できなかった。

割付通知状を受取った年末または翌年に庄屋は米と銀とを津山から吉井川舟運によって龍野藩役所へ搬入する。そして村役人が作成した「御年貢米銀御勘定（または皆済）目録」を提出する。宛名は藩役人名や、または前期には「西川御役所」のちには「龍野御役所」であったりする。西川は旭川傍（現美咲町）の龍野藩の代官出張所らしい。書類に藩役人名の署名を貰うと年貢受領証となつて一件落着。後期には小手形の文字も見えるので、分納の場合もあったようだ。幕末に出現する数件の臨時徴収などは別の文書で処理されているので、寄付行為とみなして除外した。

桑下村上納年貢は、米と銀とのみで構成され、雑穀その他などは一切含

まない。口米口銀等の付加税には種々あるが、御年貢割付状にも御勘定目録ともに内容が記載されていない。他村の具体的な例として、『美作町史』に収録の沢村では口米、御伝馬宿入用、六尺給米、御蔵前入用などは取米に比例し、合計〇・八六パーセントと僅かで、以下で問題にする大きなバラツキ（標準偏差で二割程度）と比べて無視できる程度に少ないので検討対象にしない。

別に林産物や水車などに課税した記録もあるので、小物成には種々の分類があつて、これらからの運上は銀納に含まれているだろうが「御勘定目録」には銀納総額しか記載がなく、その本体の銀納が多いのが特徴となっている。他村での通常の純農村の例では小物成からの銀納を含めても米納に比して著しく少く、すべて米納の数パーセント以下である。

また石盛（水田や田畑の上中下の品質別、ふつう各等級差は五パーセント程度）なども記録がない。甲本家資料ではこのように詳細な各成分記録が欠けており、しかも小物成など付加税的な成分はすべてが小さく、本体の米銀納税額は数割以上も毎年変動している。

定免で村高が不変だから年貢額は一定で据え置かれるべきなのに、毎年ランダムに大きく変わるのは何故だろうか。米と銀の比率も毎年一定せず大幅に変動して、三分一銀納や三分二銀納などの定率的でもない。また米銀の量も個々別々に課税したのではなく、「納合米」と「納合銀」の総和としてのみ意味があるらしい。従つて以下では銀を米に換算して合算する。一般農民の心理からは銀でなく米で総額表示することが有効だが、この場合には銀納が米納と同程度に多いので、銀の変動の影響も大きくなる。

多額の銀納の殆どが「石代納」と考えていいだろうが、米銀換算については重要な問題として以下で議論する。この石代納という用語は甲本家資料では後期に初出するものの、初めから銀納率が高いので、少なくとも元禄初期には実行されていたと考えたい。

### 三 米銀換算率と龍野相場

課税総額を知るためには、銀と米の単位を揃えて合算せねばならない。銀も石表示で換算して米に合算できれば、村高（石）と比較できる。幸い短い期間（元禄十六年（一六九九）から正徳二年（一七一二）まで。以下確定期間という）ながら「納合米」納の内訳として、実際の銀納額（貫）とその見做し等価米額（石）が記録されている。これは納入米の石代元値段（収納価格は五十三〇七十一匁／石）である。しかし比率は一定でもなく整数ではなく半端な小数を伴つて動くので、目標価格ではなく毎年の市中米価と比べての後出し値付けだろう。また小物成銀納はこの期間には別記なので、当該期間においては毎年収納米価（米銀換算率）が既知と言えらる。この換算率を他の期間にも延長適用できれば、すべての銀を米に換算して年貢総額を石単位で表示でき、これを村高と比較すれば年貢率（実質課税率）を知ることができる。

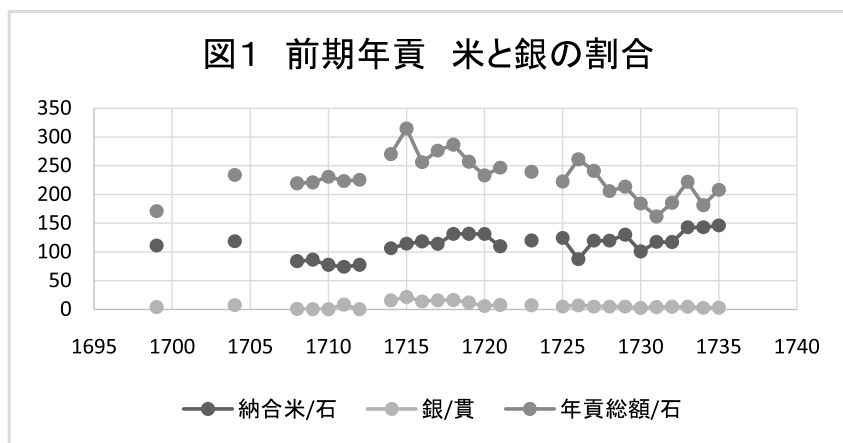
この収納価格をここでは龍野相場と名付け、市中一般米価と比較してその比率を決めておきたい。この龍野相場は「確定期間」内では大坂相場の約八割であったので、この八割を他の期間にも延長できると仮定した。以後も「市中末端価格」の基準としては各年での大坂相場を採用し、その八割を龍野相場と考えて銀納を石表示に換算し、本年貢（米納）との総和を求め総税額を米表示できれば、これを村高と比べて総課税率を知ることができる。これを全期間について計算する。

龍野相場の設定意義としては、藩としては藩士の俸給を銀で支給するから大坂で売捌いて銀にせねばならぬが、その際輸送コストおよび中間マージンがかかるから、その分を割引いた龍野相場で早く収納したほうが有利だし、その間の倉庫米管理にもコストがかかる。いっぽう生産者にとっては多少割引いても早く大口直販できれば有利で、龍野相場は「生産者卸価格」だから末端小売価格よりも安くできるのは当然だ。このような調査

定はどこでも行われたようで後で述べるが、その評価は時代により異なるので、仁政か収奪かは簡単には決められない。

全期間の大坂米価は三省堂の『世界年表』<sup>4)</sup>に、また鬼頭宏『文明としての江戸システム』<sup>5)</sup>第六章などに纏められているが、ここでは鬼頭に従う。本報告の全期間を平均した米価は、通説の六十七匁／石とほぼ一致している。この期間には近世の四大飢饉が含まれている。

これによって米換算した総年貢グラフを、前期は図一に、後期は図二に示した。横軸は西暦年で、図において横に伸びる三本の折線はそれぞれ上

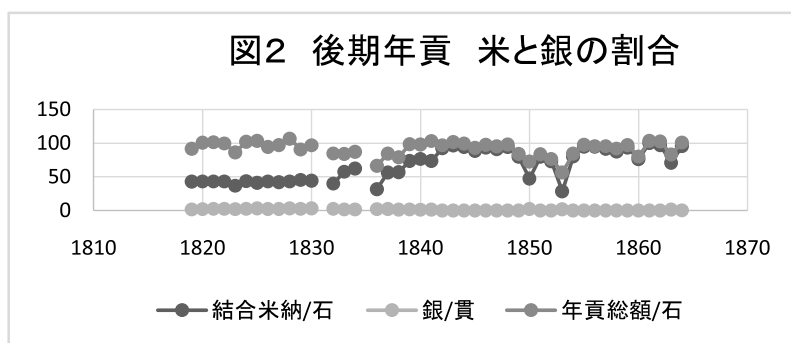


から、最上横線が米銀合計した総年貢額（石）、中段横線が米納（含新田、石）、最下横線が銀納（貫表示）である。最上横線と中段横線との高低差が石代納銀相当（石表示）である。計算過程は煩雑を避けるため省略した。

まず前期の図一に着目する。特徴としては、総年貢額は石換算においても一定の水平線を示す時期はなく、毎年大きな変動があることで、このような不規則なバラツキは（石代納の）銀の割合が多い桑下村だけの現象らしい。（その銀も後期の一八五四年には一転して小さくなる。この図二の詳細は後記するが、幕末インフレの年貢増徴が小さく見える）

他村たとえば『美作町史』<sup>6)</sup>では銀納量は少ないので米に比して無視できる。これら他村に一般的な事情だ。

図2 後期年貢 米と銀の割合



以上は桑下村の米銀年貢の実質総和で考えた。米だけならば総額は半分程度に減って変動割合も激しくなるので、米以外に銀も加えることがどうしても必要だ。そこでまず石表示での米銀総和の平均値のみに着目して、変動バラツキの問題は後で考える。総年貢額平均は図一の確定期間での平均二三〇石弱と同じ値らしいので、平均値は総村高約六五〇石に対してほぼ四割となり、四公六民とみてよい（ここでは農民の課税感を知りたいから小物成などすべてを含めてもいいが、もともとそれらの影響は小さい。図に示す大きなバラツキは後での議論とする）

後期においては、桑下村の庄屋組についてのみ記録が残る。庄屋組とは村の下部組織で庄屋宅を含む地域を指す。組合の例は他国にも多い。この組の「毛付高」は不明だが、当時の水田面積を現在と同様とみれば（水田面積は桑下全村の水田の約四割を占める）計算できる。図二から平均総年貢を一〇〇石とみて係数四割を考慮すれば、四公六民の年貢率が得られて、図一とほぼ同様である。後期でのバラツキはずっと少ないが、この理由についても後で論じる。

#### 四 米か銀か

米相場は作柄、出荷時期、品質や輸送コスト、社会事情などに影響されるし、消費者か生産者か、貨幣（銀）かモノ（米）かどちらを所有するか



の立場によっても関係双方の利害は反転する。

米納と銀納の個々の数字は毎年大きく変動する（バラック）が、米単位（石）で纏めて「モノ」で表示すると、銀で纏めた「貨幣表示での物価」変動を吸収する性質があるから、インフレ時代の「匁表示での米価」変動ピークも、銀を米に換算した「石」表示では目立たなくなる。貨幣表示の物価変動の波が均されて米の「価値」は平坦化し、このような意味での「変動」は消去できる。飢饉の影響や、特に幕末の天文学的インフレでさえかなり縮小する。銀納部分の寄与が大きい場合には、米表示では平坦な「モノ価値」グラフが得られるからで、生産者側の農村の視点に立った課税感情に近い。

幕政初期には、それまで五公五民の年貢を改めて四公六民を目標としたが必ずしも徹底せず、特に外様領などでは重税が残ったといわれる。米銀合算の状態であっても本年貢（米）主体ならば農村には問題は少ないが、石代納による銀の割合が多い場合には、貨幣調達は純農村には深刻となる。桑下村においては他村におけるよりも貨幣流通が潤沢であった（後記）。このことは重要で、貨幣重視の商工業者にとっては石代納の割合を多くすることは一般に有利であるので、後段での農村工業化の論点への出発点となる。

幕末から明治にわたる物価の急上昇も米基準に換算すれば図二のように影響は鈍化するものの、特別の議論にはできない。苛酷な増税はインフレを伴って社会経済事情が急変したからだ。

## 五 桑下村年貢の課税感・他領他村との比較

前記の村高は、現在の水稻收穫量五トン／ヘクタール<sup>①</sup>から当時の生産技術を半分と仮定すると、当時の水田面積は二ヘクタール相当であり、現在開発された水田面積よりやや狭く、妥当だ。この村高から年貢米を差引いた残り四二〇石（公称値）をカロリー換算すると一・四億キロカロリーで

あり、これは年に一人一石の食扶持という常識からすると三〇〇〜四〇〇人を養うことができる。正徳六年の人口は二八五人（男二五二、女二三三）で現在と大差なく、決して栄養不足ではない。

桑下村は、吉井川の支流のひとつである倭文川<sup>②</sup>の浅い谷筋に展開した中山村であって、水田以外にも、昭和のころまでは米麦二毛作が常態であった。自家周辺の無税の野菜、雑穀や芋類など、また好まれた肉食なども考慮すれば日常の栄養には十分で、（社会保障等を別にして）酷税とは言えないだろう。さらに畑からの実生産額（カロリー）は公称毛付（村高）に余裕を付与したろう。また里山からの薪炭は津山消費都市に消費先を持ち、特に米作以外の農林産業すなわち桑下村の重要産業である養蚕業や酒造業も盛大で、石代納銀によって米納のかなりの部分を肩代わりした（後記）。これらの年貢徴収システムは安定的に継続して、支配層が変わっても前置者の方針を引き継ぎ新しい改変は見られなかった。

これらの点について桑下村の年貢実態と比較しやすい類似例を隣村<sup>③</sup>に探った。近隣で同じ龍野預りだった桑上村、福田下村、里公文上村、里公文下村、油木上村、八社村などの庄屋を共通にするなど交流のあった隣村、また福田上村、山手公文南村、福田上村、奥山手村、通谷村なども隣接地続きで時に共通の大庄屋を頂くなど親密なグループ関係にある。しかしこれらには数字例が残念ながら残っていないので比較引用できない。

同じ美作国内の『美作町史』および史料編別編『美作町の年貢割付状』<sup>④</sup>には詳細な記録が保存分析されている。美作津山藩は森家支配から元禄には親藩松平家支配に移ったが、このうちで和田村（村高一九〇石）と沢村（村高一〇二石）などは、寛政六年（一七九四）以来幕領となり播磨龍野脇坂藩の預り領としてほぼ幕末まで推移し、その時期は桑下村の本報告で扱う時期とほぼ一致している。また地理的にも同じ美作国内で津山盆地の主邑である津山城下町から東へ二〇キロメートルであり、南西一〇キロメートルの桑下村に対しては津山を挟んで東西三〇キロメートル程度しか離れていない。共に初め森藩に属し、のち同じ龍野藩の預り領となったなど、

歴史的地理的にも桑下村と共通項が多いので、比較に適している。

異なる点は、和田村、沢村等の年貢は土免で、定免時期は短くて数年しか続かず変動したこと。多くの村の経済規模は桑下村に比して小さいものが多く、また石代銀の割合は小さい。

年貢変遷の特徴は、銀の割合が少ないため米銀換算においての大坂米相場の影響は軽く（米銀換算には大坂相場をそのまま使用したらしいが少額なのでそのまま做う）、しかも年貢の詳細内訳の記載があるのでそれらを考慮して米銀換算し合計して村高と比較すると総合課税率が得られる。

年貢率（租率）は初め七〇八割程度と高率で、幕領になってから五割程度に低下した。和田村、沢村、入田村など多くの村での特徴として、もともと少額の小物成はともかく、銀納は本途物成（米納）と比べてその数％程度と少い。石代納は若干の村で存在し、石代銀について入田村の数字があるが、銀額は米納分に対して五割程度で、一般的にもその比重は全体のうちでは小さい。

『美作町史』の資料編別綴に記録された年貢のグラフから作った経年傾向はおおむね歴年一定（固定的水平線的）な課税率ではあるが、細かな波動変動があるのは、定免でないので折々に調整がなされたのだろう。ところどころに大きく突発的に不規則的な下向きのピークを持つのは、大飢饉として知られた時期とは整合せず、こうした急激な落ち込みの時期は両村について共通でないので、個々の地域的個別的な政治的臨時減税らしい。バラツキや端数などの問題点は無さそうに見え、総じてグラフの傾向は固定的水平線状、直線的で素直である。不規則に大きく変動する桑下村とは状況が著しく異なっている。

美作国西部で、しかし龍野預りではなかった村地域で詳細な数字を保存するものが『八束村史』および別綴図表である。八束村は蒜山高原などを含む山村で、山中一揆（享保十一年（一七一六）までは津山藩領で、当時の年貢率は六〇七割だったが、天保の「高替え」によって幕領津山藩預りに移ってから、やや低下し四〇五割程度で推移した。村史には詳細な年貢

内訳も分析されており、段免方式によって取米を算出して年貢率を高率化（五〇八割）した経過も記載されている。年貢率推移グラフの傾向はやはり固定的水平線状で、桑下村とは傾向が全く異なる。

また美作国内の東西の村々の比較によって、年貢率も銀納率も一般的に西高東低の傾向があることも報告されている。

以上総合すれば、これら『美作町史』、『八束村史』等に記載された美作他村の年貢率は、多くが七公三民などと桑下村よりも高率であって、一般的には酷税というべきだ。

美作他領の真島郡荒田村（勝山藩<sup>9</sup>）では年貢率は四ないし七割程度で厳しく、また純農村で春免定にも拘らず暦年グラフでは突発的な大きなバラツキが見られる。幕府領になってからは毛付免は五割になるが付加税が増えた。

備前池田藩<sup>10</sup>では（一六三四年から一六八二年までの）純農村の年貢率は米納主体に四割前後、グラフ表示では固定的な一定値を保ち、時に凹凸を示す程度だった。この場合の課税の手直しは地域権力の財政判断に任されて、時により大きく変動することもあった。この池田藩<sup>11</sup>では非農村（町方）に対しては指定した町役賦課を基準にして銀納させることにより、銀で商品経済を吸収しようとした。この換算率つまりローカルな石代納値段を地子高といい、大坂相場から運賃分を引いたものとされる。藩が秋に決定するが改訂する場合もあるという。しかし池田藩知行地の多くは米作主体なので前記した他村と比べても銀が比較的少く純農村的構造を持つとみてよいし、特に酷税でもない。

さらに他国の例を若干挙げれば、和泉幕領の中筋村<sup>3</sup>では年貢率は三ないし五割で、グラフには屈曲はあるが、むしろ安定直線の連続的である。筑後久留米藩<sup>12</sup>では寛政四年（一七九二）に主法替りと称して藩政の儉約と強い増税とが実施された。直納銀と称して必要分を増徴する新税が実施された。しかし課税バラツキは減らないし、在方にも問題を残して遂に変更されたが、いっぽうで銀納重視の傾向を残した。薩摩鹿兒島藩<sup>13</sup>で米以外の畑

作農産物（黒砂糖、菜種、縄筵、畳表、果樹等）の多くに課税した例は外様の酷税として知られる。

以上紹介したように各地の税制は統一的ではないが、これらの地域と比較しても、桑下村の米銀併せて四割ならば当時の年貢としては単純で軽課税と言えよう。

もちろん年貢は個人所得税ではなく、最終責任は庄屋にあるのだから、現代の個人税制とは比較すべきでない。甲元家資料<sup>2</sup>からは庄屋の奔走は読み取れても、共同治水工事などを除けば村民連帯責任の行動に関する記録はなかった。むしろ田畑売買の記録は多い。特に問題を起さない限り個々の農民に納税義務は及ばないため、米納よりもむしろ経済的に有利な商工業と結び付きやすい。ここに問題の種がありそうだ。

## 六 龍野相場と各地相場との比較

ここまでは桑下村年貢の歴年平均値を見てきた。以下には年ごとの数字の端数や不規則変動について考える。御勘定皆済目録（納税兼領収書）の年貢決算報告において、定免の筈なのに毎年大きく変動して定免とは言えない。例えば津山藩の年貢記録<sup>14</sup>では殆どの場合にプラスマイナス五パーセントに収まっていて、この程度ならば問題にすることないだろう。しかし図一の揺らぎ幅（標準偏差）は時代により異なるが、例えば三割以上である。しかも資料では米について石斗升合勺の、銀について貫匁分厘毛の共に七桁まで詳細に記録されている<sup>2</sup>。このことは米も銀も現場で再計量したことこの証左であって、米も銀も最終桁まで克明に記載されている。桑下村では定免の約束だから総額を正確に毎年一致させられるはずなのに、現実にはそうではないのは何故か。そこで次には（本来の小物成銀納額は多くが本年貢（米）に比して僅かであるので無視して）改めて龍野相場の正確度を調べよう。

各藩の固有相場決定では、ある時点の米価情報が藩の担当者によってそ

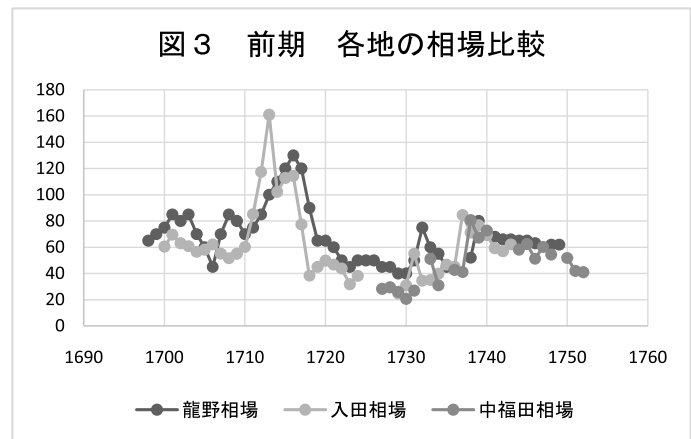
れぞれ独自に受容され、藩内事情を加味してローカルな収納価格が決められたのだろう。特に藩公認の記録があって修正余地がない龍野相場確定期間においてさえ、銀から換算した米価は半端な端数を伴い、総額は数パーセント程度で不規則に毎年変動し、丁寧に決めた形跡はない。もし前記の八割を手直しすればどの程度不一致バラツキが減るかを調べた。詳細は省略するが、龍野相場から僅かに評価係数をずらしても、一割修正までならば図一、図二と比べて特に改善する状況は作れなかったため、少々修正する程度だけでは変動不一致は消去できないこと、また係数八割は平均的なものであることも判った。

大坂相場も各地の作柄予想などにより年間通じて始終変動するし、ある時点で龍野相場を決めても、後になって市中価格と予想外の差が生ずる可能性も有りうることだ。まずはローカル相場（石代納による収納価格）の妥当性を詳しく調べたい。各地で固有の換算相場を設定する例は多く、『八束村史』では中福田村の例があり、この蒜山地域では特産の換金作物である煙草栽培に依存して石代銀率は比較的高かった。（煙草栽培は苦しいとの陳情記録があるので、成功例ともいえないが）ここでは享保十二年から明治三年まで一四四年にわたる中福田相場が計算されている。

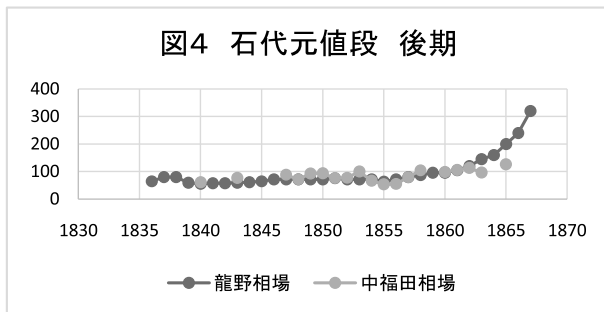
それぞれ各地の相場（石代納で設定された米の収納価格）につき、図三には前期における龍野相場と『八束村史』より採った中福田相場および『美作町史』より採った入田村の例と比較する。図四には同じく後期中福田村との比較を示す。横軸は西暦で、縦軸は匁／石。図三、四において濃色で長い凹凸線は仮定した龍野相場で、やや淡色で短めの横線が実行記録された中福田相場である。同じく入田村相場は図三、図四で長めの淡色線で示す。両図とも各相場値はおおむね一割以内の差で並行ないし雁行している、当時の担当者の判断も本報告の「仮定八割」と同じと見てよい。ただし中福田村では三分の一銀納が主体であり、入田村では僅かな銀額であって問題にならない少額だが、個々の事情を内包するにしてもそれぞれ市中米価についての判断配慮は良く近接している。故にバラツキ不一致の



『美作町史』関係においては、銀納は付加税のみならず米納のパーセント程度に過ぎず、米納だけで年貢の九割以上に達する。また『八束村史』では銀納率を美作西部と東部と比較した例が示されている。石代納のため西部がやや多いが、それでも概ね六分方銀納程度ないしそれ以下である。以上に示したように各地バラバラだが、桑下村だけが突出して銀納の割合が多く、この格差は石代納の量(程度)に関係するとしか考えられないので、以下にはこの点につき考察する。



理由として龍野相場の八割仮定に問題があるとは言えない。とくに中福田村の年貢例では、この収納価格は百姓からの要求による場合(願石代)や御口銀などの付加税の場合に石代値段が吊り上げられて複数の相場が並行共存しているもので、固定的な解釈をすべきでない。ここまでの検討では米銀換算率には問題がない。改めてここでの問題点とは、桑下村では銀納額は多量で米納額とほぼ同規模程度であり、銀納と米納と合算して初めて四公六民に達すること、米だけ



上記したように、桑下村年貢の御勘定目録において納入額には毎年著しいバラツキ乖離があって理解できない。定免で毎年定額納税を相互了解している筈だから、取引や決算において請求書と受取書との不一致は看過できない。なぜ双方が合意したのだろうか。合理的な理由を挙げた記録例は見当たらないが、まず次の諸点を除外しておく。年貢の内訳数字には、例えば田に上中下の、畑にも同種の石盛(品質)ランク等が含まれるが、既に定免の総額に組み込まれて捕捉固定されている。別途臨時上納金を納めた記録もあるが、幕末の長州戦争などの戦費として要求された臨時のものようだ。また龍野天領内でも津山藩札が流通したともいうが、これらは今の問題とは別だ。後期には種籽押借金や押借返済金などが毎年のように付記されているが、これには明記しない付加的「利息」を想定できるかもしれない。近世における金利は年一〜二割であることが知られているので、問題のバラツキ振幅を一割程度(プラスマイナス五パーセント)と見れば、もともとアバウ

## 七 曆年不同と決算の乖離・不一致

納入現場で米銀ともに再計量すれば不可避免的に細かい端数が発生するだろう。秤量に使用する当時標準の棹秤は小型ならば私の家にも保存されているが、使った感じでは精度はかならずしも高くなく、標準との比較誤差○.一パーセント程度であり、これは通常の許容感覚かもしれない。でも今の問題はもっと深刻で、毎年もっと大きい変動(バラツキ)がある。この不一致変動の意味を再考してみよう。免割付額(課税額)は本来御勘定目録(納入額)と毎年一致すべき建前だろう。他村でも若干のバラツキを記録した例は存在するが、多くは年貢記録自体に小物成などの付加税や手数料的な項目が付随しており、解釈を難しくしている。しかし桑下村文書においては小物成などの付加的な項目は別途除外され記載省略されているので、この変動を発見しやすい。

トな端数処理に慣れている商工業者にとっては常識的金利以下なら許容範囲と理解したか。しかし元本自体の決算値が一致していないのだから、説明にはならない。

米収納価格すなわち龍野相場は毎年変動するし前年割付時には通知されず納入直前に決まるので、両者の妥協が必要となる。相場高騰時には消費者つまり武士階級には苦痛を与え、村方には龍野相場が有利となるが、低落時においてはこの関係が逆転する。インフレや凶作の場合にも同じことが期待されるから、物価の上昇下降の往復で波は長期的には相殺平均化されるとして、精密な補正なしに納得することがあるだろうか。また納入現場で不足しないように、庄屋は必ず余分の米か銀を若干持参するはずだ。もし再計量時に余剰米が発生すると、持帰るために吉井川を遡上する舟運のコストが発生する。また最終計量時の端数保証のために余分の銀を持参すれば帳尻の始末もできる。もし両者納得が得られる裁量範囲なら、信用で小差額を次回に繰越してゆき、不足が累積しないように積立金を置く案も選択肢となるだろうが、何れも単年度決算に矛盾するので無理だろう。次のような例もあった。御年貢皆済目録は通例村役人が作成して藩役人が認証するのだが、稀に藩役人が作成して庄屋惣百姓に与える形に藩から村へと宛名が逆に反転している例があった。これらはむしろ現代的処理法であるが、この寛保三年、延享三年から文化十二年ころの村と藩との間の馴合いぶりには数字の決算意識の懈怠劣化の一面が見えると解釈できるかもしれない。

和田村や沢村<sup>6)</sup>と比較してみると、これらの村の年貢文書の形式は書式がそれぞれほとんど等しいが、年貢は定免でないので、数年間は一定に保持された後に部分的には急に変わることもある。不作を理由にする陳情等によるのだろうが、かなりローカルな恣意的ないし思いつきが多いように見える。いわゆる大飢饉の年ではないのに課税項目が突然出たり消えたりする。その額も振幅も小さく一割程度である。この程度は何処でもあることでは問題はしない。

以上を纏めた結論として、年貢率は各地で支配側との力関係によって恣意的に決定されるが、決算一致原則は習慣的にも実質的にも存在しなかった。これは桑下村(図一)では特に著しい。この一致原則を無視したければ、請求書の数字が無ければいい、つまり冒頭に説明した課税額不記載の習慣が有利な口実になるかも知れない。

## 八 農村工業化と石代納制度

幕府は貨幣経済促進のために石代納<sup>3)</sup>を奨励し、元禄頃には全国に普及したとみられる。甲本家資料には幕末のころに初出するが、その頃に銀納増加は見られないので、最初から実行されていたと解するのが自然だ。銀の割合は、ふつう三分の一または二が課せられるが、桑下村の場合には、それとは無関係に大きな割合だし、しかも大きく変動するのが問題だ。

和田村、沢村などのように、銀納が少なく米納がほとんどを占めるような小さな村の銀納としては、畑作よりも小規模の藍瓶、銃狽、川築、山林などからの運上のみ記載<sup>6)</sup>されていて、しかもその運上額はさわめて少い。いっぽう先進的な畿内西国では「石代納」の例が多いといわれる。

津山盆地の主邑津山は出雲街道と吉井川舟運の結節点に位置して物資の流通集散に適している。これと至近距離にある桑下村は十万石の城下町を消費地として持つので、関連諸産業が育ち、それは養蚕業だった。大正期には津山近辺の全農家の四割が養蚕に従事したという<sup>4)</sup>。昭和初期まではいたる所に桑園があり、殆んど全戸が中二階の蚕室を所有して養蚕を営んだ。幼かった私も手伝わされたし、どこでも機織りの音が聞えた。桑下村に隣接する桑上村、錦織村を含む一帯での絹織物生産にはかなりのものがあったに違いない。

また桑下村の伝承によれば、元禄のころ水島六郎右衛門は酒造業を起業、ついで醤油や油などをも扱うコングロマリット(複合企業体)を形成して巨利を博したという。明治まで続いた繁栄ぶりについては始終聞かされた。

文政元年旧暦八月二十三日（当時の庄屋は甲本徳次郎）、諸国回遊の日向国の山伏野田泉光院が酒屋水島信右衛門宅に宿泊した際に、村民が振舞い酒に酔って実りの秋を一日騒ぎ暮らした記録は印象的だ。また四国八十八ヶ所遍路のうち土佐清水往還の旧伊豆田峠の茶屋跡には嘉永四年寄進の道標石碑が残り、盛時を偲ばせる。水島家はこの後も甲本家と交替で庄屋職を務め、対藩外交と村内管理をも担当した。幕末には第二次長州戦争に敗れた浜田藩が落ちてきて創立した鶴田藩へ編入されたため、多額の献納金や屋敷の接収に苦しみ、事業は斜陽となったという。

本報告では銀を石表示に換算して米納額と銀納額とを比較したが、桑下村の年貢構成割合としては、米換算の銀納額は他村よりも特に多い。これには石代納の寄与分があつて、つまりは商工業の寄与の程度に依存するようだ。

桑下村後期の天保十三年（一八四二）には銀納が激減して銀米比はそれまでの一対一程度から五パーセント程度以下に急落し、米納はその分だけ増えて以後これが続く（図二）。庄屋組は甲本家を含む倭文川南にあり、現在も純農村地域だが、前記した水島本家の造酒産業の立地は倭文川北なので、両者は川を隔てて南北に分かれている。急落の理由としては、庄屋組一部の組員が村の酒造業（または養蚕業）にかねて参加稼働していたものが、この年何らかの事情で産業から降りたために石代納負担が消滅したとしか考えられない。従つて（幕末における庄屋から藩への突発的寄付らしい二回を除いて）銀額減少の故に変動バラツキも更に縮小して、本来の単調な農村型のグラフと類似化した。このとき減少した銀額は図一での銀納額の四割相当なので、前後期とも同一の類型とみてよい。前記の『八束村史』の場合とも比較して、この銀納縮小化の事実は銀納の殆どが石代納であったことの証拠の一つとなるだろう。

前期桑下村のような状況が存在するときには、不同バラツキを伴う決算不一致などの矛盾が目立つと結論できそうだ。すなわち「非米作産業が発展した村では石代納銀の割合が多く額も変動しやすい」と。

## 九 非農業生産と貨幣経済への接近

桑下村では養蚕業と酒造業とが有力商工業だった。非農業生産特に酒造業については、幕府をはじめ「定高」と称して醸造量を規制したが、寛政元年（一七八九）統制が及ばず廃止した。このように近世には商品作物を足掛かりにして既に農村工業のプロト工業的発達が始まっていた。これは畿内から西国地域の発展をもたらして、中国の各地、広島藩や長州藩などでは非農業生産高は農業生産高と同程度に達していたとみられている。殖産興業生産、農民的商品生産力の向上とともに、支配者側でも財政操作の容易化を狙って「石代納」が導入されるようになってゆく。この例は八束村史でも論じられているが、実例は畿内に多く、西国農村の貨幣主義化と金融取引の経済社会化を促進した。

企業においては経営経費や投資雇用などに計画的準備や変動が不可避であり、利潤償却概念も必要で、土地と労働のみで成立する単純農業とは本的な差がある。

酒造業は米を大量に購入消費する産業なので、競合する上納年貢米との関係から利益を得られるビジネスである。桑下村や龍野藩に関係する米相場記録を発見できなかったので具体的手法は不明だが、もともと商工業に関する規制や公的記録は不十分だった。

この大坂米相場は、既に承応三年（一六五四）ころには手形による売買が行われていたというが、享保十五年（一七三〇）には米市場（米切手取引）が米価調整を狙った幕府から公認され、明治二年（一八七〇）まで続いたので、本報告の時代をすべて含む。

酒蔵業者は作柄を予想して米を先物買ひするから、村からの上納年貢の米納額に関して村方役人と談合できる。酒造業者も藩も当然に大坂堂島米市場から速報される市価情報に毎日注目していた筈なので、藩の発行する米切手と連動操作することで、藩とも共謀した先駆的な先物市場経済が可



能となる。「石代納」の銀納額をも調整できる筈だ。村にとっても米納負担の肩代わり軽減効果は言うまでもない。右を踏まえての図一のバラツキ現象の解釈例としては、米納も銀納もピークをなす時は、米が豊作だったのだろう。もし銀が平常で米だけが落ちこむなら、酒造米を買い占めすぎたのかもしれない。

銀が米に替って通貨の主軸となってゆくに連れ、農村社会に経済水準の向上をもたらした。明治になって酒造業の当主（水島武城）は久米郡第一の分限者として初代の岡山県会議員、また桑下村会議員に列して地方政界に尽したという。

藩としても藩士の俸禄は銀で支給するから、銀ならば管理容易で経費節約でき、銀納（石代納）を歓迎する。貨幣経済力を持つ産業資本家が村役人を兼ねた場合には、藩との交渉には便利だ。例えば幕末の財政危機に際して二〇兩程度の臨時献納金の融通が利きやすく、対価給付としては苗字帯刀許可などで庄屋の機嫌を取っておけば円満に済む。その記録も甲本家資料に見ることが出来る。

こうして石代納を導入した課税システムだが、当時は米も貨幣も同時秤量の必要があるので、随時変動するローカルな石代元値段に影響されて、米に換算した米基準の評価価値は複雑に変動し、取引確度を信用保証できなくなる。逆にいうと、バラツキ不一致が目立つとき、その村では米一辺倒の重農主義を脱してプロト工業（産業革命に先行する農村工業化を指す）的な初期の産業化が進んでいることの指標となるかもしれない。

市場経済は発達するに従い旧来の重農主義に軸足を置いた年貢に頼る税収構造の矛盾を露呈しながら進み、農民の立場は強くなってゆく。農村的産業経済が発展するとき、それが米と秤量貨幣の混合システムを骨格として利用する以上は、不一致や端数の発生も必然だったろう。

取引とは価値の等価交換であり、現代では数字を刻印した貨幣で一定の価値を代表させるので、価値の交換はその貨幣を介してのみ行われる。しかし中世以来の物々交換的思想を引きずったままの農本主義時代では貨幣

の発行主体も価値信用自体も確立していないので、価値判断基準が米と銀と複数で並立し流動し、取引決算の一致条件は単純ではなくなる。

その不確定許容心理については、徳川義親氏の言うように、近世には「どんぶり勘定」的気風があったのではないか、という理解も重なる。

すなわち貨幣主義の前期時代では米と銀との価値比較は決定論的でなく、モノとカネとの価値比較はアバウトで、若干の妥協も近世においては契約の許容範囲内と見做されていたか。それに従って米銀換算評価や決算一致モラルなども形骸化していて、封建的支配者側からも恣意的に無視されたのだろうか。こうして伝来の「どんぶり勘定」の気風に浸かりながら、非農業生産の発展とともに社会経済の流動化と貨幣主義優越の萌芽とを知らずして促進していたのだろうか。

それでは、このような視点から図一の大きなバラツキを解釈できるだろうか。残念ながら前記酒造業の水島家では三度の火災により文書を失ったので、具体的証拠はない。ただ図一を見ると、特に米納分についてそのような凹みがあり、また米納額自体も減りながら銀納が大部分を占めるようになってゆく。これらのことは今までの議論と相補的で矛盾しない。

### 一〇〇 プロト工業発展期における銀納の役割

「銀納を米納に換算した総年貢の暦年比較」によって桑下村の地域的特徴が判った。複数の角度から考察した結果は次のようである。

- 一・毎年の皆済決算自体に端数が伴って大きく変動する。平均値からの偏差（バラツキ）は特に大きく無視できない。
- 二・納入年貢の「通年平均値」を見れば桑下村の年貢は米銀併せて四公六民に近く、農村の課税感としては軽負担であること。通期計算のためには龍野相場八割を合理的に仮定できる。
- 三・年貢平均値との顕著な乖離ズレは毎年ばらついて変動しながらも常態化している。比較した他村とは年貢の米銀比率に大差があって、桑下

村では米銀同程度に達する。その原因として商工業による石代銀を考  
え、石代元値段について、他領での年貢やローカル相場例と比較した。

以上の調査結果では、「貨幣としての銀」が大きな影響を持つことが判  
た。近世はプロト工業化の揺籃時代であって、重農中心主義を未だ脱しな  
いが、農村工業化が進んだ先進的農村においては貨幣のウェイトが増すに  
つれ結果として年貢の実態にもその影響が及んだ。すなわち石代納制度に  
おいて貨幣流通が増えるにつれて商品資本の概念が拡大し、取引を重ねる  
たびに通貨の生む剰余価値は自己増殖して資本と化し、資本主義へと移行  
してゆく。その際、売掛けや資金繰りなどによるタイミングが調整許容範  
囲内ならば、それだけで利潤を生むことができる。自己増殖できる資本と  
しての貨幣主義に転化してゆくことは、もともと年貢システムが予想で  
きなかったことだ。すなわち年貢の「割付と皆済との不一致」とは、「米  
と銀との複数通貨」が必然的に指向する新経済へとせめぎ合う一齣でもあ  
った。

ただし当時は貨幣の流通価値が未成熟な封建時代だったので、経済学で  
いう「個々の取引での貨幣と商品の等価値交換」以前の、つまり収奪の域  
を脱しない資本主義以前と決めつけることもできるかも知れない。

しかし現場の実態としては、決算の不一致や端数などが既に毎年常態化し、  
定年貢の既成概念からの乖離を促進した。農業生産品加工業が育った地  
域が近代的産業に脱皮する前段階にあたり、これは封建的農業経済の変貌  
の一齣ではないか、そしてプロト資本主義が政治と交差するところの年貢  
税制に現われたのだろう。美作の農山村においてさえ貨幣主義化が進んで、  
これが明治維新の経済的駆動力となって近代国家への急速な移行を準備し  
たと考えたい。

## 〈注〉

- (1) 『倭文地区の歴史』中世・近世・民族編』倭文地区の歴史出版委員会 出  
版年不記載 岡山県立図書館蔵
- (2) 岡山県立記録資料館蔵 久米北条郡桑下村甲本家資料
- (3) 農民的商品経済の発展した地域(畿内河内)では租率(3割)も低く、銀の  
流出で金銀の貨幣で「石代納」プレミアム変動、但し後には行き過ぎて「問銀」  
が農民を苦しめた。(森杉夫『近世徴租法と農民生活』柏書房 一九九三年)
- (4) 『コンサイス世界年表』三省堂 一九七六年
- (5) 鬼頭宏『文明としての江戸システム』日本の歴史第六章 講談社二〇〇二年
- (6) 『美作町史』と資料編別編『美作町の年貢割付状』美作町 二〇〇三年
- (7) 東京天文台編『理科年表』丸善 二〇一〇年
- (8) 『八束村史』と別綴図表、八束村史編纂委員会 八束村、一九八二年
- (9) 『山谷家文書(旧美作国真嶋群荒田村)』勝山古文書の会出版 二〇一四年
- (10) 近隣の岡山藩での年貢率は四割程度(藤井譲治編『日本の近世三 支配のし  
くみ』中央公論社 一九九一年)
- (11) 町方でも地子相場は大坂相場と町相場の中間に定めて銀納とする。(田中誠  
二『近世徴租法の検地と年貢』塙書房 一九六六年)
- (12) 財政再建に「直納銀」が便利 久留米藩(志村洋・吉田伸之『近世の地域と  
中間権力』山川出版社 二〇一一年)
- (13) 外様鹿兒島でも、高租率(六割以上プラス付加税)であっても夫役は銀納化  
された。(塚本学編『日本の近世八巻』中央公論社 一九九二年)
- (14) 『津山市史第四巻』津山市史編纂会 全七巻一九七二〜一九九五年
- (15) 『日本九峰修行日記』(谷川健一編『日本庶民生活史料集成』三一書房 一九  
六八〜一九八四年)
- (16) 近世尾張の経済史研究者である徳川義親氏は、当時の社会は「どんぶり勘定」  
の意識が根底をなすという。それは事実だろうが、どの程度まで徹底すべきか、  
難しい。(佐々木準之助『日本の歴史一五付録』中央公論社 一九六六年)
- (17) 宇野弘蔵『経済原論』岩波全書二五九 一九六四年

(みずしま よしひこ 当館資料寄贈関係者)





## 【ゼミナール記録】

# カバヤ児童文庫 — 戦後岡山の生んだ文化遺産 —

岡 長 平

### はじめに

筆者は、『カバヤ児童文庫覚え書き』（私家版 二〇〇九年）、『カバヤ児童文庫と世界の名作児童文学』（私家版 二〇一〇年）、『カバヤ児童文庫の世界 岡山文庫二八八』（日本文教出版 二〇一四年）を上梓し、カバヤ児童文庫を紹介してきた。（左下に表紙写真）

今回、カバヤ児童文庫をテーマに岡山県立記録資料館ゼミナール（第七回、平成三十年十一月十八日開催）の一コマとして話すに当たっては、主催者及び想定される来聴者を考慮し、発刊の舞台裏を探ること、すなわちカバヤ児童文庫を世に送り出した郷土岡山の先人に言及することを内容の柱とした。併せて、右記三著上梓後に判明したカバヤ児童文庫収録作品を含め、現段階での刊行一覧を示した。

### 一 カバヤ児童文庫とは

#### （1）カバヤ児童文庫とは

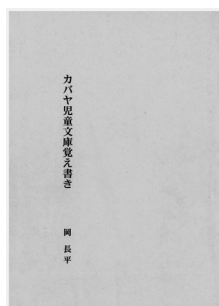
昭和二十七年（一九五二）から昭和二十九年にかけて、岡山市に本社を置くカバヤ食品（株）が、キャラメルのおまけとして、毎週一〜数冊のペースで発行した児童向け読み物作品を収めた叢書<sup>①</sup>。当時一〇円のキャラメルを買うと、中に文庫引換券（カード）が入っており、これを集めて送ると、

好きな本がもらえたもので、当時、全国的に大ブームとなった。<sup>③</sup>  
収録作品は、著作権の切れた名作のリライトものであったが、作品を読めばわかるように、原作品の雰囲気<sup>④</sup>を充分に伝える、極めて文学作品として優れたものも数多くある。

また、各号の巻頭には「はしがき」が載せられているが、この執筆には、実にそうそうたるメンバー<sup>⑤</sup>が名を連ねている。貝塚茂樹（東洋史学者）、堀口大学（詩人）、今西錦司（文化人類学者）、桑原武夫（フランス文学者）、新村出（言語学者）、野上弥生子（小説家）ら、後の文化勲章受章者が、この子ども向けの文庫にはしがきを載せているのである。<sup>⑥</sup>

#### （2）おまけとしてのカバヤ児童文庫 なぜ出したのか？

昭和二十七年四月、カバヤ食品に宣伝課長としてスカウトされ入社した原敏は、知り合いの日本写真印刷（京都）の役員から「キャラメルの景品として本をやってはどうか」というアドバイスを受けた。<sup>⑥</sup> 当時は多くの業





カバヤ児童文庫 表紙写真

者が、キャラメルの販売促進のために熾烈な景品合戦を展開していたが、それらは、カードを集めるとキャラメルがもう一つもらえるというもので、そのことが子どもたちの射幸心を煽ると、学校や保護者からは不評だった。しかし「本」なら学校を味方にできるのではないか、しかも、子どもたちに本を読ませることができる…。そう考えた原は、カバヤ食品会長・林原一郎に相談し、即決で了承を得る。

図書の体裁は、B六判一二五頁のハードカバーで統一。当初の編集会議では「おまけ」なことから雑誌のようなソフトカバーでいいんじゃないか、という意見もあったが、原は子どもたちにきちんとした「本」を届けたいと、ハードカバーで押し切った。<sup>8)</sup>

次は経費の問題である。一箱一〇円のキャラメルで、五〇箱買えば必ず五〇点分の文庫券が揃い、一冊の本と交換しなければならない。この一冊の文庫原価三〇円をどうやって捻出するか。

まず、キャラメルを〇・〇mm単位で削って小さくし、生産原価を抑えた。<sup>9)</sup> もう一つは原稿料で、作家にオリジナルな作品を依頼したのでは、とても経費的に追いつかないが、すでに著作権の切れた世界の名作のリライトなら、学生アルバイトでもできるし、経費も最低限に抑えられる…。そう考えた原は、京都においた編集部で書き手を募集したところ希望者が殺到した。<sup>10)</sup>

企画から一ヶ月、またたく間に諸準備は整えられ、昭和二十七年八月には待望の第一号「シンデレラひめ」と第二号「ピノキオのぼうけん」が刷り上がり、京都から到着した。こうして出発したカバヤ児童文庫は、全国的に大反響を呼び、子どもたちが送ってくるカードが毎日山のように届き、本の印刷が間に合わなかったという。<sup>11)</sup>

戦後間もない頃で娯楽もなく、子どもたちは活字に飢えていたうえに、一箱一〇円のキャラメルを食べてなおかつ本がもらえるというところも魅力的だった。また、内容が世界の名作文学だったから、教育的にも良いということ、学校が推薦してくれるようになった。なかには、クラス全員

で協力してカードを集めて学級文庫にしていた学校もあったらしい。<sup>13</sup>

これほどのブームを起こしていたカバヤ児童文庫だったが、廃刊はあつけなくやってきた。その一番大きな原因は、名作文学の児童文庫に並行して「漫画」を加えて出したことであつた。

全国を飛び回るカバヤ食品の営業部員が、子どもたちの意見を聴くと「漫画を出してほしい」という声が圧倒的に多く、営業部員たちは、キャラクターの販売促進のため、漫画を出すよう強く要請してきた。当初は強く反対していた原だったが、売り上げを優先する企業体にあつて、営業の意見は強く、結局「カバヤ・マンガブック」を出すことになつた。

この瞬間にカバヤ児童文庫は、学校からシャットアウトされた。<sup>14</sup>それまでは、世界の名作ということで、学校を味方にしていたが、漫画は教育の敵であり、漫画に手を出したとたん、掌を返したように「漫画はダメ、だからカバヤ児童文庫もダメ」となつた。カードの交換率はガタ落ちし、そのことは本体のキャラクターの販売低下を意味していた。カバヤ児童文庫はおびたしい在庫の山を築き、続刊不能となり、始めた時と同様、林原の「即断」によつて、足かけ三年にわたる歴史に幕をおろしたのである。<sup>15</sup>

発行部数は一点あたり五〇万部、総発行部数は約二五〇〇万部に達したと言われている。<sup>16</sup>

## 二 林原一郎と原敏

林原一郎は、カバヤ食品の会長であり、親会社の総帥である。一方、原敏は、カバヤ食品に宣伝課長としてスカウトされ、瞬く間にキャラクターのおまけとしての「カバヤ児童文庫」を発刊させる。原の卓抜したアイデアと、それを即決し、今でいう「企業メセナ」としてのカバヤ児童文庫を世に送り出した林原一郎、二人の生涯をたどってみたい。

### (1) 林原一郎 (はやしばら・いちろう 明治四十一年～昭和三十六年)

林原家は、代々池田家に仕える武士であつたが、元和三年(一六一七)、光政が幼少を理由に、鳥取に国替えになつた際に鳥取に同行する。<sup>18</sup>減封での国替えであつたため、家臣の俸禄支給に藩は頭を悩ませるが、こうした窮状を見かねた当時勘定方番頭をつとめる林原市郎兵衛は、自ら致仕を願出る。こうして林原家は、武士を捨てて商人の道を歩むこととなり、御用商として藩と苦勞をともにすることとなつた。御用商となつた林原家は、因州茶屋町というところに住居していたため、その後は茶屋と名のつていた。<sup>19</sup>

寛永九年(一六三二)、光政の岡山入部に伴い、御用商の林原家も主家に従つて岡山に移つた。そして明治の世となり、茶屋家は二五〇年ぶりに旧姓「林原」に復帰する。

当時の林原家の長男信太郎は、藩主章政の命により士籍となつたが、長女ハマの婿源次郎は、士籍復帰を辞退し「平民」の道を選んだ。後、源次郎の娘ハナが婿克太郎を迎え、保次郎、一郎と代替わりしていく。<sup>20</sup>

林原家は、水飴の製造販売で巨万の富を築くが、水飴製造は、御用商人だった旧藩当時から行つていた。札差として岡山米を大阪へ船積みして送つていたが、その際に出るくず米を使つていたのである。当時の水飴造りは、雑穀を使った麦芽製飴であつた。<sup>21</sup>

明治十六年、克太郎が林原商店を創業し、本格的に水飴製造を始める。<sup>22</sup>やがて克太郎は、長男保次郎に家業を譲り、昭和七年には(株)林原商店に改組する。

一郎は、明治四十一年、保次郎の長男として生まれる。第一岡山中学校から大阪市立商業高等学校に学んだ後、京都帝国大学工業化学教室で研究に従事し、昭和六年十二月、酸麦二段糖化法を發明する。昭和十年には、これを利用した水飴製造法を開発、翌十一年には、工場を拡張し、日産一六〇〇缶に製造能力を上げ、「太陽印」の水飴は大陸にまで名を馳せるに至つた。<sup>23</sup>昭和九年には、保次郎が急逝し、一郎が家業を継ぐ。



昭和二十年、空襲で全工場を焼失するが、直ちに再建に着手し、翌二十一年一月には生産試運転を行うに至り、これは岡山市では工場として最も早い復興だった。<sup>24)</sup>

この年には、当時話題となった駅前の一等地・日本電気株式会社岡山工場跡を買収する。また、同年十二月にはカバヤ食品工業(株)（後、カバヤ食品(株)）を設立し会長になるなど、着々と事業拡大を行っていく。

そして、昭和二十七年、全国的なキャラメルの販売促進合戦の中で、原敏の提案するカバヤ児童文庫発刊作業を始めることとなる。

### ① 池田家への臣下の礼（物心両面の支援）

#### ・ 旧本邸の購入

終戦直後、池田家は財産税<sup>25)</sup>に困り、当時財界の谷口久吉、伊原木伍郎などに相談したが断られ、一郎に相談した。最初は断った一郎だったが、たつたの話を、言い値六〇〇万円を七〇〇万円で購入したという。<sup>26)</sup>

ただ、これについては、長男の健は、現存する契約書から「七〇〇万円ではなく八〇〇万円」だったと断言する。<sup>27)</sup>

後、県総合文化センターの建設地候補としてこの地があがった。この時の記録によれば、一郎は「県の公共文化施設に提供してもよい」としていたらしいが、伊原木伍郎が折衝するも折り合いがつかなかったという。結局、一郎は美術館建設を目指していたのかもわからない。

#### ・ 岡山城内堀の購入

その後、動物園開設等の資金に困った池田家は、岡山城の内堀を買って欲しいと岡山市に頼んだ。言い値二〇〇万円。岡山市は財政再建団体で断られ、県に頼んだが一二〇万円しか出せないと断られた。困った池田家は、一郎に頼み込み、一郎は言い値が二〇〇万円なら四〇〇万円で購入しようとうと、有り金をはたいた。<sup>28)</sup>

この堀は、グループ会社の太陽殖産名義だったが、後、昭和五十八年、岡山市に寄贈されている。

#### ・ カバヤ児童文化研究所

京都に設けたカバヤ児童文化研究所の理事長に池田家当主池田隆政を据え、名義上の理事長として、給料を払い経済的な支援を行った。<sup>29)</sup>

### ② 日本古来の美術品の収集 林原美術館

一郎は、学生時代から本格的に日本刀の収集を始め、特に備前刀の名品をよく集めた。一郎没後の昭和三十八年、これらの美術品と旧藩主池田家から引き継いだ大名調度品を展示する財団法人岡山美術館が一郎の遺志を継いで設立された。<sup>30)</sup>

### (2) 原敏（はら・さとし 大正十五年～平成十一年）

原敏は、大正十五年八月上海に生まれた。父親は、大陸政策で作られた紡績会社の技術員で、大正十三年に大陸に渡り、昭和十二年八月、岡山に帰国した。帰国後、原は岡山市の三勲小学校、県立第一中学校を経て同志社経済専門学校へ入学、後、同志社大学法学部神学科選科在学中の昭和二十一年五月に夕刊岡山の記者となり同大学中退。その後、福武興業を経て昭和二十七年、カバヤ食品に入社する。ここで後に「人には誰でも人生に一度、大小強弱の差はあっても脚光をあびるときがあるというが、あの『カバヤ文庫』の時代がわたくしのそれではなかったらうか。」と述懐する「カバヤ児童文庫」を企画・発行して全国を舞台に活躍するのである。

カバヤ児童文庫の廃刊後は、昭和三十三年の暮れにカバヤ食品を退社し、しばらくの「ダッチロール」を経て、昭和四十年、新聞界に復帰する。<sup>31)</sup>それは、原が突然の死を遂げるその日まで主筆を務めた「岡山日報」である。「岡山日報」では、もっぱら社説と、コラム『鉛筆パトロール』、『政経007』を担当し健筆をふるったが、驚くべきことに当初から三四年間、一度も休むことなく書き続けてきたのである。その間、夫人を病で失う不幸にも見舞われたが、その日の原稿を書き終えてから喪主として葬儀に臨

み、一度として原稿にアナを開けることはなかったという。

政治的には保守、それもタカ派で、竹島問題などの領土問題では強硬な論を展開し、日中問題では常に中華民国の側に立ち、共産中国は大嫌いだった。それでいて、考え方は極めて柔軟で自民、民主、公明はいうにおよばず、共産、朝鮮総連まで幅広い人々とつきあい、肝胆相照らす仲になった人も多い。<sup>33</sup>

そして、平成十一年三月八日朝七時五分ごろ、いつものように路面電車を降り、県庁内に構えていた「丸の内記者クラブ」へ向かうため、青信号の横断歩道を渡っていた時のことである。右折してきたごみ収集車にはねられ、頭を強く打って意識不明の重体となり、六時間後に不帰の客となってしまったのである。享年七十二だった。

評論家の佐高信は、「ロマンをもったカミソリ」のような人だったと原を評している。<sup>34</sup>

### 三 児童読み物としてのカバヤ児童文庫 ―カバヤ児童文庫は

#### 悪書か？―

ある児童文学評論家は、カバヤ児童文庫について「中身はいわゆる世界名作のダイジェストでオリジナル性は全く見られない。(中略)さしずめ読書運動のさかんな現在なら、総スカンをくうような典型的な悪書だが、テレビもまだなく、娯楽に飢えていた当時の子どもにとって、カバヤ文庫は手軽に入手できる文化であった。」<sup>35</sup>という。

これに対して常住郷太郎(千葉県作家)は「ここには、本屋も図書館もなく、本を手に入れる機会に恵まれなかった当時の子どもたちへの視点が冷たすぎる。だいいち新しい本を読むことが如何に困難であったか、手軽に入手なんて、とてもじゃなかった。」と反論する。そして「たしかにストーリーを簡便に記しただけの本であったかもしれぬが(中略)未知なるもの、遙かなるもの、そして人間の運命への思考などの誘いを、子ども

たちは、カバヤ文庫から与えられたのである。」と続ける。<sup>36</sup>

識者たちのカバヤ児童文庫への思いはまだまだある。鉄道写真家・旅行エッセイストである南正時は、鳥越の「今なら総スカン：」の文章に対して、「少なくとも私の時代では、夢を育む『良書』であり、私の読書意欲を駆り立て、現在の仕事にも大きな影響を与えたのであった。」と語る。<sup>37</sup>

また、評論家の野上暁は、「『カバヤ文庫』だが、あれだけ当時の子どもたちを夢中にさせたにもかかわらず、不思議なことに児童文学史的には全く評価されていない。キャラメルのおマケで、しかも著者名も訳者名も記されていないダイジェストの名作に、文化的な価値を見出せなかったかなのだろうか。」といい、続けて「思い返してみると、ぼくにとっての海外の古典名作は大部分がこのカバヤ文庫の中にあった。ちょっぴり甘くてちょっぴり哀しい、言うなれば貧しい名作体験だった。しかし、訳者もわからないライトのダイジェストには違いないが、これらの本によって、そこに登場する人々の生き方に一喜一憂したり感動したりして、本の楽しさを知った。」とカバヤ児童文庫の思い出を語る。<sup>38</sup>

ドイツ文学者の池内紀もカバヤ児童文庫に熱い思いを語る。奥本大三郎と群ようこと座談会でカバヤ児童文庫に触れ、「カバヤ文庫は岩波文庫より貴重でしたよ。(笑い)」と締めくくると。<sup>39</sup>また、池内は、世界名作の読書体験から『少年探検隊』と題する一九編からなるエッセイを著しており、その中でも「まわりの誰かにせびって、せっせとカードを集めた。」とカバヤ児童文庫の思い出を語っている。

### 四 発行された点数と収録内容

カバヤ児童文庫は、別表のように一七四点の発行を予告していたが、昭和五十九年以来、全国的に話題となっているにもかかわらず、約三〇年間にわたって新しいタイトルの発見がないということは、マンガブックの発

原作者等	はしがき	発行年月日
グリム	平 淨典	昭和28.3.31
曲亭馬琴	野間 光辰	昭和28.4.7
スコット	岡田 幸一	昭和28.4.14
ユゴー	新村 猛	昭和28.4.21
アンデルセン	石浜純太郎	昭和28.4.28
オルツイ	前川貞次郎	昭和28.5.5
シェリー	清水 光	昭和28.5.12
スティーブンソン	工藤 好美	昭和28.5.19
バーネット	池田義一郎	昭和28.5.26
シュトルム	谷 友幸	昭和28.6.2
ユゴー	落合 太郎	昭和28.6.9
リットン	宮崎 市定	昭和28.6.16
ポー	宮西 充雄	昭和28.7.12
ミュンヒハウゼン	板倉 鞆音	昭和28.7.12
シェンキエヴィチ	井上 智勇	昭和28.7.19
デュマ	篠田 統	昭和28.7.26
キャロル	堀 大司	昭和28.8.2
オルコット	吉田 健一	昭和28.8.9
シェークスピア	本間 久雄	昭和28.8.16
ディケンズ	林 礼二郎	昭和28.8.23
ゲーテ	舟木 重信	昭和28.8.20
デ・アミーチス	坂元彦太郎	昭和28.9.6
プーシキン	三枝 博音	昭和28.9.13
デュマ	太宰 施門	昭和28.9.20
シラー	堀米 庸三	昭和28.9.27
スティーブンソン	松尾 卯一	昭和28.10.4
シューエル	川田 周雄	昭和28.10.11
キプリング	中村 健児	昭和28.10.18
ポー	老田 三郎	昭和28.10.25
アンデルセン	石田英一郎	昭和28.11.1
アラビアンナイト	江上 波夫	昭和28.11.8
マロ	小牧 実繁	昭和28.11.15
ドーデ	オ・ニコールヌ	昭和28.11.22
スティーヴンソン	中西 昇	昭和28.11.29
ドーデ	堀口 大学	昭和28.12.6
グリム	新村 出	昭和28.12.13
ウィーダ	工楽 英司	昭和28.12.20
アーヴィング	岡本 昌夫	昭和28.12.27
ルブラン	金子 欣哉	昭和29.1.3
グリム	田中 光之	昭和28.6.23
中国民話	神田喜一郎	昭和28.6.30
ディケンズ	上野 直昭	昭和28.7.7
マロリー	朱牟田夏雄	昭和28.7.14
パイル	山本 修二	昭和28.7.21
アンデルセン	藤田 亮策	昭和28.7.28
日本昔話	川田 順	昭和28.8.4
ヴェルヌ	小牧 実繁	昭和28.8.11
ディケンズ	上田 勤	昭和28.8.18
ポー	深瀬 基寛	昭和28.8.25
グリム	小松 清	昭和28.9.1
旧約聖書創世記	有賀鉄太郎	昭和28.9.8
クーリッジ	中野 好夫	昭和28.9.15
ブルタルコス	松平 千秋	昭和28.9.22
ルブラン	金子 欣哉	昭和28.9.29

巻号	書名	原作者等	はしがき	発行年月日
10	1 鉄のハンス	グリム		
	2 空とぶカバン	アンデルセン	三浦アンナ	昭和28.11.20
	3 野越え山越え	メストール	民秋重太郎	昭和28.11.20
	4 オデッセウスの復讐	ホメロス	田中 秀央	昭和28.10.27
	5 荒野の王者	ロンドン	石田 英二	昭和28.11.20
	6 ゆうれい船	ハウフ	斎田 喬	昭和28.11.10
	7 ノアの箱船	旧約聖書より	大下 角一	昭和28.11.10
	8 勇猛ゴザック隊	トルストイ		
	9 セルカークの冒険	セルカーク	村上 至孝	昭和28.12.1
	10 愛の一家	ザッパー		
	11 よわむしくらべ	イソップ	西田直二郎	昭和28.11.20
	12 まほうのゆびわ	レアンダー	藤田 亮策	昭和28.11.20
	13 アマゾンの秘宝	バランタイン	藤枝 晃	昭和28.11.20
	14 探偵トルレ対怪人	ルブラン		
	15 三国志物語 天の巻	羅貫中		
11	1 のんきぼうずの旅	グリム		
	2 父のかなしみ			
	3 幸福な王子さま	ワイルド		
	4 無人島の三少年	バランタイン		
	5 義人コールハースの最期	クライスト	古杉 貞一	昭和28.11.20
	6 ライオンのめがね	ヴィルドラック		
	7 ホラだんしゃく海の冒険	ミュンヒハウゼン	板倉 鞆音	昭和29.2.22
	8 ベルと魔物	ポーモン夫人	宮本 正晴	昭和29.2.28
	9 ジル・ブラウスの冒険	ルサーージュ		
	10 三国志物語 地の巻	羅貫中		
	11 ゴーゴンの首 ワンダ・ブック	ホーソン	嶋原 一穂	昭和29.3.21
	12 耳なし芳一	小泉八雲	富倉徳次郎	昭和29.3.28
	13 フランス島の嵐	サン・ピエール		
	14 深山の秘宝	ニーベルゲンの歌	岩倉 具実	昭和29.4.11
	15 名探偵ホームズ	コナン・ドイル		
12	1 蛙の空中旅行	ガルシン		
	2 くるみわり人形の冒険	ホフマン		
	3 花の少女	オルコット	藤澤 桓夫	昭和29.5.9
	4 嵐の中の少年	ディケンズ		
	5 少年探偵トルレの逆襲	ルブラン		
	6 なぐられたおばけ	ヘーベル		
	7 蛮地探険一千里	バレット		
	8 悪魔メヒスト	ゲーテ		
	9 剣豪ダルトニヤン 風雲篇	デュマ		
	10 ふしぎな靴	ハウフ		
	11 魔境の血闘	バランタイン		
	12 ソロモン大王の宝窟	ハガード		
	13 三国志物語 人の巻	羅貫中		
	14 無人島漂流記	ウィース		
	15 少女コロンの復讐	メリメ		
13	1 ロバものがたり	セギュール夫人		
	2 ところの花園	セギュール夫人		
	3 少年船長ビクトール	ドーデ		
	4 荒野の少年			
	5 トム・ソーヤの空中冒険	トウエイ		
	6 南の荒海	キングストン		
	7 悪魔メヒストの敗北	ゲーテ		
	8 深夜の亡霊	シェークスピア		
	9 剣と毒杯	シェークスピア		
	10 母はかえらず	ケラー		
	11 探偵ホームズの奮闘	ドイル		
	12 失われた世界	ドイル		
	13 地獄船の英雄	スティーヴンソン		
	14 脱獄囚の秘密 上	ディケンズ		
	15 脱獄囚の秘密 下	ディケンズ		



カバヤ児童文庫巻号順一覧

巻号	書名	原作者等	はしがき	発行年月日
1	1 シンデレラひめ	ペロー	伊吹 武彦	昭和27.8.3
	2 ピノキオの冒険	コッローディ	重松 俊明	昭和27.8.10
	3 母をたずねて	デ・アミーチス	長広 敏雄	昭和27.8.17
	4 乞食と王子	トウェイン	出雲路敬和	昭和27.8.24
	5 しらゆきひめ	グリム	大山 定一	昭和27.8.31
	6 アラビアンナイト	アラビアンナイト	吉川幸次郎	昭和27.9.7
	7 可愛い小公女	バーネット夫人	桜井常之輔	昭和27.10.14
	8 宝島探険	スティーヴンソン	佐藤 一男	昭和27.8.24
	9 にんぎょのおひめさま	アンデルセン	村上 次男	昭和27.9.28
	10 孫悟空大暴れ	吳承恩	貝塚 茂樹	昭和27.10.5
	11 若草物語 四人の少女	オルコット	中西信太郎	昭和27.10.12
	12 ロビンフッドの冒険	パイル	山本 修二	昭和27.10.19
2	1 たけとり物語	日本古典	沢瀨 久孝	昭和27.10.26
	2 ジャックと豆の木	イギリス民話	深瀬 基寛	昭和27.11.2
	3 アルプスの少女	シュペーリ	今西 錦司	昭和27.11.9
	4 少年探偵トルレ	ルブラン	西田直二郎	昭和27.11.16
	5 赤いくつ	アンデルセン	井島 勉	昭和27.11.23
	6 子鹿物語	ザルテン	加藤 一郎	昭和27.9.14
	7 レ・ミゼラブル	ユゴー	桑原 武夫	昭和27.12.7
	8 モンテ・クリストの復讐	デュマ	生島 遼一	昭和27.12.14
	9 おやゆびひめ	アンデルセン	三浦アンナ	昭和27.11.23
	10 イソップ物語	イソップ	西田直二郎	昭和27.11.30
	11 家なき娘	マロー	堀 正人	昭和28.1.4
	12 ロビンソン漂流記	デフォー	森 鹿三	昭和28.1.11
3	1 あかずきん	グリム	新村 出	昭和28.1.18
	2 イワンのぼか	トルストイ	前芝 確三	昭和28.1.25
	3 安寿姫	森鷗外	川田 順	昭和28.2.1
	4 謎の鉄仮面	ボアゴベイ	宮本 正清	昭和28.3.8
	5 雪の女王	アンデルセン	田中 秀央	昭和28.2.15
	6 水の国のあかちゃん	キングズリー	黒田 正利	昭和28.2.22
	7 悲劇のりや王	シェークスピア	野上弥生子	昭和28.3.1
	8 小公子さま	バーネット	服部英次郎	昭和28.2.1
	9 はなの小人	ハウフ	古松 貞一	昭和28.3.15
	10 ゆうかんなしたてや	グリム	村田数之亮	昭和28.3.22
	11 アンクル・トム	ストウ	岡 正雄	昭和28.3.29
	12 隊長ブーリバ	ゴーゴリ	中山 治一	昭和28.4.5
4	1 おおかみと子やぎ	グリム	呉 茂一	昭和28.4.12
	2 ニルスのふしぎな旅	ラーゲルレーヴ	野上 素一	昭和28.4.12
	3 人形つかいのポーレ	シュトルム	泉井久之助	昭和28.4.26
	4 ハックルベリー大冒険	トウェイン	石田 英二	昭和28.5.3
	5 白鳥の王子さま	アンデルセン	江 実	昭和28.5.10
	6 トム・ソーヤーの冒険	トウェイン	J.K.fairbank	昭和28.5.17
	7 クリスマス・キャロル	ディケンズ	市河 三喜	昭和28.5.24
	8 狼少年 ジャングル・ブック	キプリング	川口 篤	昭和28.5.31
	9 ピーターパン物語	J・M・パリ	山田 忠男	昭和28.6.7
	10 せむしの子馬	エルショフ	八杉 貞利	昭和28.6.14
	11 あしながおじさん	ウェブスター	市原 豊太	昭和28.6.21
	12 十五少年漂流記	ヴェルヌ	福原麟太郎	昭和28.6.28
5	1 みつばちマーヤの冒険	ボンゼルス	三上 次男	昭和28.7.7
	2 腕白小僧いたずら日記	トーマ	岩倉 具実	昭和28.7.14
	3 風雲源平合戦	[日本古典]	池上 禎造	昭和28.7.21
	4 魔海の冒険児	ポー	島田 謹二	昭和28.1.27
	5 シンドバットの冒険	アラビアンナイト	水野 清一	昭和28.2.3
	6 ドン・キホーテの冒険旅行	セルバンテス	恒藤 恭	昭和28.2.10
	7 輝く青年剣士	シェンキエヴィチ	中島 健蔵	昭和28.8.18
	8 快傑ウィリアム・テル	シラー	若林 光夫	昭和28.2.24
	9 一本足の兵隊	アンデルセン	藤田 亮策	昭和28.3.3
	10 ジャングルの王者	パローズ	内田 智雄	昭和28.3.10
	11 黒覆面の騎士	スコット	村上 至孝	昭和28.3.17
	12 鮮血のモヒカン族	クーパー	岡田 謙	昭和28.10.20

巻号	書名
6	1 ゆかいな六人組
	2 里見八犬伝
	3 火焰の十字架
	4 断頭台の司令官
	5 駆馬車の十二人
	6 快傑紅はこべ
	7 人造人間モンスター
	8 黒い矢の秘密
	9 秘密の花園
	10 深夜の騎手
	11 ノートルダムの怪人
	12 地獄の決闘
7	1 オズの魔法つかい
	2 ほらふきだんしゃく
	3 巨人ウルススの怒り
	4 怪奇塔の秘密
	5 ふしぎの国のアリス
	6 母への讃歌
	7 呪われた将軍マクベス
	8 嵐の前夜
	9 きつねのさいぼん
	10 決死の少年斥候
	11 愛と冒険
	12 剣豪ダルトニャン 疾風篇
8	1 オルレアンの少女
	2 びんの中の小鬼
	3 黒馬のかなしみ
	4 戦う狼少年 続ジャングル・ブック
	5 コガネ虫の秘密
	6 ひきかえるになった娘
	7 魔法のランプ
	8 まぶたの母いずこ
	9 最後の授業
	10 怪人二面相
	11 タルタラン物語
	12 ひとくい鬼
	13 フランダースの犬
	14 新浦島物語
	15 少年探偵トルレの追跡
9	1 三人一寸法師
	2 魔法のなしの木
	3 みなしごネル
	4 剣聖アーサー王
	5 ロビン・フッド二世の活躍
	6 黄金の宝
	7 おむすびころりん
	8 怪潜艦X
	9 オリバーのぼうげん
	10 月世界探検旅行
	11 大入道の小僧
	12 ゆめのはしご
	13 少女ケティ物語
	14 ルビコンの英雄
	15 名探偵トルレ危うし!!

□発行を予告された点数 174  
□そのうち現在確認されている点数 131  
□ " 現在確認されていない点数 43  
(表中のはしがき及び発行年月が空欄のもの)  
□そのうち原作不明の点数 2  
(原作者等の欄が空欄のもの)

行等により廃刊に追い込まれ、実際には現在確認されている一三一点しか発行されなかったのではないかと推測できる。

発行されたにせよ、されなかったにせよ、原が目論んだ一七四点はどういう内容だったのだろうか。この疑問に、各巻末の「つづいて出る本」に予告されたタイトルと二〇文字ほどの内容紹介をもとに調査を続け、その成果を『カバヤ児童文庫の世界』（前掲）などにまとめた。しかし、なお内容不詳のものがある。

○第十一巻第二号 父のかなしみ

愛する家族のために父と名のらぬ悲しみをひめて。

○第十三巻第四号 荒野の少年

北アメリカの荒野を舞台に繰り展げる少年冒険話。

以上の二点である。

たとえば第二巻第四号『少年探偵トルレ』や第七巻第四号『怪奇塔の秘密』のタイトルを見ただけで、大抵の人は原作がわかるだろうか。これらについては、実際に発行されているから、本を読めば、それが怪盗ルパンシリーズの『奇巖城』であり、デュマの『黒いチューリップ』であることがわかる。しかし実物が確認できないものは、タイトルと二〇数文字の内容紹介だけで原作を比定するのはなかなか難しい。

ところが、少し前、第十巻第八号『勇猛コザック隊』はトルストイ原作『コザック』だと確認できた。それまで同作品は読んだことがなかったが、読んでみてカバヤ児童文庫の「コーカサスの自然にひろげられる逞しい名作物語」という内容紹介にピッタリ符合するのである。同作品は、明治半ばにはわが国に紹介されており、戦後の昭和二十五年には、子ども向けの作品が出されていることも、カバヤ児童文庫の条件に一致する。

## おわりに

カバヤ児童文庫は、昭和二十七年から二十九年にかけて、一七四点の出

版を意図し、一三一点を結果的に出版した。これは昭和二十五年に出版を開始した講談社の「世界名作全集」全一八〇巻や偕成社の「世界名作文庫」全一四〇巻に次ぐ規模であり、収録内容も世界名作を中心に日本の神話・伝説に至るまで幅広く、しかもバランスが良い。子ども読み物の歴史において正当な評価がなされることを希望したい。

こうした調査を続けることによって、将来的にカバヤ児童文庫の目指した全貌を明らかにしていきたい。

## 〈注〉

- (1) 文庫の名称は、第一巻十二冊は「カバヤ児童文庫」、第二巻以降は「児童文庫」である。これは、郵送料の安い第三種郵便物の認可を取るためには、「カバヤ」という商品名がついていると支障があったため「カバヤ児童文庫」から「児童文庫」に変更したのだという。したがって「カバヤ文庫」という名称はないのだが、通称として「カバヤ文庫」が使われている。カードには、「カ・バ・ヤ・文・庫」と五枚揃えるものがあった。（坪内稔典『おまけの名作』いんてる社 一九八四年 六頁）
- (2) 叢書とは、選集、全集等が刊行終期を予定しているのに対して、刊行終期を予定しない発行形態を指している。
- (3) 拙著『カバヤ児童文庫覚書』二〇一〇年 四頁
- (4) リライトとは「いわゆる名作を全集などに収録するにあたり、長さの調節や、文章表現・筋の改変など独自に手を加えたもの」（「再話」『日本児童文学大事典』大日本図書 一九九三年）
- (5) 前掲『カバヤ児童文庫覚書』二〇〇九年 一〇二頁
- (6) 原敏「マンガに抹殺された世界の名作 カバヤ文庫終焉の原因は？」『Library & information science news』No.78 一九九四年
- (7) 子どもたちに本を送るには、送料の安い第三種郵便物を使わなければ、コスト的に無理なのだが、定期刊行物を対象とする第三種郵便物はハードカバーでは認可がおりない。そのため認可を受けるための見本はソフトカバーで作ったという。（常住郷太郎「房総わが心象の風景」『あさひふれんど千葉』平成四年十月一日号）

(8) 前掲『カバヤ児童文庫覚書』四頁

(9) 前掲「マンガに抹殺された世界の名作 カバヤ文庫終焉の原因は？」

(10) 林原一郎は、文庫出版のアドバイスをくれた京都の日本写真印刷の株を買い占め、そこにカバヤ児童文化研究所を置き、カバヤ児童文庫の発行所とした(秋吉茂『春雷のごとく 林原一郎風雲録』謙光社 一九八三年 四一頁)。また、キャラメルのおまけで第三種郵便物の認可がとれるはずもない。このため「カバヤ児童文化研究所」を設立して、定期刊行物として発行することで認可を取った(前掲「房総わが心象の風景」)。第一号から、発行所は「カバヤ児童文化研究所」で、定価一〇〇円、郵送料一六円と奥付に印刷されている。これも第三種郵便物認可の条件だった。

(11) 「作」も「画」もすべて匿名でカバヤ児童文化研究所の編集としたため、今となっては書き手が誰だったかを知る術もないが、その中には、後に芥川賞を受賞して剣豪作家として名をなした人物もいたという(原敏「無名作家の名作」『おまけとふろく大図鑑 子どもの昭和史(別冊太陽)』平凡社 一九九九年)。

(12) 「おまけの『カバヤ文庫』『F&A』16 富士印刷 一九九五年

(13) 前掲「マンガに抹殺された世界の名作 カバヤ文庫終焉の原因は？」及び「無名作家の名作」

カバヤ児童文庫には、第一巻第十号から、巻末に「町から村から」と題して、読者からの投稿が載せられており、その中には学級文庫に関する投稿も寄せられている。以下に掲載文の一部を引用する。

○カバヤ文庫はぼくらのともだち 第五巻第一号 みつばちマーヤの冒険  
ぼくたちの教室ではカバヤ文庫の本が十八冊になった。(中略)先生も生徒と  
いっしょに、カバヤ文庫の本をとるようにしようとおっしゃった。学校ではも  
うたいがいの教室がとるようになった。そうして学級文庫として、たいがいの  
人からとてもいい本だね、といわれています。(鹿児島市 六年 男子)

○第五巻第二号 腕白小僧いたずら日記

この号では、鹿児島市の小学校から「カバヤ文庫の詩」として七名の児童の単  
文が寄せられている。その中の一文。

僕は学校へ行くのが一層楽しくなった。学級文庫があるからだ。みんなで協力  
してカバヤ文庫券を出したからだ。(男子)

○第五巻第六号 ドン・キホーテの冒険旅行

(前略)先生も「こんなにおもしろくて、文もきれいだしたいへんわかりやす  
くてためになる本ですから、みんなでカードをだしあってクラスに図書館をつ

くりましょう」ということでよくもまいっしょうけんめいでカードをためて  
います。(岡山市 三年 男子)

○第八巻第八号 まぶたの母いずこ

(前略)ぼくらの学級図書には、カバヤ文庫の本が十四冊もあります。文庫券  
は学級であつめて本をもらいにいきますが、券のたまる期間は、五日に一冊ぐ  
らいです。(若松市 五年 男子)

○第十一巻第十四号 深山の秘宝

(前略)このカバヤ文庫はなかなかたためになる本ですね。これからは先生も  
協力して皆と一緒に学級文庫を立派に育てあげましょう。」と大変ごきげんで  
した。(奈良県御所町 六年 女子)

(14) カバヤマンガ・ブックは、現在五〇号までが確認されているが、そのうち九  
点は、実物が確認されていない。確認されている最も刊行の古いものが『三銃  
士』で、昭和二十八年四月一日の刊行である。(拙著『カバヤ文庫と児童文学  
「中国新聞緑地帯」より』私家版 二〇一五年 四頁)

(15) 手塚治虫が『新宝島』を出したのが一九四七年で、これより赤本マンガがブー  
ムとなるが、同時に、大人たちにはマンガ批判論が始め、排斥運動が起こる。  
警察の関連団体である少年母の会を中心に「三ない運動一見ない・買わない・  
読まない」運動が起こり、一九五四年には、とうとう東京・赤坂少年母の会に  
よる「焚書事件」にまで発展、翌一九五五年に運動の最盛期を迎える。この年  
五月には、東京母の会連合会の各支部では、各家庭から持ち寄った不良図書五  
万冊を寸断処分した(長岡義幸『マンガはなぜ規制されるのか』平凡社新書  
二〇一〇年)。カバヤ・マンガブックが出されたのは、正にこの時期であり、  
一方でカバヤの世界名作を勧めていた親や教師であっても、マンガを容認する  
ことは到底できなかったのだろう。

(16) 前掲「マンガに抹殺された世界の名作 カバヤ文庫終焉の原因は？」

(17) 前掲「マンガに抹殺された世界の名作 カバヤ文庫終焉の原因は？」

(18) 秋吉茂『春雷のごとく 林原一郎風雲録』謙光社 一九八三年 三四～三五  
頁

(19) 前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』三六頁

(20) 前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』三八頁

(21) 『林原一郎伝』菓子館新聞社 一九六七年

(22) 林原ホームページ ([https://www.hayashibara.co.jp/data/55/groupinfor\\_mation\\_tp/](https://www.hayashibara.co.jp/data/55/groupinfor_mation_tp/) 最終閲覧日二〇一九年一月五日)



- (23) 「林原一郎」『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社 一九九四年
- (24) 赤井克己「岡山経済界の風雲児 林原3代社長 林原一郎」『瀬戸内の経済人』吉備人出版 二〇〇七年 一九三頁
- (25) GHQの政策で、富裕層から特別徴収した資産税。池田家は加賀百万石や尾張百万石よりも多額で、全国二番目だったという(前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』二一九頁)。
- (26) 前掲『林原一郎伝』一三八頁/前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』二一八頁
- (27) 前掲「岡山経済界の風雲児 林原3代社長 林原一郎」一九七頁
- (28) 前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』二二〇頁
- (29) 前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』三七九頁
- (30) 前掲『春雷のごとく 林原一郎風雲録』二二三頁
- (31) 「今に生き続ける文庫が」『岡山日報』一九九二年一〇月三〇日
- (32) 谷村啓介「弔辞 故原敏岡山日報社長に捧げる」『岡山日報』一九九九年三月二十九日
- (33) 「鉛筆パトロール」『岡山日報』一九九九年三月一五日
- (34) 「佐高信の葬送譜 第二十九回」『世界』一九九九年五月
- (35) 「10円キャラメルとおまけ文化 カバヤ文庫」『子どもの昭和史 昭和20年—35年(別冊太陽)』平凡社 一九八七年
- 昭和四〇年代の完訳対リライト論争の完訳派の急先鋒だった鳥越信の一文。結局、カバヤ児童文庫のことを否定的に捉えているのは、鳥越一人で、しかも内容を論じるのではなく、リライトという形式のみを否定の論拠としているのである。筆者は鳥越のことを「狂犬」とあだ名している。
- (36) 「カバヤ文庫の時代があった」『あさひふれんど千葉』二八四号 平成四年十月十五日
- (37) 『オジさんの玉手箱』桜桃書房 二〇〇一年
- (38) 「甘くて哀しいオマケの名作 カバヤ文庫の思い出から」『季刊パロル7 翻訳って何?』パロル舎 一九九七年
- (39) 「青春・本との出会い われら気ままな読書族」『波』平成四年七月号 新潮社

(おかちようへい 岡山県立記録資料館)

## 幕末維新时期岡山藩国学の死生観と祭祀

— 「小山敬容日記」分析（その二） —

近藤 萌美

## はじめに

本稿は幕末維新时期の岡山藩国学の祭祀観について、小山敬容<sup>①</sup>という人物が書いた「日記」を通して内在的に考察することを目的としている。これまで筆者は、「幕末維新时期地方国学者の人的ネットワーク—岡山藩陪臣小山敬容の日記より—」（『岡山県立記録資料館紀要』一〇号、二〇一五）、「岡山城下の俳人小野田馬仏について」—「小山敬容日記」分析（その二）—」（同二二号、二〇一七）において小山敬容とその学問について分析してきた。この「日記」は市井の一学者であった敬容が岡山藩番頭伊木忠哲（二二〇〇石）に仕え始めた文久二年（一八六二）一月から閏八月までを書き留めた一冊（二五丁<sup>②</sup>）と、同じく岡山藩番頭土肥典膳（四三〇〇石<sup>③</sup>）に仕え、奈良県に就職するまでの明治二年（一八六九）一月から三年十二月までを記した一冊（二〇七丁<sup>④</sup>）からなる。幕末維新时期に岡山藩の指導的立場の一人であった尊攘派番頭土肥典膳に仕え、自らも京都の志士や岡山の文人たちと交流した国学者の視点から、岡山藩内の政治、岡山城下の様子や祭祀、当時の社会、経済、江戸や京都の風聞、文人たちの文化的活動などが記されているのが特色である。

岡山藩は文久期に長州藩・薩摩藩に次いで朝廷から攘夷貫徹のための周旋活動を依頼する内勅が下り、尊王攘夷運動が活発な素地があったといえるが、敬容の師である上田及淵<sup>⑦</sup>が岡山城下紺屋町に嘉永五年（一八五二）から明治五年（一八七二）まで開いていた「公正塾」には六〇〇人にも

ぼる塾生がいた<sup>⑧</sup>。

近年平田国学の再検討が遠藤潤氏<sup>⑨</sup>、中川和明氏<sup>⑩</sup>、吉田麻子氏<sup>⑪</sup>など、平田家資料の整理を中心に進められ、気吹舎の全国ネットワークが明らかにされてきているが、本報告の目的は、岡山藩の尊王攘夷派の番頭土肥典膳の死にあたって、彼に仕えた小山敬容が神道流の「祭祀」である神葬祭をどのように取入れていったのかという点を、彼の記した「日記」から考察する点にある。まず一では明治二年に実際の葬祭を執り行う前に、敬容が読書などを通してどのような死生観をもっていたのか確認していきたい。二においては実際に執行された葬祭の内実をみていく。この考察を通して、思想レベルにとどまらず、儀礼実践レベルまで地域に根ざそうとしていた国学の実像に迫りたい。

## 一 読書と思想形成

## (1) 『鬼神新論』を読む

「日記」によると文久二年（一八六一）二月三日、敬容二八歳の時に岡山藩番頭伊木忠哲に初めて会い、三月より初供をする<sup>⑫</sup>とあり、本格的に岡山藩陪臣として仕え始めるが、それまでの詳細は不明である。しかし、残された和歌草稿から二三歳の頃には森寺美郷<sup>⑬</sup>の門に入っており、その後も島岡宗蝶<sup>⑭</sup>、女流歌人の安原玉樹<sup>⑮</sup>、藤原操南<sup>⑯</sup>と交流していることがわかって

いる。<sup>16</sup> 敬容は出仕後の文久二年九月七日に江戸へ出立、忠哲とともに平田鉄胤に入門し、毎月五・十の会日は加藤千浪の歌会に参加した。<sup>17</sup> 次に引用する文久二年正月十七・十九日の記事からは、敬容が気吹舎入門前に、岡山においてどのように学習を行っていたのかをうかがうことができる。(以下、日記の引用は該当箇所のみ抜萃、日付を括弧書で記載)

(文久二年正月十五日) 西大寺行、宿金岡、(十六日) 晴 揮毫、坂根吉蔵来相伴、赴坂根、投宿(十七日) 晴、発坂根、訪香登、児嶋氏時児嶋養兄者就転往還大庄屋之事、出府不在家、訪医生上森恭寂主人喜迎雅談、脉々殆如旧知、不覺日之将暮、薄暮辞去、訪川崎文吾、甚多忙不得寛話、辞去、投宿、児嶋氏主人婦(十八日) 晴、読平田篤胤所著鬼神新論(十九日) 雪、朝香登を立出

敬容は上道郡平井村に父とともに居をかまえていたが、正月十五日より、東備方面へ繰り出し、西大寺から金岡に宿し、翌日十六日は坂根へ逗留、十七日より十九日は和氣郡香登の大庄屋児嶋氏方に寄留し、十八日には平田篤胤の『鬼神新論』を読んだとある。十七日に会っている川崎文吾は文久三年に結成される社軍隊で中隊長として活躍することとなる川崎豊後のことであり、香登には彼が奉仕した大内神社が所在していた。<sup>18</sup>

『鬼神新論』は当初『新鬼神論』として、文化二年(一八〇五)草稿ができ、文化三年藤井高尚が序文をつけた。文政三年(一八二〇)部分的に書き改められ、『鬼神新論』とされた。刊行は元治二年(一八六五)三月刊行であり、それまでは写本の形で流布していた。『新鬼神論』及び『鬼神新論』は新井白石の『鬼神論』を前提とし、①鬼神・神の实在を明らかにするとともに②「鬼神はその族類に非ざれば、その祭を散けず」(『左伝』)などという儒学的主張に対して、鬼神はそのような制限なしに祭をうけるものであり、またそのような枠にかかわらずなく靈異をあらわすだけの能力をもつものであることを多くの実例をあげて論じているのが大きな柱である。

しかし、その改稿にあたって、③それまでは宣長説によって世間の悪の

すべての根源とされた大禍津日神を「世の禍事罪穢を破ひ幸へ給ふ、よき神」とし、④死者の霊が行くところは改稿前は宣長説に従って「黄泉」とされていたのが、「幽界」「幽冥」と改めた。この世界が大禍津日と大直毘神、枉神(夜見の国)によって運営される世界であるという、この理を知ることが政の本であるとする。

ここでは、敬容が国学者として、その思想形成の初期段階において、選択的に『鬼神新論』という祭祀を体系的に位置づける書物を神職者のネットワークの中で学習していることに注視しておきたい。

## (2) 師上田及淵の死生観

次に敬容の明治期の思想形成に大きな影響を与えた上田及淵の死生観についてみていきたい。はじめに述べたように、及淵は敬容の師であり、自らの経営する公正塾において多くの塾生をかかえるとともに、慶応元年(一八六五)より岡山藩藩校で教授していた。文久二年の「日記」<sup>20</sup>にも敬容が近い学兄とともに及淵を訪れている記事が見られるが、明治二年の「日記」には、「上田会」という会合が伊木邸を中心に頻繁に開かれている様子が見られる。

(二月廿七日) 晴、出勤、若、嬢両君、岩進、上坂氏、伊木氏へも出、伊木宅にて上田翁御会(二月晦日) 今暮伊木君にて上田会に付、家君も御出、予も罷出候処、上田不快不参也、平井松作も来四ッ比迄かたる(三月五日) 伊木君へ参上、家君上田翁来、古事記猿田彦神島の速贄のあたり新論を講せらる、四ッ比会散、予ハとまりぬ(三月二十六日) 先年より上田翁会の度ことに古事記を写しかけたりしをけふ上巻一冊写畢(四月五日) 夜上田翁御会ニ付、家君并金森貴三、平井松作等、伊木氏に來会、四ッ前舞、

などであるが、伊木忠哲、土肥典膳、平井松作、金森貴三らが参加していたようである。平井松作は家老伊木家の家臣として、嘉永七年(一八五七)



より西洋流砲術修行を申し付けられ、江戸では手塚律蔵、大坂では緒方洪庵に入門して習得、文久二年（一八六一）十二月より岡山藩の非常の節の大筒掛りに任命され、明治二年七月より兵学館教授となった人物である。<sup>22</sup>同三年五月には陸軍局より歴史教授を仰せ付けられており、西洋砲術のみならず史学にも造詣が深かったことが推測されるが、及淵の薰陶を受けてのことであつたのだろう。金森貴三は岡山藩の留方を弘化二年（一八四五）から務め、安政六年（一八五九）から留方下僚の最上席、明治二年三月から八等記録方書記と幕末維新时期を通して岡山藩の記録に携わつた人物である。<sup>23</sup>「日記」の書き方によるとこの上田会は少なくとも明治元年よりこれら人物を中心に、古事記を中心とした皇学を学ぶ会であつたと考えられる。敬容と及淵の密接な関係や、周囲をとりまく人々をみた上で、及淵の祭祀観を考察していきたい。及淵には「魂魄帰所論」という死生観をうかがうことができる論考が残されている。昭和四年刊行の『吉備文庫第二輯』には同論とともに、及淵の「政教一致論」が収録され、両論の末に「右二論ハ明治三年ノ春、神祇官ヨリ召問セ給フ事有リテ、書ヲ奉レリシ草稿ノ有シヲ、此度人ノ請フマ、ニ彼是刪定シ、引直シモシテ示シタルナリ、明治六年八月岡山県上田公正塾講本、門人生形勝文、池田頼実同校」とあり、少なくとも明治三年にはその骨子が出来上がっており、明治六年八月には公正塾の講本となつていたことがわかる。本稿でとりあげる明治二年八月の土肥典膳の葬祭にあつて、敬容が共有していた死生観ともいえると思う。この「魂魄帰所論」は管見の限り内容分析した先行研究をみないので、以下口語訳をした内容を少し詳しく概要をみていきたい。

### ①魂の二種―和魂と荒魂

魂魄帰所の落着を知るには、まず臆断ではない不動の的準（準的カ：めあて、標準）が二つあるとして、魂魄を和魂と荒魂の二種に分類する。

和魂は、人々に良い作用を与える。魂魄が体を去つた後、死体の汚穢を忌避し、体を離れて永く家の木主に止まる。そしてまたどこかに去るか、あるいはすぐにその家に再生し、あるいは夢にでてきて子孫の

ためによいばかり事をし、日々清浄の祭祀を受けるなどはこの確証であり、和魂の作用とされる。

荒魂は必ずしも人に良い作用を及ぼすとは限らない。俗にいう人魂のことで、死の四五日前、または十日、二十日前に、その姿が他の人の目にも見え、燐素ひしたまとなり忽然と本体を苦しめ離れ去る。長く墓所に止まり、歳時の祭りを受け、天地の間に遊散し、世の中の吉凶禍福までもなすことがある。または、夜陰などに幽霊として物凄あつたまい形となり、あるいは仲良い同土墓を並べておけば雨天などに物語の声が聞こえるなどの類がその確証であり、これは荒魂の作用とされる。周人の説で魂は天に帰り、魄は地に帰るといつているのはこの二魂の伝の粗いものである。

### ②魂の行方

魂魄が相反する性質を内包していることをみた上で、次に言及されるのが、その魂が死後すぐにどこに行くのかという点である。さて、冥庁には大國主大神幽顯分知の昔、皇美麻命すめみまのみことと談判して立てた御制法があつて、たとえ魂魄であるからといって、ただちに幽界に入つて私は左に、右にと我儘に進退するのは通らないことである。まず死んだらすぐに産土神のもとに行つて仰せを請う。産土神はこれを杵築の冥庁に訴え、大國主神はまたこれを天神伊邪那岐命、日少宮に届ける。天帝はもとから地界の冥事は大國主命にまかせているので、あなたが左も右も決めなさいと天勅が下る。これで杵築の冥庁において、その人々の善悪および無罪有罪を厳しく裁く。その中でも君父を殺し、国家を傾け万民を混乱させたような者は、根国氏（底カ）国に追ひ払われ、父母妻子親族朋友にめぐりあうことさえかなわず、一人ずつ蛇の部屋や、ムカデ蜂の部屋につき縛られ、または大野原に駆役され、または鼠穴に出入りし、どうにもならない状態に追い込まれる。いかに辛く、悲しいことの極みではないだろうか。その他の魂魄はまた冥庁から産土神府へ返し下される。神府はここで相殿や撰社末

社に相談して、再生すべきは再生し、神と祭られるべきは神位を授けられ、親族と楽居させ、あるいは、杵築冥府日昇天不への使節を蒙り、あるいは両府で召遣われ、すぐに神となる。それだけではなく、初冬には天下諸鎮守の神が杵築の大庁に集まり、氏子たちの嫁取り、贅を養うこと、農業家職の吉凶、死生の事など議論する。

このように、死後の魂は大国主命の裁定をうけ、それぞれの善悪によって、あるものは神となり、あるものは再生し、あるものは根国へ追放される。この世界観において人々がなすべきことは、忠孝節義清浄潔白であり、してはいけないのは尊上を凌ぎ、人の国家を掠め盗み、愚民をたぶらかす行いであるとされる。

### ③ 日本神話と二魂

ではそもそも二種の魂魄はどのように生成したのか。日本神話を紐解いてその生成過程が説明されていく。

別天五神神世六代までは魂魄の作用がどのような形跡についてまだ心も言葉も及ばず、伊邪那岐命・伊邪那美命に至って始めてその作用を認めることができる。その造化の真盛りにまず山川草木を生み、次いで八百万の神、一番最後に火結迦具土神を生んだ。その御はじらいによって女神は根の国へ神避されたのを慕って彼の所へ行幸し、思いの外のこともあり、上国へ逃げ帰りなさり、まことにこのことを心よく思わず、禊ぎの大法を思いつかれ、たいそうやんごとない神たちを生み、最後に思いをよらず貴御子日月の二神を得られた。これは和魂荒魂によって起こる所である。その理由は伊邪那岐命が夜見国の憂鬱を破うとき、ぱっと見開きなさり、左の目から天照大御神が生まれなされた。これは大神の和しとお思いになる御魂の凝り固まってできたものである。次に右の目を洗いなされた時、月夜見大神が生まれなされた。これは伊邪那美命の夫神が自分を棄てて還ったのをつらいと思ひ、荒魂が乗り移りなされたことから発したのである。その天照大御神の和魂を大直日神とし、月夜見大神の荒魂を大禍津日神とする。

### ④ 二魂と人の生成

このように生成した二魂であるが、人々や動物の生成においても、その根本に位置付けられる。

これから後世に生まれでる人畜はすべて御中主神の分魂を父精に得、産巢日神の範圍を母胎に受け、直日神の和魂、禍津日神の荒魂を保って生まれる。和魂が過ぎれば阿呆となり、荒魂が過ぎれば狂癪となる。これ喜怒哀楽のよって起こる所である。さて、この魂魄を同じく神に受けているのならば、万人が一様であるべきであるが、そうではなく、各々異なる原因はそれぞれの範圍に染まるからである。かの形状も父に似ていたり、母に似ていたり、性情もまた同じである。また形状父母に少しも似ないで、急に異なるものもある。これぞ造化の妙用であり、人がいべきでない境だろう。このようにして、生まれでた時の魂を先天霊といって、教えなくても大抵ある程度の能力を備えられている。しかし、師父の教えに従って学問しなければ、大事にあたって道理をわきまえることはできない。この教学を名付けて後天霊という。身を保ち、長生し、忠孝友愛の道を勤め、国のため人のため善事を尽くし、人に貴まれ愛され、終わりを全うすれば、魂は次第に肥たり、冥界に入って神の寵愛を受ける。千年も万年もその命は生きてほしい。またたいそう幼くして死んでしまったものも君父のため、国家のためにした者は、魂が殊の外大きくなっている。忠孝節義をもって養えば魂魄が飢えるということはないからである。これを思えば、また義にあたって少しも命は惜しくないだろう。これを生死不二という。それに反したならば、魂魄が飢えてその反罰を受けることは論を待たない。よくよく頭を傾げるべきである。

### ⑤ 魂魄の宿る場所

それでは、その魂魄というものが体内のどこに宿っているのだろうか。心胸霊台ではなく、気海丹田でもない。和魂は前脳にあって知覚を司り、荒魂は後脳にあって運道を司り、そして背髄は両魂の出会い所、

諸神経は府県庁である。右などの趣を心に占めたならば、神を敬まわなれども思ってもできないだろう。

以上、彼の思想の髄は「忠孝節義」といった道徳が死後においても大國主命が裁定する基準とされているところであり、それに超越的な価値をもたせているところにある。人は和魂と荒魂を脳内に宿し、その配合によって先天的に性質は異なる。しかし、後天的な教学「忠孝節義」によって自らの魂魄を養うことができる。その自らの修養によって死後神になる可能性が開かれているといえるが、それは人々の内に、神々から起因している和魂荒魂といった二種の魂魄を内包していることから論理的に可能となっているのである。

この「魂魄帰所論」は大國主命を幽冥界の主宰神としていることなど平田学を下敷きしているが、そこに「忠孝節義」といった道徳を融合させ、眼科医でもあった及淵の身体論も含みこんでいるところが特色であるといえる。

## 二 明治二年の祭祀実践

ここまで備前国学における祭祀儀礼の前提を確認するために、若き国学者小山敬容の読書体験と、その師である上田及淵の死生観をみてきた。では、実際に葬祭を迎えるにあたって、彼らはどのように実践したのだろうか。岡山藩は「死人の事は寺僧へ御任の御国法」<sup>25</sup>と敬容が「日記」で書いているように、神葬祭は許されておらず、彼らの祭祀論を實踐するには、相当の軋轢を生んだと推測される。「日記」が記された明治二年は神道流の葬祭を彼らが現実に行っていく時期であり、まさにその導入場面が書き残されている。

本章で主に取上げるのは、敬容の主君である土肥典膳が明治二年八月に急死し、初めて公式に神葬祭を行った事項である。典膳死去前の四月から

及淵が中心となった招魂祭の勉強会を行うなどの事例も確認できるので、まずそこからとりあげていきたい。

### (1) 岡山藩の招魂祭

明治二年四月三日に御後園において、関東戦役の招魂祭が執行された。その内容が「日記」に次のように書き記されている。<sup>26</sup>

けふ御後園裏にて戦役の士の魂祭りし、けふ予も見て見るに御魂代は柳にきてとりかけたる也、供物黒酒白酒鮫廣物、鮫狭物、毛荒物、毛長柔物、井菜辛菜に至迄、けに横山のこたく積並へて、神職祝詞を讀、前国君<sup>27</sup> 内蔵頭少将、并鼎五郎君等御拝あり、銃隊数千発砲右拝し、式畢てハ有志之者誰にても勝手に参拝をゆるさる、見物の貴賤群集也、実に死後榮無如之者

なき玉もそらかけり来ておもふらむ、すけしかひあるいのち也きと藩主らが参加した盛大な祭礼の様子を敬容が見物しているが、この際神職らが読み上げた祝詞は及淵が作成したものであった。祭礼の後九日にその祝詞を及淵から借りて、同じものを二冊筆写し、一冊は土肥典膳へ、一冊を自蔵した。また、次のとおり十五日の晩、土肥邸で、金森貴三とともに、及淵の祝詞講釈をうけるなどしている。

(四月十日) 過日御後園裏にて被行たる招魂祭祝詞上田翁之作なり、きのふ借歸り、けふ写(十四日) 当月三日御後園裏にて有之候戦死士招魂祭祝詞祭文上田翁所草也、此間中より写二冊成、一冊ハ家君に献上し、一冊ハ予蔵す(十五日) 晩刻より上田翁、金森貴三御招夜分、此間写したる祝詞の講釈あり、四ッ前会散して帰る

### (2) 土肥典膳の死とその葬祭

明治二年八月九日から十一日にかけて敬容の主君である典膳の体調が思



わしくないことが「日記」に詳細に記される。敬容も看病をし、明石退蔵などの医者が治療にあたったが、十二日に死去する。四三歳であった。すぐに京都や、縁戚の足守へ書状を出し、十三日には、三友寺、同じ番頭の瀧川氏へ行く。十五日から次のように神葬祭の準備をしていく。

早朝六本松山御墓地地祭予相勤、祭文葬儀略之例に倣ふ、御霊祭神道御用被遊度由ニ付、御船志摩、上田翁などへ行、何くれと探索す、今宵も廻りたり

六本松山の墓地で地祭を敬容が行ったとあるが、その際に古川窮行の『喪儀略』<sup>31</sup>を参考にしている。霊祭を神道にしたいと典膳たっての希望により、及淵、酒折宮宮司の御船島子に相談して準備をした。十七日の葬祭前日からの記事は次のようである。

(十六日) けふは御神祭の用意に志奴毘古登を書、何くれと調ものなとありていそかはし夜も更たれハ又逗留、御神号 明霊奇膳大人アカルミタマクシオノウシ(十七日) 早朝、尊骸の前に神離たて、御霊祭をす、御送葬晩後、引導留場三友寺六本松に御納り、予新君の御供也、事済て酒賜り、帰途杉土手にて八ッを聞

十六日、御神祭の用意のために祝詞「志奴毘古登」<sup>32</sup>を書くなど何かと調べものをしていく。十七日に御霊祭を行っているが、「引導」を三友寺でも行い、その後六本松へ遺体を納めている。翌日の十八日から早速墓参をしているが、御船志摩へ御神前の儀式などを相談、十九日には藩主の章政が東京より帰藩し、六本松へ参拝したとある。これ以降は神道流で祭礼を行っていく。二十四日には、二七日の神事があり、敬容が「誄辞」<sup>33</sup>を書いている。しかし、二十五日には三友寺で法事も執り行っていることは重要である。十月一日、四十九日の御忌日のため、明霊君御霊代を御霊舎に納めるための祭文を書く。晩刻御霊を御先祖様之御霊屋に納める。三日、御船志摩御祓の祈祷、「家内にはひ奉る神くたりを祭らす」とあり、典膳の霊が四九日を経て、家の霊屋に迎えるための儀式が終わったことがわかる。その後十一月二十二日には百ヶ日の神事、二十六日に墓誌を書いて、神葬

祭に関わる諸儀式を終えた。

祭祀関係の書物の入手を直接的に記した記事は「日記」からは見られなかったが、その他の図書の入手事例では、京都の麩屋町御池下において染め物商兼書肆をしていた池村久兵衛<sup>34</sup>から直接書籍を購入している。維新时期という改変期において、新しい祭祀の形を模索する中で、書物がその知識を得る手段として大きな比重を占めていたことは推測できる。

### (3) 典膳妻の葬祭

典膳の死後二ヶ月もせずして典膳の妻も亡くなった。この時も典膳同様希望により神葬祭を行おうとするが、結果的に藩から許可が下りず、葬儀と二七日は寺で行うものの、二七日は神道流の御霊祭も行い、<sup>35</sup>それ以降、四十九日を経て霊代を霊屋に納める儀式や一周忌には、<sup>36</sup>敬容が祭文を書いており、<sup>37</sup>神道式で行っていることが確認できる。以下参考のため死後二七日までの資料を掲載する。

(十一月五日) おまへ様今暁六ッ前俄御様子相変り御終焉也といふ、何とも言語に絶したる御次第也、いかなる枉津日の御あらひにや、半年もたらぬまに御両親を失ひ給へる御幼君の御心さのミ御愁傷の御体ハ見らねと、夜分なと御快寐不被為奉ハいたはしき事也(六日) けふ何くれと御葬送のまうけす、わきて今度ハ神葬祭に被成度よしに付、予心配多し、夜前御船志摩へ行て其事を談す、今宵御魂遷の式并ニ小驗、夜帰宅(八日) 御葬送之事ニ付弁達へ本様御苦勞、されと死人之事ハ寺僧に御任の御国法故、難取計との事、無是非臨松庵にて引導御受之通に決したり(九日) おまへ様御葬送、夜四ッ前済、今宵御屋敷にてねたり(十七日) 御墓参御供す、二七日御霊祭ニ付、伊木御三方、上兵君、永瀬等来、今宵御屋敷にて留る(十九日) けふハ三友寺にて御仕上御法事之御心持、至而御手軽之御法事ニ付、僅ニ伊木勝太郎君、上坂君のミ御出、女中式人、仁科、逸見、村上、戸田、予のミ行

## おわりに

本稿で「日記」から確認してきたように、岡山藩の場合、招魂祭のような戦役で亡くなった藩士を合同で祀る祭祀は公式に行われていたものの、番頭といった影響力のある役職であった土肥典膳においても、死去の手続きは寺を経由して行い、神葬祭は家の中や墓といった個人的なレベルにおいてしか行えなかったといえる。一で確認したように、その実践の前提には、平田国学を基盤とし、及淵が発展させた死生観があった。それを国法のもとで、どのように実践するののかという試行錯誤が「日記」から見て取ることができた。

岡山藩では明治三年正月の儉約令<sup>38</sup>において仏教における年忌供養のみ触れられているのが、同年十二月には神儒葬<sup>39</sup>に対しては言及があり、藩士にも神葬祭が許されているのが確認できる。

## 〈注〉

- (1) 天保六年(一八三五)正月、明治四年(一八七二)六月。初め荘太郎と称し、字は伯徳、桂洲と号した。文久二年(一八六一)二月三日、敬容二八歳の時に岡山藩番頭伊木忠哲(一一二〇〇石)に仕え、同年九月七日に江戸へ出立、忠哲とともに平田鉄胤<sup>40</sup>入門。慶応元年(一八六五)八月一日、土肥典膳に転任。土肥典膳は伊木忠哲の実兄。明治二年八月の典膳死後も子息の京都遊学に付添う。明治三年十二月より奈良県権大属会計租税掛に任ぜられ、翌四年正月少参事に進み、大監察を兼ね、武文館々宰を命ぜらる。同年六月職務上の無実を晴らすため割腹自殺。享年三七歳。
- (2) 岡山県立記録資料館所蔵小山敬容資料 A51-1 (以下同資料群は資料番号のみ記載する)
- (3) 岡山藩番頭。文政十年(一八二七)〜明治二年(一八六九)。知行四二〇〇石。文久二年左大臣一条忠香から岡山藩主池田慶政に国事周旋の依頼があり、周旋方に任ぜられ、京坂と国元の間を奔走。慶応二年(一八六六)幕府が長州再征の軍を起こすと、尊攘派と図り、播備国境の和気郡三石村で征長軍の西進を阻止することを企てた。慶応四年正月鳥羽・伏見の戦いが起こると、皇居の

清和院門を警備した。同年新政府の軍務局判事となったが、同年五月帰国、十一月中老に任ぜられた。明治二年(一八六九)病死。享年四三歳。

- (4) A51-2
- (5) 詳細は拙稿「幕末維新期地方国学者の人的ネットワーク―岡山藩陪臣小山敬容の日記より―」(『岡山県立記録資料館紀要』一〇号、二〇一五、三)参照のこと。
- (6) 北村章「幕末岡山藩の政治過程について―藩論と藩庁首脳部の変遷を中心に―」岡山県史研究第五号、一九八三
- (7) 小山敬容の国学の師。文政二年(一八一九)七月二日肥後天草郡志岐郡で生まれる。天保九年(一八三八)眼科医であり国学者でもあった養父上田公鼎とともに備中国酒津村に移り、京都で遊学後、眼科医として嘉永元年(一八四八)備前国児島郡村難波寿門方に寓居、嘉永四年より岡山石津家に寄留、五年より篠野一方の世話で家塾「公正塾」を開く。元治元年(一八六四)医員として池田茂政に仕え、慶応元年(一八六五)正月より岡山藩藩校に出仕、明治元年(一八六七)藩命により和気清麿、児島高德、池田家の祖櫛正行の事蹟を調査して三勲神社建立に尽力、翌二年藩内の式内社の調査を行うも眼病を患い失明、同三年藩校の皇学科教頭となる。明治十二年六月十二日死去。(『岡山歴史人物事典』山陽新聞社、一九九二、なお詳細は安原秀魁『上田及淵伝』一九九一)
- (8) 『日本教育史資料九』文部省、一八九〇〜一八九二(近代デジタルライブラリー)
- (9) 遠藤瀧『平田国学と近世社会』ぺりかん社、二〇〇八
- (10) 中川和明『平田国学の史的的研究』名著刊行会、二〇一一。他に「平田塾と地方国学の展開―備前国学を例に―」(『書物・出版と社会変容』一一号、二〇一一、九)において、備前神職・業合大枝と平田家の間で交わされた書簡を中心に文政から嘉永年間の備前国学の展開を明らかにしている。
- (11) 吉田麻子『知の共鳴―平田国学をめぐる書物の社会史』ぺりかん社、二〇一一
- (12) 歌人。寛政十二(文久元年五月二十五日(一八〇〇)〜六一)播磨国尾崎村(現兵庫県赤穂市)に生まれ、後に備前岡山に移る。天保四年(一八三三)香川景樹入門、河野鉄兜、長治祐義、藤井高雅、中村良頭、藤田来鶴、小野田馬仏、島岡宗蝶、安原玉樹、野崎附らと交遊した。音楽に堪能で笙に長じ、書、篆刻も巧み。網浜に青苔日厚村舎を設け、晩年は後進に笙や書を教えた。敬容の他に石山桂窓、森芳滋らが門人。歌文集『香細園家集』を残した。(『岡山県歴史人物事典』)
- (13) 安政・文久年間に岡山上之町に住んでいた浪人。藤井高尚に学んで和歌をよくし、茶道に通じ宗匠と呼ばれた。(『岡山市史人物編』)
- (14) 備中玉島出身の女流歌人。文化三年(一八〇六)〜明治九年(一八七六)総社の豪商角清水屋安原正常の後妻に入った。尊攘派藤井高雅を物心両面で援助、備中松山藩主板倉勝静とも交流があった。(吉崎志保子『幕末女流歌

人の研究―松原三穂子と周辺の人々―』日本文教出版株式会社、一九八三)

(15) 民政家。天明六年二月十一日(元治二年三月二十八日(二七八六)一八六五)。備前上道郡三幡の大庄屋。民政につくし、郡代掾にとりたてられる。書、詩歌にすぐれた。名は練清。字は澄江。通称は深蔵。遺稿に「練清文集」など。『日本人名事典』講談社、二〇〇一)

(16) A 51-24「安々居歌集 下」所収の「年譜」による。この「年譜」は敬容の遺児鈴木太郎が明治二十六年(一八九三)頃に編集。

(17) 同右。

(18) 吉崎志保子「川崎田豆雄と社軍隊」『歴史読本』一八七、新人物往来社、一九七六) 明治二年の「日記」によると川崎は酒折宮司の御船島子とともに神祇官へ「国内諸神社取調」を提出している。

(19) 以下、『新鬼神論』及び『鬼神新論』については『日本思想史大系 平田篤胤 伴信友 大國隆正』岩波書店、一九七三、文献解題を参考にした。

(20) A 51-1

(21) 二月八日 陰晴散雪 贈書芳滋、訪森惣介、邂逅家翁、又訪上田先生、高雅翁来、在雅談数刻、薄暮帰邸」五月十七日曇、晚小雨、夜大雨、田山法事、饗我輩、晡時芳滋来、相伴、訪上田翁、薄暮帰」

(22) 池田家文庫伊木D三二一三七「御奉公之品書上 平井松作」池田家文庫D三二二一「先祖并御奉公之品書上 平井松作」

(23) 池田家文庫D三一九一九「先祖并御奉公之品書上 金森吉衛、金森貫三については定兼字「近世中後期岡山藩における留方下僚の存立状況」『幕藩政アークイブズ』の総合的研究」思文閣出版、二〇一五、三二六頁)にも詳述あり。

(24) 渡邊頼母編『吉備文庫』第二輯所収、山陽新報社印刷部、一九二九

(25) A 51-2、明治二年十一月八日

(26) A 51-2、明治二年四月三日

(27) 備前岡山藩第九代藩主池田茂政。

(28) 備前岡山藩第八代藩主池田慶政。

(29) 慶政の子息。

(30) 慶応二年三月まで白川家関東執役。(遠藤潤『平田国学と近世社会』ペリカん社、二〇〇八)「日記」によると明治三年十二月十六日段階では奈良県文武館で教授を務めており、同時期から奈良県へ出仕している敬容と交流をもつ。明治六年(一八七三)枚岡神社(東大阪市大宮司、八年内務省出仕。十年大神神社(桜井市)大宮司を経て、十五年琴平神社(香川県)に神官教導のために呼ばれ、同地で没した。(『朝日日本歴史人物事典』朝日出版社)

(31) 喪儀略。慶心元年(一八六五)七月 古川躬行著。「喪儀略」は、写本が天理吉田(「喪葬儀式喪儀略」、自筆)、版本が内閣・静嘉・東洋小田切・宮書・大阪府大森・学習院・教大・滋賀大・早大・東大・東北大狩野・東洋大・京都府・福島・宮城・足利・金沢市稼堂・島原・豊橋。金刀比羅・神宮・丸山・無窮神習にある。明治四年版本(「増訂喪儀略」)あり。(『図書総目録』)

(32) A 51-18、典膳の長子修平の代筆で小山敬容が作成。「安々居歌集 下」にも収録されている。

(33) 池村は気吹舎の版木を所持しており京都における出版拠点であった。(吉田麻子『知の共鳴―平田篤胤をめぐる書物の社会史』ぺりかん社、二〇一二、二二四(二二五頁))

(34) A 51-2、十一月九日、十九日。

(35) A 51-2、十一月十七日。

(36) A 51-2、明治二年十二月二十三日、二十四日

(37) A 51-2、明治三年十一月三日。

(38) 岡山藩年中行事冠婚葬祭式(岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫マイクロフィルムTCE一三二一六六五)

(39) 重修年中行事冠婚葬祭式(岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫マイクロフィルムTCE一三二一七〇〇)

祭礼之事  
一先祖を祭るは誠敬を尽を以て主本とす然るに近来往々の酒宴ケ間敷振廻間々有之趣相用候無端事ニ候目今以後虚を去実を存祭奠之本意ニ相候様可致候尤祭式之儀ハ追々朝廷より被仰出も可有之候得共其向従前之通心得可申事

一一周忌より三周忌迄法事之節旦那坊主自宅へ相迎へ回向為致候とも其以後之処ハ相当省略可致尤祭式益追遠之誠敬を尽し籠略之義有之間敷事

一料理向御定ニ基き取捨可致事

一親類并別(カ)懇之者より供物御定之通たるへき事

回向料理  
士族百石已上 錢五貫文  
四十石已上 同四貫文  
二十石已上 同三貫文  
十六石 同二貫文

四十五苞已上  
四十五苞未滿 同壹貫五百文  
一卒 同壹貫文

但 神儒祭之向は不為遣候事  
右之通御改定ニ相成事

明治三年庚午十二月

(こんどう めぐみ 岡山県立記録資料館)



# 倉敷市歴史資料整備室所蔵「霞仮橋設計書」から完成図を復元する

高 祖 伸 幸

## はじめに

平成三十年十月二十三日（火）から十一月二十五日（日）、当館一階展示コーナー・玄関ホールにおいて開催した平成三十年度企画展「おかやま橋物語」のなかから、本稿では倉敷市歴史資料整備室所蔵「霞仮橋設計書」（連島出張所より移管文書（四二一五六六）、写真1）の原文を紹介し、明治四十四年（一九一七）から大正六年（一九一七）の間に架橋された鉄線吊橋の霞仮橋図面を復元し、紹介します。

## 一 霞橋と「霞仮橋設計書」について

現在も倉敷・水島と玉島とを結ぶ霞橋は、明治八年（一八七五）に架橋された木造橋（上成・弁財天河橋）がそのルーツです。地元有志の費用負担によって建造され、当初は通行料を取る有料橋でした。明治期の霞橋は木造だったこともあり（後掲写真2）、高梁川の激甚な水害に耐えられず何度も落橋しました。この資料は明治四十四年から始まった高梁川改修工事が完成するまでの間の仮橋として、地元有志者共同出資で架けられた「鉄線吊橋」の設計書です。川幅が大きく拡張する関係から大正六年一時的に撤去されるまでの間架橋していたと推測されます。その後岡山県により本格的な鉄橋が昭和二年に建設され（写真3）、現在使用しているコンクリート橋は昭和四十三年十二月に竣工しています（写真4）。昭和二年

の鉄橋は現在も生活道路として残されています。

「霞仮橋設計書」の内容は ①沿革や概要を記した「霞仮橋計画説明書」 ②必要な資材や人足を列記した「霞仮橋設計書」 ③仕様を記した「仕様大要」 ④仮橋を吊す鉄線の強度を計算した「鉄線仮橋応力計算書」から構成されています。

## 二 翻刻文<sup>1</sup>

### 霞仮橋計画説明書

橋梁ヲ仮設スヘキ位置ハ、備中国浅口郡玉島町大字上成ヨリ同国同郡連島村大字西ノ浦ニ達スル線路中高梁川西派ヲ横断スルモノニシテ、古来架橋シ来リシモ流心一定ナラサル為メ動モスレバ落橋シ、維持困難ナルニ付、爾来今日ニ至ル迄渡船ヲ以テ僅ニ人馬ヲ渡セシモ、流心変化常ナク、渡船ノ往復ニ苦々、為メニ貴重ナル時間ヲ徒費シ、運輸交通ノ不便ヲ見ルニ忍ビザルニ依リ、前途高橋川改良工事完成シ前後道路ヲ改修シ、牛馬車ヲ通行セシムル時期ニ到達スル迄一時ノ目的ヲ以テ、従来ノ慣行ニ依リ兩村地元有志者協同出資シ鉄線仮橋ヲ架セントス、其計画ノ大要ハ現在河幅九百六拾六尺<sup>2</sup>（約

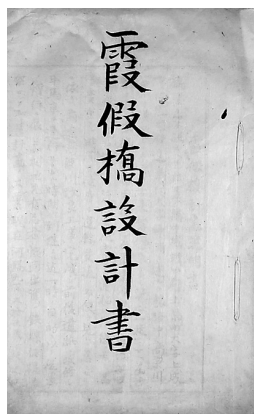


写真1「霞仮橋設計書」



二九〇m)ノ処、之ヲ十分シテ九拾六尺<sup>(三)</sup>至間(二九m)トシ、鳥井外兩端ヲ十八尺(五・四m)ツ、トシ、橋柱ハ松丸太長四十尺(二二m)(但水面ニテ狭繼トス)末口一尺(〇・三m)ノモノニ本建ニシテ、之ニ支柱ヲ四分法ニ取付ケ、腴杖胴締、狭貫、筋違貫等ヲ施シ、上流ニハ柱三本建テノ蘆除<sup>(四)</sup>杭ヲ設ケ、笠木ヲ一割勾配ニ取付ケ、狭貫式ヶ所ニテ締付ケ、親索ハ電信八番線ヲ以テ片側ニ七拾七筋合セノモノヲ中央正矢七尺(二・一m)下リニ連張シ、鳥井笠木上ニ長足鑑<sup>(五)</sup>四丁ニテ留メ、兩端ハ松丸太至壹尺(〇・三m)乃至六寸(二八cm)六本ヲ以テ組立タル留梓ニ緊結シ、其上ニ石灰コンクリート四百四拾立方尺ヲ置キ、尚現地盤面ニ達スル迄土石ヲ盛り、之ヲ鎮圧シ、小梁ハ各至間六尺(二・八m)毎ニ置渡シ、行桁<sup>(六)</sup>ハ梁木渡り<sup>(七)</sup>腮ニ五列架渡シ、梁桁ハ至四分(二・五m)ノポールドニテ締付ケ、敷板ハ厚式寸(六cm)ノ松板ヲ以テ全部張詰メ、梁木兩端行桁当リニ於テ鑲付ポールドヲ施シ、吊線トシテ八番鉄線四筋合セノモノヲ六尺(一・八m)毎ニ張付ケ、尚ホ之ニ筋違線ヲ施シ親索ニ締結ス、又橋体ノ振動ヲ防御スル為メ、八番鉄線五筋合セノモノヲ大梁兩端ニ緊張シ、六尺毎(二・八m)二十三番鉄線ヲ以テ鑲付ポールドニ引張り、尚ホ上流ハ蘆除杭、下流ハ不動地物等ヨリ予備鉄線ヲ以テ便宜引附ケルモノトス、本橋ハ高梁川改良工事完成スル迄一時ノ目的ヲ以テ仮設スルモノナレバ荷重ニ制限ヲ付シ、一徑間九拾六尺(二九m)ノ橋面上、同時ニ男女百人人力車五輛荷車五台以上ノ荷重ハ通行セシメザルモノトシテ計画セリ

### 霞仮橋設計書

高梁川横断 浅口郡玉島町大字上成 同郡連島村大字西ノ浦 間架設

一 鉄線吊橋長百六拾六間(三〇二m)、幅員 外法十尺(三m) 内法九尺(二・七m) 高平水上拾四尺

(四・二m)

此面積式百七拾六坪(九二二平方m)

至間 九拾六尺(二九m) 十至間 兩袖三間ツ、(五・五m)

橋脚 十一組 親柱一本 支柱本トス

蘆除 十組 柱三本建トス

兩詰基礎 式ヶ所 方三間(五・五m) 深壹間(一・八m)

小梁ハ壹間(一・八m)毎ニ設ケ、小桁五本引トス

此工費金八千八百九拾五円四拾八錢七厘

(以下、木材之部、打鉄物之部、鉄線之部、蘆除杭之部に分けて用材の寸法、數量、単価、代価書上、職工之部、基礎工之部、雜費之部に分けて費用書上)

### 右仕様大要

- 一 木材ハ総テ屈曲甚シキモノ又ハ腐朽死節等アルモノヲ使用スベカラズ
- 一 木材寸法ハ総テ仕上寸法トス、尚押角面ハ幅ノ四分ノ一ヲ超ユベカラズ
- 一 橋杭共ハ一割五分一割五分落シ一寸留ニシテ本杭ニ打込ミ十回打一寸ニ達スルヲ待テ止ムベシ
- 一 支柱ハ四方法ヲ以テ梁下ト留杭ニ取付クモノトス
- 一 親索ハ鳥井笠木上ニテ留メ、其兩端ハ埋梓ニ繋ギコンクリートニテ圧シ、橋長六尺(一・八m)毎ニ小梁小桁敷板ヲ貫キ、鑲付ポールドヲ取付ケ吊索ニ卷付ケ鑲ニ繫クベシ、但デフレクシヨクンハ十三分ノ一トス
- 一 手摺線ハ緊張シテ男柱ニ取付、又吊索筋違線ニ接スル所ハ十三番鉄線(二・三m)ヲ以テ結付クベシ
- 一 水平振止線ハ緊張シテ各大梁頭ニテ留メ、兩端ハ埋梓ニ結付クベシ、振止控線ハ一間毎ニ鑲ニ引張ルモノトス
- 一 桁木ハ五寸(一五cm)遣リ違ヒ腮掛<sup>(八)</sup>ニシテ梁木ニポールト繫ギトナ

スベシ

一敷板ハ入念合端摺合責打トスベシ

一前後路面ハ橋面高二達スル迄盛立ツベシ

一本仕様ニナキモノハ設計図面就テ見ルベシ

鉄線仮橋応力計算書<sup>(5)</sup>

浅口郡玉島町大字上成  
同郡連高村大字西ノ浦 間高梁川横断字霞橋

一鉄線仮橋全長九百九拾六尺(二九九m)

幅員 外法十尺(三m) 内法九尺(二・七m)

高拾四尺(四・二m) 聖間九十六尺(二九m) 十聖間 両袖拾八尺

(五・四m)

此面積式百七拾七坪(九一五平方m)但一聖間式拾六坪七合(八六平方m)

本橋ハ古来慣行ニ依リ木橋仮橋ヲ架設シ来リシモ大水アル毎ニ落橋シ負担ニ堪ヘサルニ付高梁川改良工事完成シ、県ニ於テ本橋ヲ架設セラ、迄、真ニ一時ノ一時ノ目的ニテ鉄線吊橋ヲ架シ、運輸交通ノ便ヲ謀ラントスルモノニシテ一聖間九拾六尺(二九m)ニ対シ、同時ニ男女百人、人力車五輛、荷車五台以上ノ荷重ヲ通過セシメザル制限ヲ設クルモノトシテ諸材ノ応力ヲ計算スルニ

予定動荷重

男女小供平均重量一人百十磅<sup>(ポンド)</sup>、故ニ男女百人ニ付テハ壹万壹千ポンド

人力車平均重量一車三百四十磅、故ニ五車ニ付テハ壹千七百ポンド

荷車平均重量一台千二百磅、故ニ五台ニ付テハ六千ポンド

計壹万八千七百磅(八・四一五トン)

予定静荷重

栗角梁木 長拾尺(三m) 高四寸(二二cm) 幅三寸(九cm) 一聖間拾五

本 五百六拾三磅

松丸桁木 同拾貳尺(三・六m) 高三寸五分(一〇・五cm) 幅二寸五分

(七・五cm) 同四拾本 千五拾磅

松敷板 同拾尺(三m) 厚二寸(六cm) 幅七寸五分(二二・五cm) 同百

式拾八枚 四千八百磅

鉄線及鉄物 橋長一尺ニ付式拾磅 一聖間九拾六尺分 千九百式拾磅

計八千三百三十三磅(三・七五トン)

合荷重式万七千三十三磅(二二・一六五トン) 此二分ノ一 壹万三千

五百拾七磅(六・〇八二トン) トス

(この後、次頁より掲載の「鉄線仮橋応力計算」式が続く。)

〈注〉

- (1) 原文に読みやすいように読点をうった。
- (2) 参考のため尺貫法をm法に換算した数値を括弧内に示す。以下同様。
- (3) 径間 橋・せりもちなどの支柱から支柱までの間隔。スパン。支間。
- (4) 橋の長い方向に沿って渡した桁。
- (5) 物体が荷重を受けたとき荷重に応じて物体の内部に生じる抵抗力。その強さは物体内部にとつた任意の単位面積を通じて両側の部分が互いに及ぼしあう力で表される。内力。歪力。

(こそうそ のぶゆき 当館元職員)

**親索計算** 主索の計算

親索の長さ =  $2\sqrt{(\frac{L}{2})^2 + \frac{4}{3}L^2}$        $C = \text{全間九十六尺 } 29\text{m}$   
 主索の長さ       $L = \text{正矢七尺 但 } \frac{1}{15} \times$   
 $= 2\sqrt{(\frac{1}{2} \times 96)^2 + \frac{4}{3} \times 96^2}$        $A \ 29.4\text{m}$

中央応力 =  $\frac{W \times C}{80}$        $W = \text{親索一本に要する荷重}$   
 中央応力       $C = \text{全間九十六尺}$   
 $= \frac{15 \times 11 \times 96}{8 \times 7} = 23.172\text{t}$        $L = \text{正矢七尺}$   
 $A \ 10\text{t}$

八番線の数 =  $\frac{23.172}{12.00} = 1.93$  筋       $A \ 10\text{t}$   
 八番線の数       $A \ 10\text{t}$   
 77 筋合わせ

**吊索計算** 吊索の計算

吊線張力 =  $\frac{W}{n-1}$        $W = \text{親索一本に要する荷重}$   
 吊線張力       $n = \text{分格数} + 1 = \text{分格}$   
 $= \frac{15 \times 11}{78-1} = 901\text{斤}$        $16 \text{分}$   
 八番鉄線の数 =  $\frac{901}{13.00} = 3.3$  筋      依り安全期に依り四筋とする  
 八番線の数       $A \ 10\text{t}$   
 4 筋合わせとする

**梁材** 梁材

$B.M = \frac{1}{8} W l \times 12$        $W = \text{一分格上の荷重}$   
 ① 栗角梁木       $l = \text{架設長六尺}$   
 $= \frac{1}{8} \times \frac{27053}{10} \times 6 \times 12 = 15374\text{斤}$   
 而して梁の栗角の矩形 = 比  $6/10$  の比  $2/3$  とすべし  
 $B.M = \frac{1}{8} b d^3 = \frac{1}{8} \times 900 \times \frac{2}{3} = 16^3$   
 $\therefore b = \sqrt[3]{\frac{15374 \times 8}{900}} = 4.68$  (我 = 寸五分九厘 = 當り)

$b = \frac{2}{3} \times 4.68 = 3.12$  (我 = 寸五分九厘 = 當り)

然るに豫定ノ寸至ハ筋高四寸幅三寸ニテ算出スル寸至ニ比シ略シ  
 ニ割ヲ増シテハ更ニ安全ナリトス 高さ12cm × 幅9cm

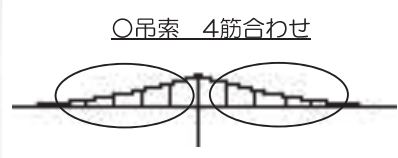
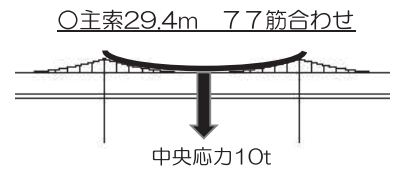


図1 鉄線仮橋応力計算書と模式図

- 注1) 以下図3まで復元にあたり、今日の建設用語に変えているところがある。  
 注2) 設計書は架橋理由、施工工程、材料表、人工、工費、荷重の計算が記述されており、現在の設計書とかなり似通ったつくりとなっている。また、橋の形状は現代の橋の形状とおなじであり、古くから橋の技術は確立されていると思われる。

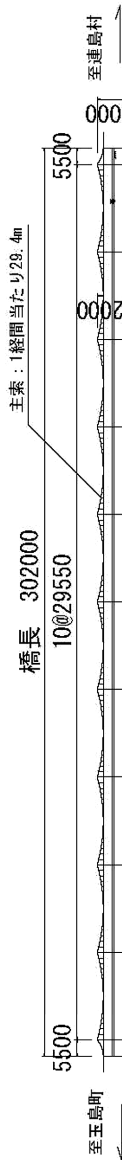




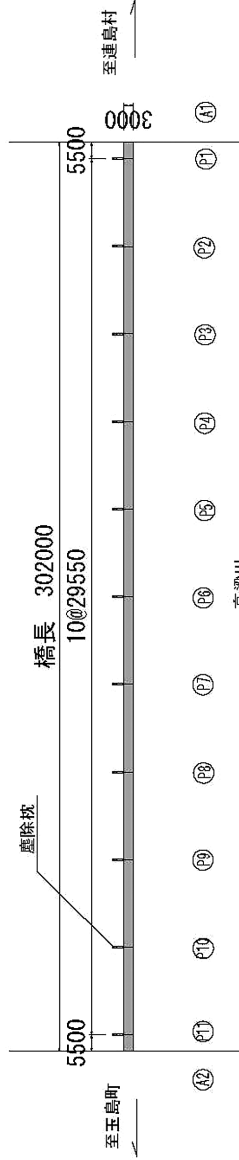


# 霞仮橋 橋梁一般図 (復元)

側面図 S=:800

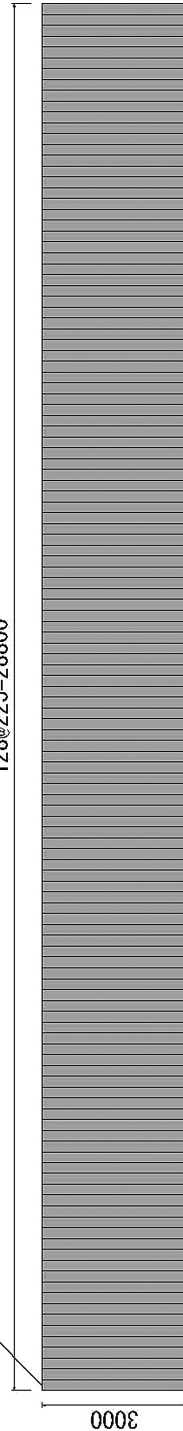


平面図 S=:800



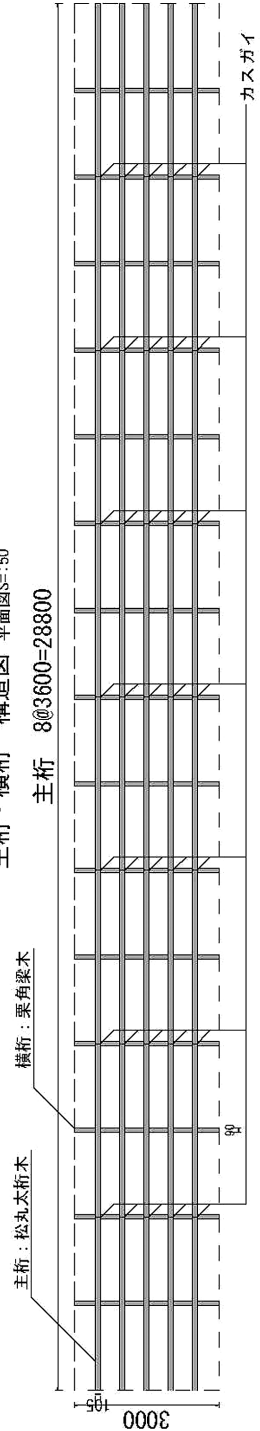
床版 平面図S=:50

128@225=28800

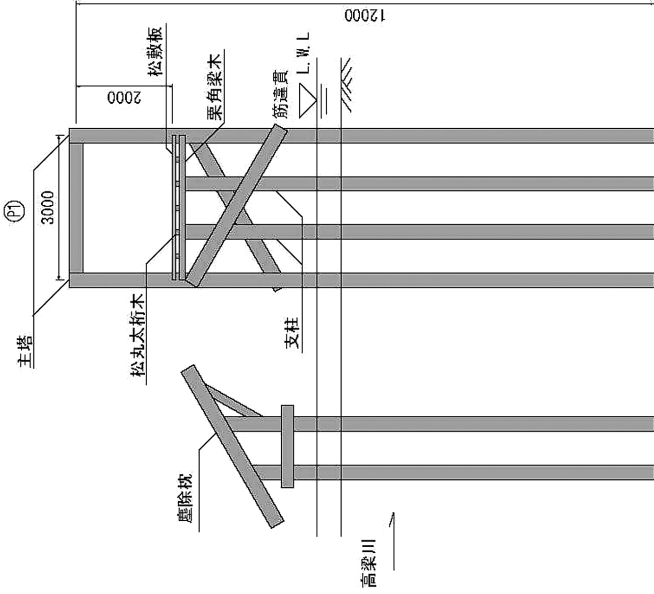


主桁・横桁 構造図 平面図S=:50

主桁 8@3600=28800



断面図 S=:50



橋梁諸元	
橋梁名	霞仮橋 (カヌミカリバシ)
所在地	岡山県倉敷市玉島上流 地内
路線名	一般国道 429号
架橋年度	明治 44年 (1911年) → 大正 4年 (1915年) (推定)
適用法令	不詳
死・活荷重	3.8t・8.5t
上部工形式	木製10径間連続吊り橋
下部工形式	主塔：木製、橋台：重力式橋台 (A1・A2) (推定)
基礎工形式	両詰基礎 (推定)
踏下条件	河川 (高梁川)
橋長	302,000m
全幅員	3,000m
有効幅員	2,700m
主系の定着	コンクリート

数量表

項目	種別	単位	数量
上部工 松敷板	40×225×3000	枚	133,000枚
松丸太桁木	100×125×28800	本	40,000本
栗角梁木	100×125×28800	本	16,000本
カスガイ	7×8	個	7×8
国産 松丸太	100×125	本	22
防凍用	4mm	本	22
主要 建設機械? 防犯	4mm	本	16,000本
主要 4倍長さ		本	
主要 両詰基礎		箇所	2
主要 橋台		箇所	1,1

資料名	倉敷市建設報告
図面番号	図面 429号
発行年	昭和 25年
発行所	倉敷市玉島上流 地内
備考	岡山県土木試験所

図3 設計書から復元した霞仮橋の図面

## 昭和九年九月室戸台風により被災した橋の再建写真

岡崎雅彦

瀬戸大橋開通三十周年を記念して岡山県立記録資料館では、平成三十年代企画展を「おかやま橋物語」と題して、人々と橋との様々なかかわりを紹介しました。橋は、古くから地域と地域をつなぎ、生活や産業を支える基盤として、人の移動や物流を通じて交流を促し、心と心を結びつけてきました。

瀬戸大橋のほか、同じく架橋三十周年を迎えた邑久長島大橋の架橋促進運動から開通までの動き、江戸時代から明治・大正時代にかけての橋にまつわる古文書、旧永安橋の存置要望関係文書、橋にまつわるグッズなどを展示し、人々の橋に対する願いや期待、思いを感じていただきました。

ところで、橋の歴史は、度重なる災害との戦いの歴史でもありました。洪水で流失したとき、人々は、より頑丈な橋の建設を希望し、再建します。

そこで、ここでは室戸台風により被災した橋にまつわる写真の展示について報告します。室戸台風は、昭和九年（一九三四）九月に襲来し、西日本各地に大きな被害をもたらしました。岡山県では、死者・行方不明者一五二名、住家被害は、全半壊三四一七戸、床上床下浸水四万六一三二戸に及びました。県内の各河川も大洪水となり、一三九四もの橋が流失しました。

岡山県土木部道路建設課には、県が復旧工事をした五四基の道路橋の再建当時の写真と諸元表を記録した『岡山県道路橋写真集』を保管しています。昭和十年代に再建された橋の中には、八十年を経た現在も利用されて

いるものも多くあります。当時の技術を尽くして建設された橋の造形は美しく、「おかやまの歴史的土木・近現代建築資産」に登録されている橋もあります。

そこで展示では、再建当時と現在の橋の姿を比較する写真を紹介しました。また、当館が所蔵している被災時の写真もあわせて展示しました。これによれば、橋の再建にあたっては、災害を教訓として橋脚の支間長を大きくしていることがわかります。

一つとして同じ橋はありません。個性豊かな橋の姿を楽しむことができました。

### 〈注〉

- (1) 『岡山県地域防災計画（資料編）』（平成三十年（二〇一八）二月 岡山県）第二章 岡山県の災害史 整理番号二〇二 風水害 過去の主な風水害
- (2) 『昭和九年岡山県風水害誌』（昭和十年（一九三五）十月五日 岡山県）六九―七〇頁

（おかげさま ささひこ 岡山県立記録資料館）





## 展示写真一覧表

### 吉井川水系

番号	橋梁名	被災時写真		再建時写真
		撮影年	出典	完成時期
①	奥津橋	—	—	昭和11年（1936）9月完成
②	錦橋	—	—	昭和11年（1936）12月完成
③	今津屋橋	昭和9年（1934）	A	昭和12年（1937）5月完成

### 旭川水系

番号	橋梁名	被災時写真		再建時写真
		撮影年	出典	完成時期
④	旦土大橋	昭和9年（1934）	A	昭和12年（1937）8月完成
⑤	江与味橋	—	—	昭和12年（1937）5月完成
⑥	中国鉄道福渡鉄橋	昭和9年（1934）	A	—
⑦	大原橋	昭和9年（1934）	B	昭和17年（1942）3月完成
⑧	山陽線旭川鉄橋	昭和9年（1934）	A・B	—

### 高梁川水系

番号	橋梁名	被災時写真		再建時写真
		撮影年	出典	完成時期
⑨	井倉橋	—	—	昭和12年（1937）1月完成
⑩	田井橋	昭和9年（1934）	A	昭和12年（1937）4月完成
⑪	方谷橋	—	—	昭和12年（1937）3月完成
⑫	水内橋	昭和9年（1934）	A	昭和12年（1937）12月完成

【出典】被災時写真 A：当館所蔵資料「昭和九年九月風水害被害状況」(B249)

B：当館所蔵図書「岡山風水害史」(K517/25/4)

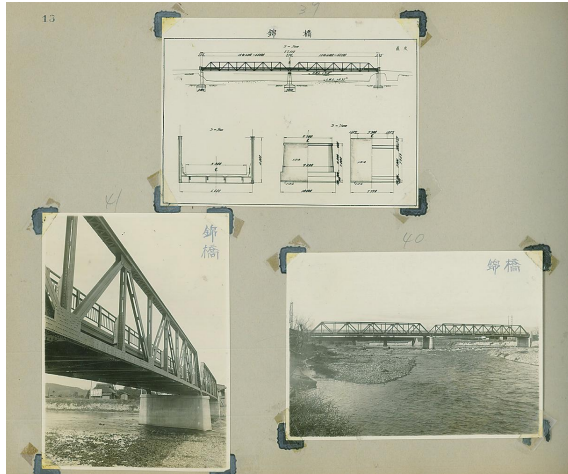
再建時写真 岡山県土木部道路建設課所蔵「岡山県道路橋写真輯」

※ 名称は、昭和9年(1934)当時

# 道路橋

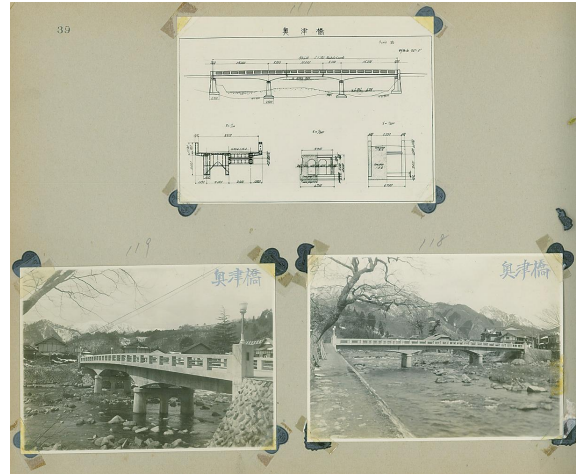
## 錦橋 (番号②)

### 再建時



## 奥津橋 (番号①)

### 再建時



### 現在



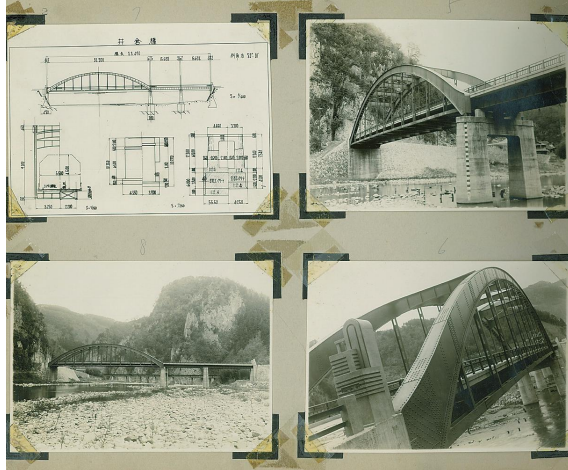
### 現在



# 道路橋

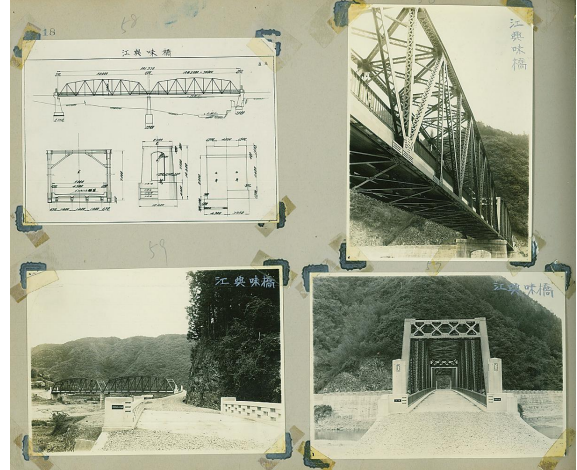
## 井倉橋 (番号⑨)

### 再建時



## 江与味橋 (番号⑤)

### 再建時



### 現在



### 現在

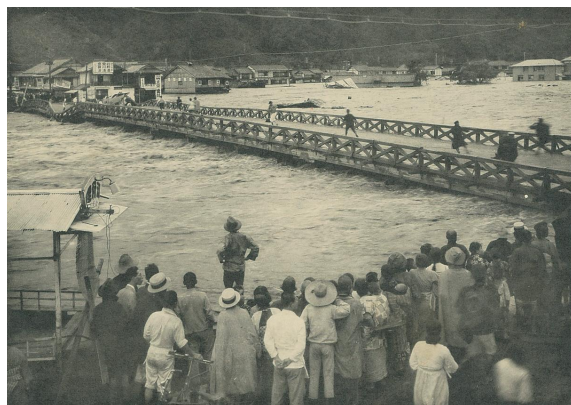




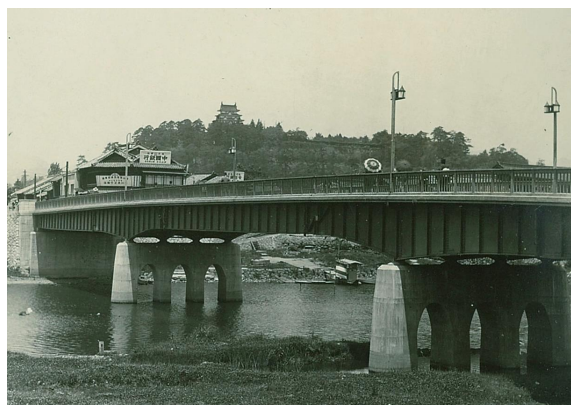
# 道路橋

## 今津屋橋 (番号③)

### 被災時



### 再建時



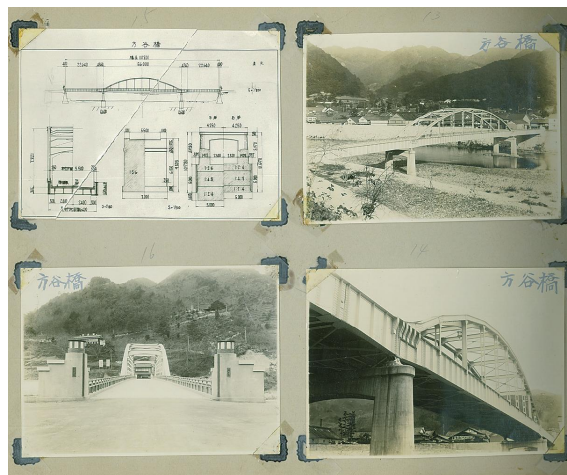
### 現在



(昭和40年(1965)に再建)

## 方谷橋 (番号⑪)

### 再建時



### 現在





# 道路橋

## 大原橋 (番号⑦)

被災時



再建時



現在



## 旦土大橋 (番号④)

被災時



再建時



現在





# 道路橋

## 水内橋 (番号⑫)

### 被災時



### 再建時



### 現在



## 田井橋 (番号⑩)

### 被災時



### 再建時



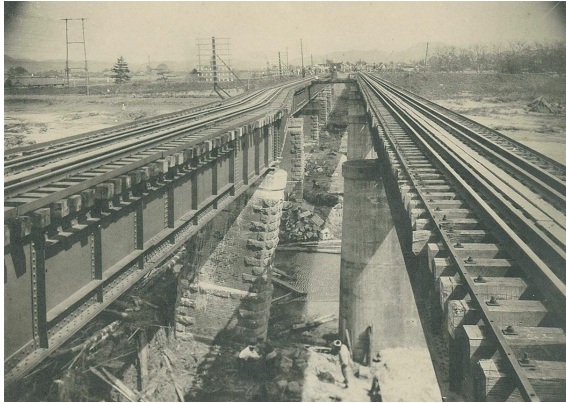
### 現在



## 鉄道橋

山陽線旭川鉄橋  
(現山陽本線旭川橋梁) (番号⑧)

被災時

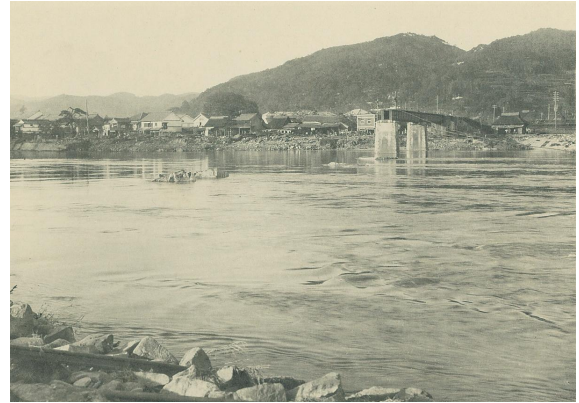


現在



中国鉄道福渡鉄橋  
(現津山線旭川橋梁) (番号⑥)

被災時



現在





# 鉄道橋

## 山陽線旭川鉄橋 (現山陽本線旭川橋梁) (番号⑧)

被災時



現在



## 編集後記

岡山県立記録資料館紀要第一四号をお届けいたします。本号は巻頭随想一本、特集関連三本、調査報告二本、ゼミナル報告一本、研究ノート一本、企画展関連報告二本を収録しています。

巻頭随想は全史料協副会長の佐藤勝巳氏にお願いしました。記録の持つ力とそれを歴史学という眼力で読み解く能力をもつアーキビストの重要性をご自身の長年の資料との向き合いから述べられています。電子社会における記録保存が抱える諸課題のもと未来の歴史家が大きな夢をいかに見ることができるとかは、現在のアーカイブズに関わる者にかかっていると提言には、新たな時代の潮目にいる私たちの責任を感じ激励されました。

また、本号では平成三十年七月豪雨災害への対応について特集を組みました。未曾有の被害に対して、当館がいかに取り組んだのか、資料の保全の本格化がこれからという自治体もあり、振り返るには少し早い時期かもしれないませんが、館としての取り組みを内省もこめて記録しました。中心になり対応に尽力した職員の目から館の活動をアーカイブしています。

調査報告一本目は当館利用者の坂本昇氏が新たに発見された坂本金弥の「法要記録」を紹介しています。金弥と直接交わった人物の目から新たな「中国民報」誕生話が見えてくるなど、新資料からの発見を躍動感をもって報告しています。

二本目は当館所蔵の久米北条郡桑下村甲本家資料の寄贈者親族である水島宜彦氏の調査報告です。氏は平成二十四年（二〇一三）に『水島耕一郎評伝』を上梓され、翻訳家であったご父君の生涯を明らかにするとともに、故郷桑村（のち桑下村）の風土や歴史等についてそのころより考察されて

います。

ゼミナル報告は当館職員の岡長平氏が戦後岡山の子どもたちに親しまれたカバヤ児童文庫について、発刊の背景、発刊後の広がりや評価についてその全体像を俯瞰的に明らかにし、戦後児童文学史の中に位置付ける必要性を提起しています。

近藤の研究ノートでは、平成二十六年（二〇一四）より分析を始めた「小山敬容日記」から今回は岡山藩国学の死生観や実際行われた祭祀について取上げました。復元できるものごとの多様さを日記を読みながら感じるもの、それを一つのテーマとして形作るにはその人物がバックボーンとした思想を位置づけることが重要と感じました。

最後に企画展関連報告を二本収録しています。本年も「おかやま橋ものがたり」として複数の職員が企画展を分担しました。当館元職員の高祖伸幸氏は倉敷市歴史資料整備室から借用した戦前の霞飯橋設計書から、設計図を現代に蘇らせました。また、当館職員の岡崎雅彦氏は昭和九年の室戸台風で被害にあった橋の被災写真、昭和十年代の再建写真、現況写真を連携展示しました。平成三十年七月豪雨の以前より計画していた企画展でしたが、昭和九年の台風被害にあった橋が、その後災害を乗り越え、現在も現役で使用されている姿を期せずして調査することとなり、その調査を通して先人たちが災害を乗り越えて現在へと繋げてきた営みに思いをはせることとなりました。

今年は、災害とアーカイブズについて考える機会が多い一年でしたが、これからも本紀要が社会の中での「記録資料」の可能性を探る媒体となるように取り組んで参りたいと思います。（近藤）



## 岡山県立記録資料館 紀 要 第14号

発行日 平成31（2019）年3月31日  
編集 岡山県立記録資料館  
発行 〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1  
☎(086)222-7838 / FAX(086)222-7842  
印刷 株式会社 三門印刷所  
〒703-8233 岡山県岡山市中区高屋4116-7  
☎(086)273-0550 / FAX(086)270-8202

ISSN 1880-8506 Printed in Japan



本紀要は当館紀要編集委員会の審査協議の上発行しておりますが、執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は当館としての見解を示すものではありません。